

# 長与町公共施設等総合管理計画

---



令和4年3月改訂

長 与 町



# 目 次

序章	公共施設等総合管理計画	
1.	公共施設等総合管理計画作成にあたって	1
2.	公共施設等総合管理計画の改訂にあたって	2
第1章	長与町の現況	
1.	長与町の概要	3
2.	人口	6
3.	長与町の財政	13
第2章	公共施設等の実態	
1.	公共施設等の分類	21
2.	公共施設等の配置状況	22
3.	公共施設の現状	28
4.	用途別の施設の現状	37
5.	地域別の施設の現状	50
6.	公共施設等に関する上位・関連計画	56
7.	更新と大規模改修における試算（将来の見通し）	69
8.	長与町を取り巻く現状と課題	76
第3章	公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針	
1.	計画期間	78
2.	現状から見るマネジメントのあり方	78
3.	現状の課題を解決する基本的な考え方	79
4.	基本方針	79
5.	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	82
6.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	83
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1.	公共施設の基本方針	86
2.	インフラ施設の基本方針	88
	用語解説	90







# 序章 公共施設等総合管理計画

## 1. 公共施設等総合管理計画作成にあたって

我が国の公共施設・インフラ施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、すでに更新<sup>※1</sup> 時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化等が求められているものがあり、その施設は今後さらに増加し続ける見込みである。近年、公共施設やインフラ施設に起因する重大事故が発生していることを鑑みると、これら施設の適切なメンテナンスを行うことは喫緊の課題と言える。

このような課題認識を背景として、国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体が管理するあらゆるインフラを対象に、官民が一丸となって戦略的な維持管理<sup>※2</sup>・更新等を推進していく方針を打ち出した。

加えて平成 26 年 4 月には総務省より、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定」を行う旨の要請が、全国の地方公共団体に対して行われた。この中で、「地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化<sup>※3</sup>などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」とし、これらを踏まえた計画の策定が求められている。

本町においても、全国の他自治体と同様に公共サービス<sup>※4</sup>の一環として、公共施設・インフラ施設の整備を行ってきており、これらの更新問題への対応は不可避である。しかしながら一方で、各自治体の有する人口・行政面積といった基礎的な数値はもとより、市町村合併の有無やまちづくりのあり方等によってこれらに対するアプローチ方法は大きく異なってくると言える。

このような中で、まずは本町が有する公共施設・インフラ施設の現状を適切に把握し、人口問題、財政問題、公共施設の保有量問題の各観点から調査・分析を行う。これらに、本町が持つ地域の特性やまちづくりの視点等を加味したうえで、今後の公共施設・インフラ施設の方針を取りまとめた「公共施設等総合管理計画」を策定し、戦略的な方針に基づき、維持管理・改修<sup>※5</sup>・更新を推進していく。

平成 29 年 3 月

## 2. 公共施設等総合管理計画の改訂にあたって

全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となる中、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設の計画的な更新・改修・統廃合を行う「公共施設マネジメント」を推進するため、国からの要請を踏まえて、本町でも平成 28 年度に長与町公共施設等総合管理計画を策定した。

また、総合管理計画で示す基本方針等を踏まえ、公共施設の類型ごとに長寿命化や更新等に関する具体的な対応方針を定める「個別施設計画（長寿命化計画）」の策定も全国的に進められており、本町においても、令和 2 年度までに道路、公園、橋梁などの各インフラ施設のほか、公営住宅、学校教育施設、その他の公共施設に関する個別施設計画（長寿命化計画）を策定している。

総合管理計画については、これまでも国の指針等において「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされている。

今般、国においても各省における計画の見直しが進んでいることを踏まえ、地方自治体が策定した総合管理計画についても、令和 3 年度中に見直しを行うよう、国からの通知が発出された。

このような経緯から、本町においても国の指針や通知等に基づき、下記のとおり計画の改訂を行うこととした。

- (1) 国から新たに「計画に記載すべき」と示された事項を適宜追記する。
- (2) 令和 2 年度までに各施設所管課で策定した「個別施設計画（長寿命化計画）」の内容を踏まえ、総合管理計画と個別施設計画の記述の整合を図る。
- (3) また、上記と併せて、計画に記載している各種数値等（人口、財政状況、施設保有量など）について、今回の改訂に合わせた時点修正を行う。

なお、本町の総合管理計画については、令和 3 年度時点で当初策定した計画の計画期間（2017 年度～2026 年度までの 10 年間）内であり、計画に定める「本町の公共施設管理に関する基本的な方針・考え方」など、計画の基本的な事項については、これまでの内容を踏襲するものとする。

令和 4 年 3 月



# 第1章 長与町の現況

## 1. 長与町の概要

### (1) 位置と地勢

本町は、長崎県の南部に位置しており、南部は長崎市、東部が諫早市、西部は時津町とそれぞれ接している。

町の面積は28.73㎢、温暖な気候で220年の歴史を持つみかん栽培をはじめ、いちじく栽培のほか、平成19年からは九州で初めてオリーブ栽培に取り組んでいる。

また、本町のシンボルとも言える長与川がその源を琴ノ尾岳中腹に発し、町の中心部を南から北へ流れ、波静かな大村湾に注いでいる。



図 本町の位置

## (2) 沿革

明治 22 年 4 月に町村制の施行により、9 郷をもって自治体としての長与村が誕生し、その後、昭和 44 年 1 月に町制へと移行した。

本町は純農村地帯として、柑橘栽培を主体に発展してきたが、昭和 45 年頃から長崎市の市街地が北部へと延伸するのに伴い、住宅都市としての需要が高まったことで人口流入が進み、令和 3 年 3 月末時点での人口は 41,121 人と、県下の市町別人口数では 8 番目、町としては県内で最多の人口を有している。

## (3) 土地利用

本町の地形は、平地が少なく三方を山地に囲まれており、その山麓から中腹付近の傾斜地は主に畑などの農用地として、長与川沿いの低地や南方の丘陵地は主に宅地や商業用地として利用されている。

総面積は 28.73 ㎥で、地目別面積で見ると、山林が最も多く 3 割超を占め、次いで畑が 3 割弱、雑種地が 1 割強となっている。

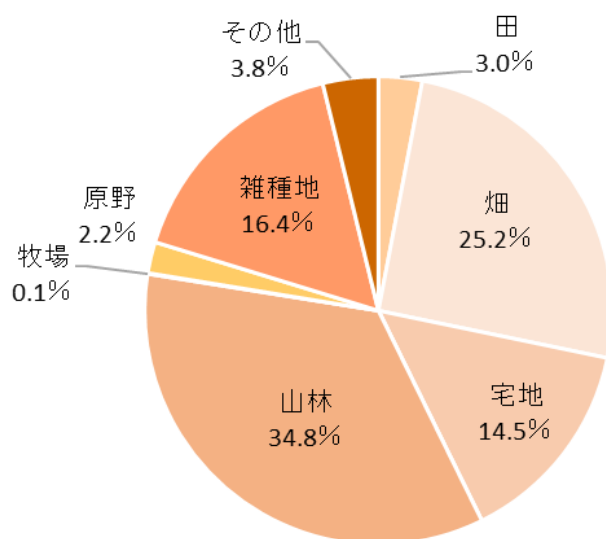


図 地目別面積の構成比

資料：令和 2 年度固定資産概要調書

#### (4) 交通状況

本町の道路体系は、国道 207 号・県道長崎多良見線・県道東長崎長与線及び県道長与大橋町線の 4 路線が主要幹線道路として骨格を形成し、これらに町道が接続する道路網となっている。

本町の地域公共交通体系は、鉄道と路線バスから成り立っており、通勤通学などの足として利用されている。鉄道は、JR 九州の長崎本線（長与経由）が横断して走っており、道ノ尾駅・高田駅・長与駅及び本川内駅の 4 つの駅がある。町内の主要駅である長与駅から長崎駅までの所要時間は約 17 分であり、利便性が高い。また路線バスは、町内各所から長崎市中心部を結ぶ路線を中心に多数運行されている。



資料：長与町都市計画マスタープラン

## 2. 人口

### (1) 人口と世帯数の推移

本町の令和 3 年 3 月末時点の住民基本台帳における人口は 41,121 人であり、昭和 40 年から平成 22 年までは増加傾向にあったが、平成 22 年をピークに横ばいの傾向を示し、平成 28 年度から減少に転じた。

一方、世帯数は継続して微増傾向を示しており、令和 3 年 3 月末時点の住民基本台帳上の世帯数は 17,192 世帯である。

なお、令和 2 年国勢調査における人口は 40,780 人、世帯数は 16,011 世帯であり、前回平成 27 年の同調査と比較すると、人口が 1,768 人、世帯数は 226 世帯の減少となった。

表 人口・世帯数の推移（各年度末現在）

年度	人口		世帯数	
	人口	増減率	世帯数	増減率
S40年	12,370	-	2,637	-
S45年	14,371	1.16	3,380	1.28
S50年	19,886	1.38	5,124	1.52
S55年	29,356	1.48	8,005	1.56
S60年	31,296	1.07	8,973	1.12
H2年	33,735	1.08	10,158	1.13
H7年	36,169	1.07	11,664	1.15
H12年	41,076	1.14	14,015	1.20
H17年	42,568	1.04	15,182	1.08
H22年	42,605	1.00	16,100	1.06
H27年	42,418	1.00	16,872	1.05
R2年	41,121	0.97	17,192	1.02

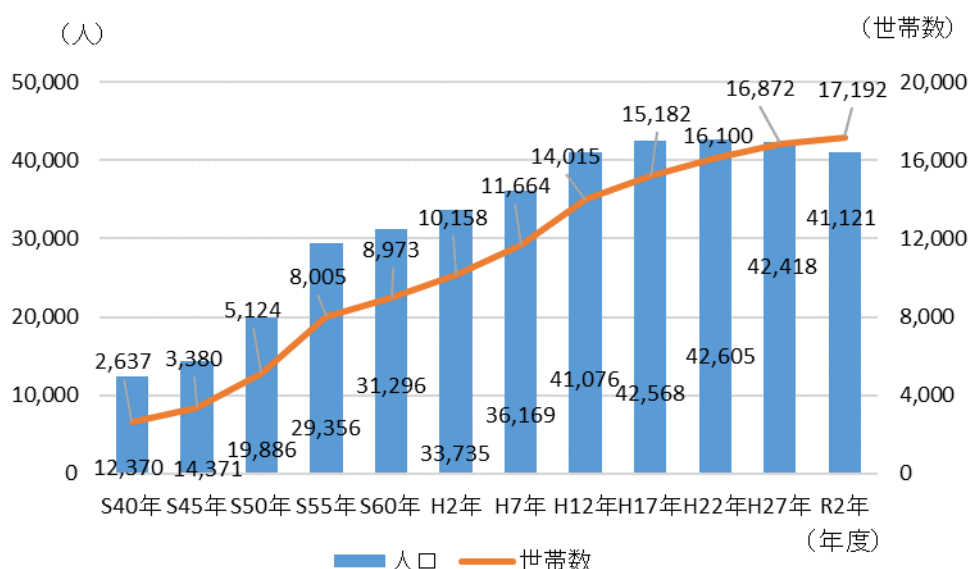


図 人口・世帯数の推移（各年度末現在）

資料：住民基本台帳



(2) 年齢別人口の推移

令和 2 年度における本町の年齢 3 区分別人口は、15 歳未満の年少人口が 5,941 人（14.4%）、15～64 歳の生産年齢人口が 24,046 人（58.5%）、65 歳以上の老年人口が 11,134 人（27.1%）である。

5 力年毎の推移を見ると、年少人口の割合は減少傾向にあり、平成 22 年度には老年人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進行していることがわかる。

表 年齢 3 区分別人口の推移（各年度末現在）

区分	年少人口 (15歳未満)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総人口
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成2年度	7,365	21.8%	23,027	68.3%	3,343	9.9%	33,735
平成7年度	7,130	19.7%	24,614	68.1%	4,425	12.2%	36,169
平成12年度	7,923	19.3%	27,601	67.2%	5,552	13.5%	41,076
平成17年度	7,752	18.2%	28,048	65.9%	6,768	15.9%	42,568
平成22年度	7,027	16.5%	27,672	65.0%	7,906	18.5%	42,605
平成27年度	6,460	15.2%	26,110	61.6%	9,848	23.2%	42,418
令和2年度	5,941	14.4%	24,046	58.5%	11,134	27.1%	41,121

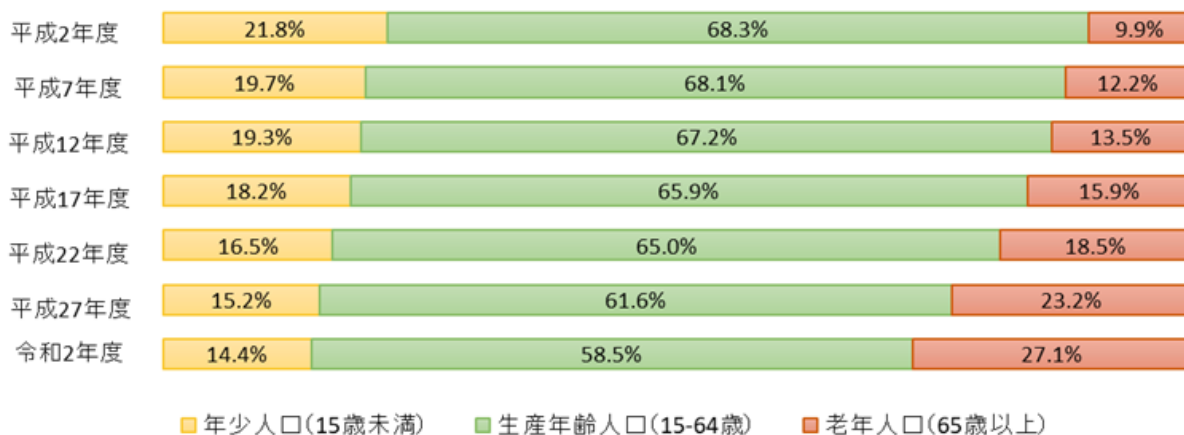


図 年齢 3 区分別人口の推移（各年度末現在）

資料：住民基本台帳

### (3) 将来人口

令和3年3月に改訂された「長与町人口ビジョン」では、将来人口のシミュレーションにおいて、以下の2パターンで比較を行っている。

- ① 国立社会保障・人口問題研究所（以下社人研）準拠による推計
- ② 社人研準拠の推計方法に段階的に出生率が2.14まで上昇しその後一定とした推計

このなかで②を本町が目指すべき目標推計人口としており、2040年（令和22年）までに社会動態の均衡を達成することで、2060年（令和42年）に37,000人程度の人口水準を目指すとしている。

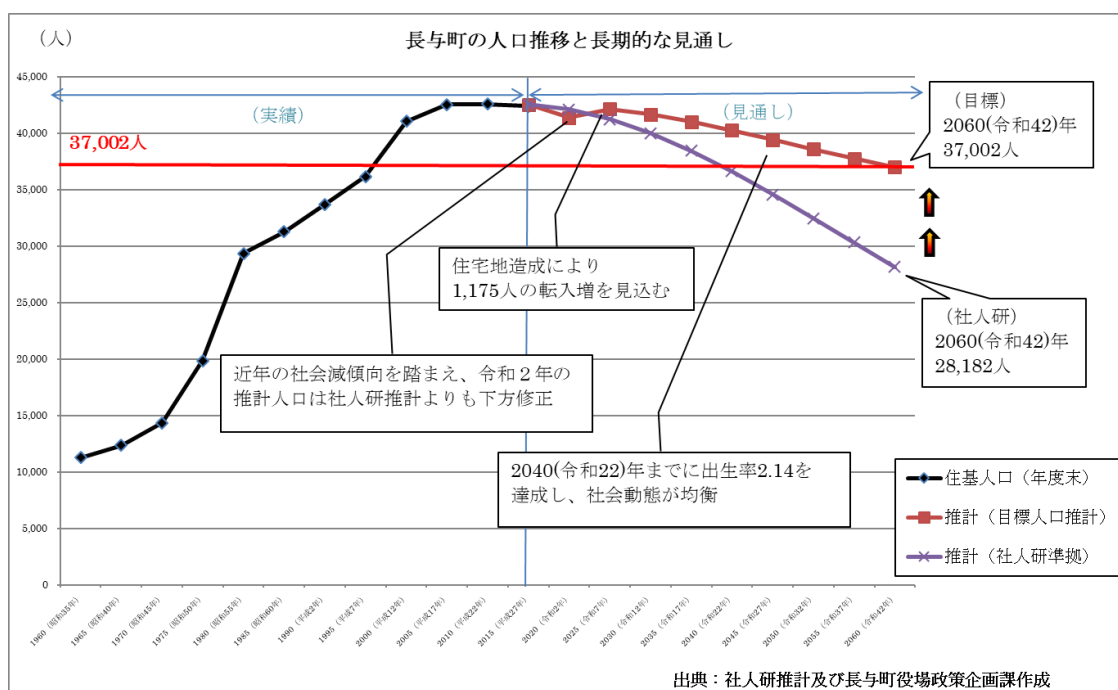
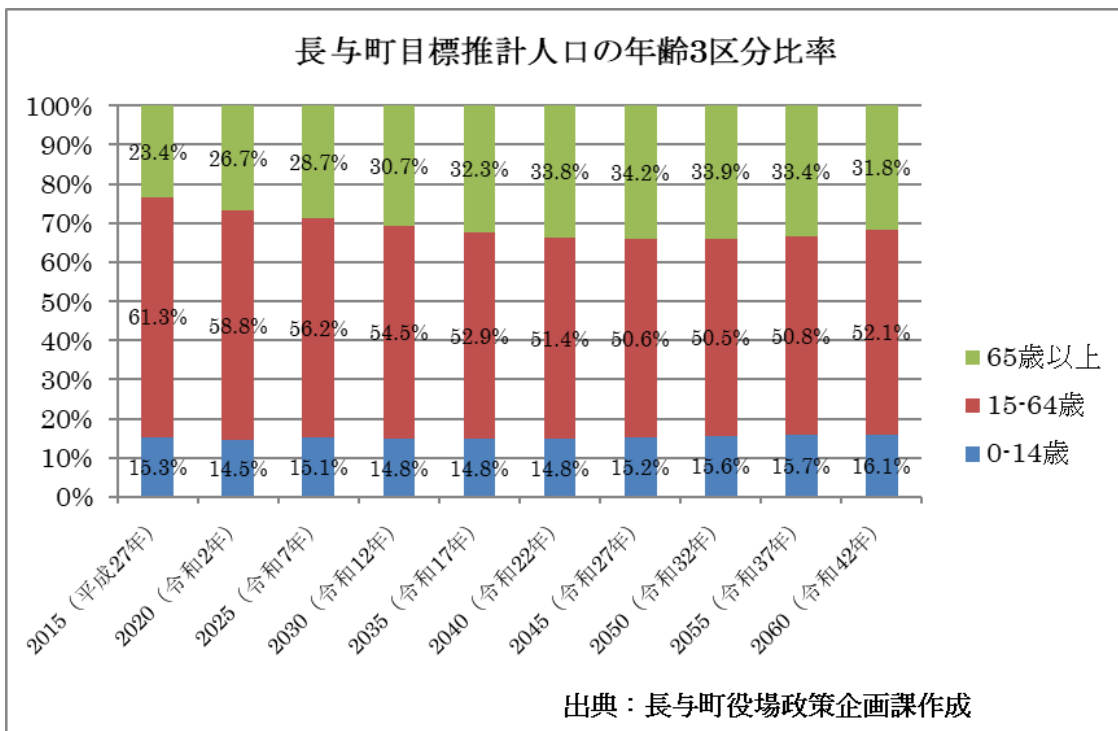
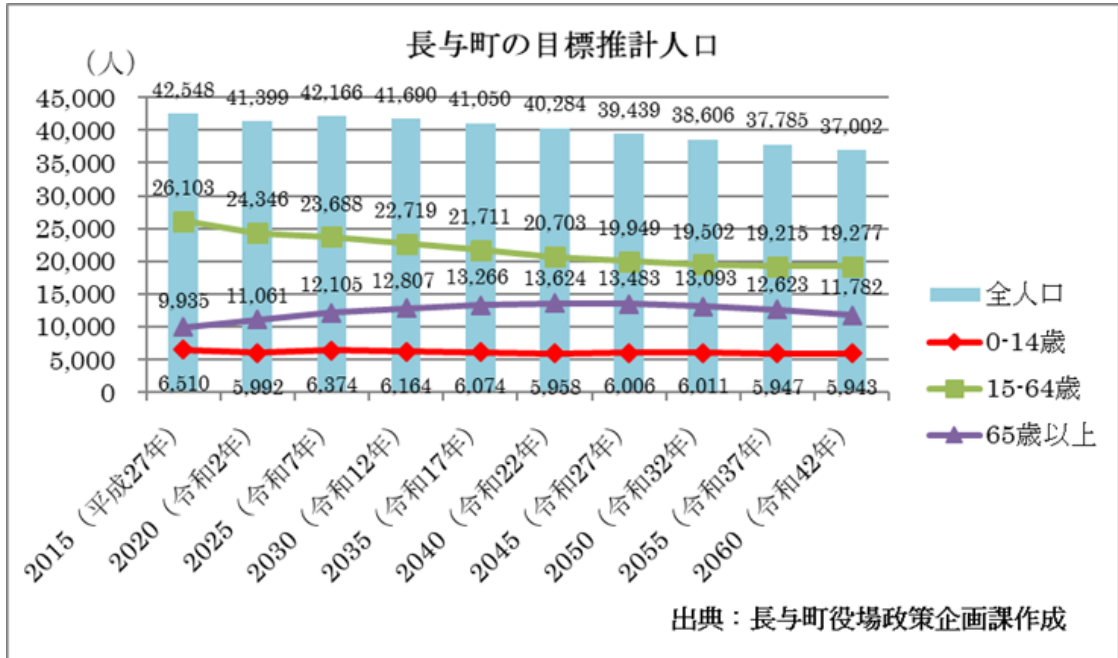


図 長与町 将来人口シミュレーション

資料：長与町人口ビジョン（令和2年度改訂版）



この目標推計値における年齢3区分別の推移では、65歳以上の人口の増加が2045年（令和27年）まで続くものの、その後は減少に転じるとしており、年齢3区分別の割合でも2050年（令和32年）をピークに、人口構造の若返りが起こり始めるとしている。



資料：長与町人口ビジョン（令和2年度改訂版）

(4) 地区別の人口

令和3年3月31日現在の住民基本台帳における人口は41,121人、世帯数は17,192世帯となっている。

これを5つに区分されている地区コミュニティ別に比較すると、人口では長与南地区が10,324人と最も多く、全体の4分の1超を占めている。以下、高田地区の9,427人、長与中央地区の7,893人の順である。

次に高齢化率（65歳以上の人口の占める割合）に目を移すと、上長与地区が31.7%、長与北部地区30.4%、高田地区28.5%となっており、ここまでが町の高齢化率の平均値を上回っている。他方、長与中央地区は25.5%、長与南地区に至っては21.7%であり、この2地区が高齢化率を引き下げている。

表 地区別人口・世帯数・高齢化率（年度末現在）

地区コミュニティ	男 (人)	女 (人)	計 (人)	世帯数 (世帯)	65歳以上人口 (人)	高齢化率
長与北部地区	3,149	3,379	6,528	2,767	1,986	30.4%
長与中央地区	3,770	4,123	7,893	3,166	2,011	25.5%
上長与地区	3,324	3,625	6,949	2,814	2,204	31.7%
長与南地区	4,879	5,445	10,324	4,213	2,242	21.7%
高田地区	4,514	4,913	9,427	4,232	2,691	28.5%
合計	19,636	21,485	41,121	17,192	11,134	27.1%

資料：住民基本台帳

表 地区区分と自治会

地区	自治会
長与北部地区	嬉里谷、三彩、上齊藤、毛屋白津、舟津、佐敷川内、前田川内・浜崎、岡岬、岡中央、馬込一本松、塩床、川頭
長与中央地区	内園、南田川内、丸田谷、丸田アパート、皆前、北陽台、嬉里中央、定林
上長与地区	木場、大越、横平、上平、下平、三根、緑が丘、ニュータウン東、ニュータウン中央、ニュータウン西
長与南地区	池山、井手本、辻後、青葉台、南陽台、サニータウン北、サニータウン南、サニータウン東、まなび野東、まなび野西
高田地区	日当野、道の尾、高田越、百合野、百合野第一、百合野第二、東高田、下高田、西高田、フォーレツインキャッスル

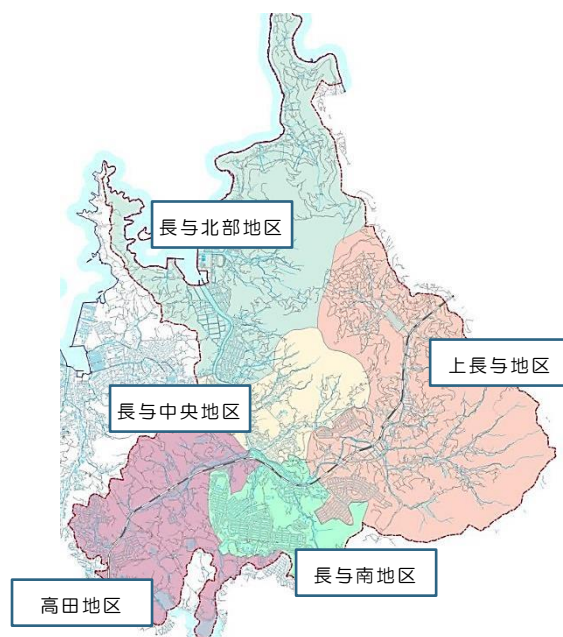


図 地区区分

(5) 転出入人口

本町の人口移動の推移としては、転入のピークが昭和 52 年度の 3,995 人、転出のピークが平成 18 年度の 2,739 人となっており、平成 16 年度以降転出超過傾向にある。平成 26～27 年度は北陽台団地の造成により一時的に抑えられたものの、それ以降は引き続き転出超過が続いている。

また、県内・県外への人口移動の現状として、令和 2 年度において県内での人口増減が大きいのは大村市であり、西九州新幹線開業に伴う市街地（宅地）整備が進んでいる影響が大きいと見られている。県外への転出については、東京圏・福岡県への移動が常態化している。

昼夜間人口比率は、ほぼ横ばいの傾向となっている。

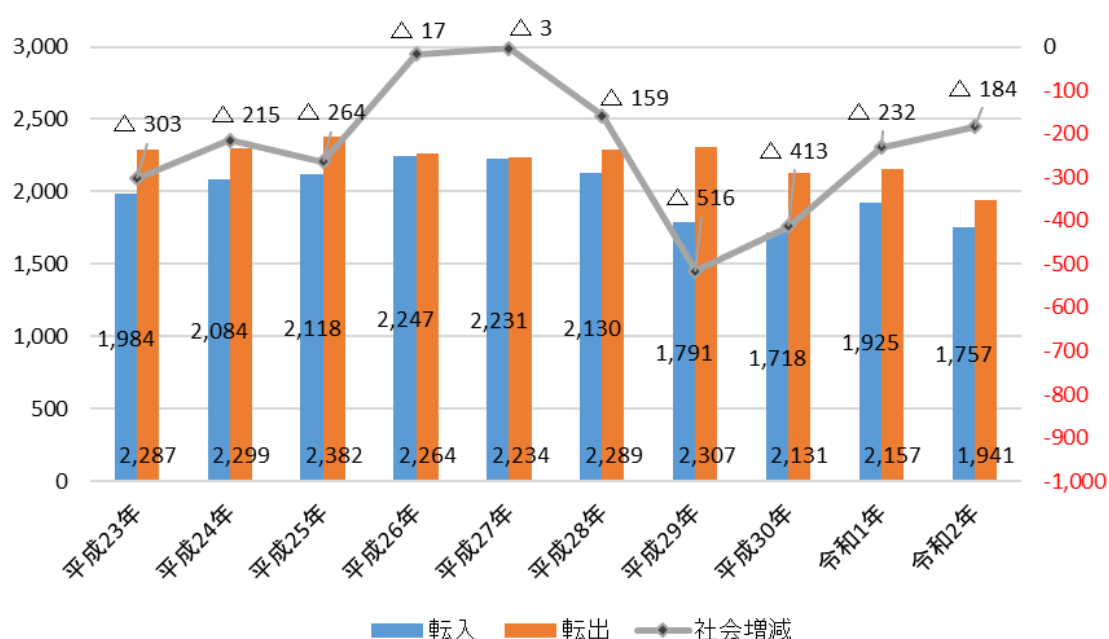


図 近年の人口移動の推移

表 昼間・夜間人口

	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
平成2年	25,470	33,612	75.8
平成7年	26,621	35,370	75.3
平成12年	30,471	40,331	75.6
平成17年	32,644	42,644	76.6
平成22年	31,857	42,535	74.9
平成27年	32,281	42,548	75.9

資料：住民基本台帳（上図）、各年国勢調査（下表）

(6) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数は、第1次産業及び第2次産業は減少傾向であるのに対し、第3次産業は増加傾向にある。

産業別就業者数の割合を、全国と比較すると、第2次産業の割合は約6%低いが、これは全国と県との対比においても同様であり、総じて県内では第2次産業従事者の割合が低いということが言える。一方で、第3次産業就業者数の割合では、全国との比較で約6%、長崎県とでは約5%高くなっており、相対的に本町は第3次産業就業者数の割合が高いということがわかる。また、第1次産業就業者数の割合は、全国の平均値よりも低く、長崎県との対比では4割程度に留まっている。

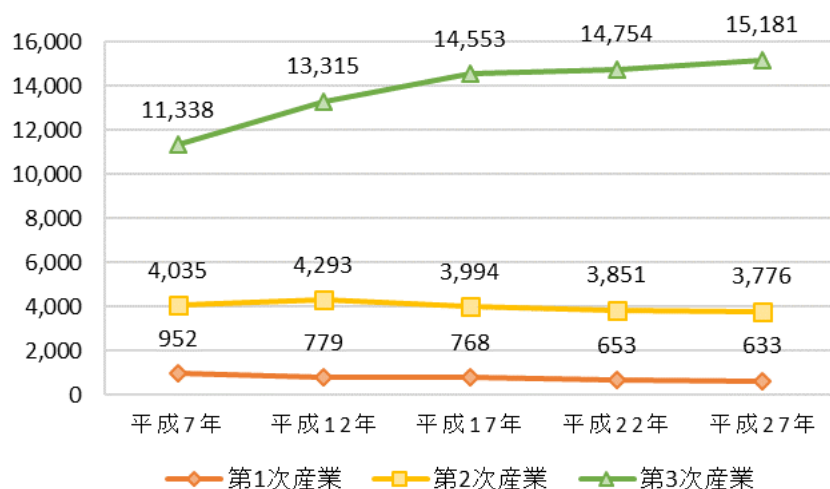


図 産業別就業者数の推移

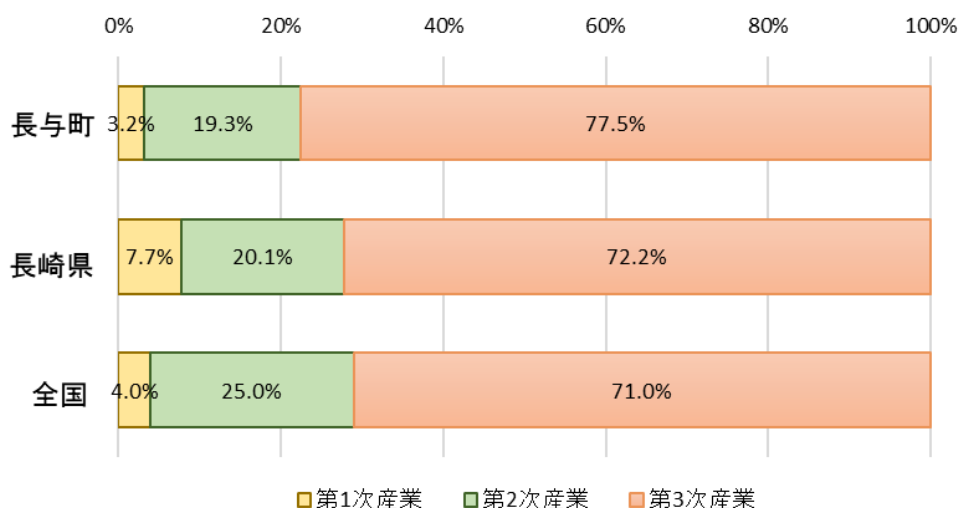


図 産業別就業者数の割合（平成27年）

資料：各年国勢調査

### 3. 長与町の財政

#### (1) 令和元年度決算状況

令和元年度の本町の一般会計<sup>※6</sup>の決算総額は、歳入決算額 135 億 8,544 万円、歳出決算額 127 億 3,763 万円、歳入歳出差引額は、8 億 4,781 万円となっている。

表 令和元年度決算

単位: 万円

会計区分	歳入	歳出	歳入歳出 差引額
一般会計	1,358,544	1,273,763	84,781
特別会計	824,908	782,819	42,089
駐車場事業	916	772	144
土地区画整理事業	72,533	58,166	14,367
国民健康保険	405,327	395,438	9,889
介護保険	294,803	277,220	17,583
後期高齢者医療	51,329	51,223	106
合計	3,008,360	2,839,401	168,959

表 令和元年度 主な財政指数の状況

区分	令和元年度	
	長与町	類似団体平均
実質収支比率(%)	9.1	5.3
経常収支比率(%)	95.1	91.5
財政力指数	0.67	0.67
実質公債費比率(%)	7.5	6.6
将来負担比率(%)	5.4	20.3

- ・実質収支比率…実質収支の多寡の状況を見る指標であり、財政運営の健全性を判断する指標。概ね、3～5%程度が望ましい水準とされている。
- ・経常収支比率…人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、町税など経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを表す、財政構造の弾力性を測る指標。一般的には70～80%程度が妥当と考えられている。
- ・財政力指数…一般財源必要額に対して町税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、指数が1に近いほど財政力が強い団体と言える。
- ・実質公債費比率…一般会計が負担する一年間の借金の返済額が、一年間の収入に対してどの程度かを表す指標。数値が低いほど財政が健全であることを示す。
- ・将来負担比率…一般会計が将来的に負担する借金の総額が、一年間の収入に対してどの程度かを表す指標。数値が低いほど財政が健全であることを示す。
- ・類似団体…全国の自治体を市町村区分や人口規模、産業構造で細分化した、同類型の団体。

資料：令和元年度決算書（上表）、令和元年度財政状況資料集（下表）

(2) 歳入（一般会計）の内訳

令和元年度決算の歳入額は 135 億 8,544 万円であり、前年度と比較すると 6 億 3,966 万円（+4.9%）増加している。

自主財源では「町税」が 35%、依存財源では「国・県支出金」が 22%と最も割合が大きい。

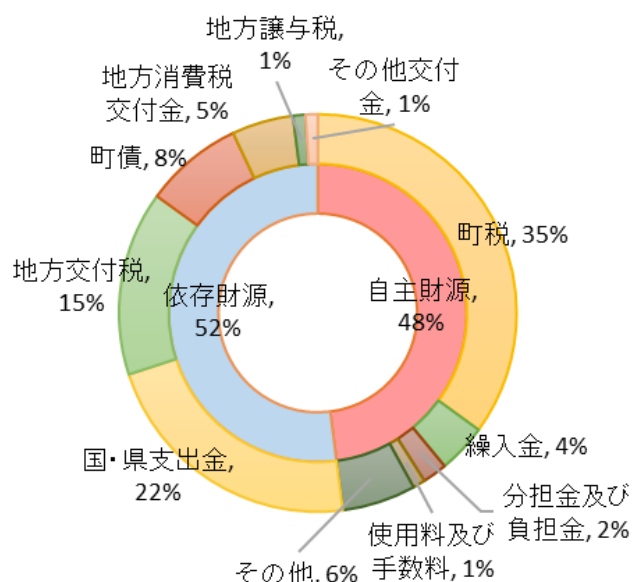


図 令和元年度歳入（一般会計）の内訳

表 歳入（一般会計）の内訳

単位：万円、%

区分	款	令和元年度		平成30年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	町税	468,819	48%	463,896	50%	4,923
	繰入金	56,963		52,271		4,692
	分担金及び負担金	24,421		29,703		△ 5,282
	使用料及び手数料	18,827		19,519		△ 692
	財産収入	1,010		4,889		△ 3,879
	寄附金	6,173		20,262		△ 14,089
	繰越金	56,979		42,369		14,610
	諸収入	15,050		15,755		△ 705
依存財源	国・県支出金	302,192	52%	256,776	50%	45,416
	地方交付税	213,297		204,240		9,057
	町債	106,060		97,523		8,537
	地方消費税交付金	64,862		67,343		△ 2,481
	地方譲与税	10,451		10,287		164
	その他交付金	13,440		9,745		3,695
合計		1,358,544	100%	1,294,578	100%	63,966

資料：平成 30 年度決算書・令和元年度決算書

平成 27 年度以降の歳入の推移をみると、「町税」は平成 27 年度以降約 45 億円程度を維持している。しかし将来人口、とりわけ生産年齢人口の割合が減少すると見込まれているため、これに伴い町税も減少していくことが予想される。

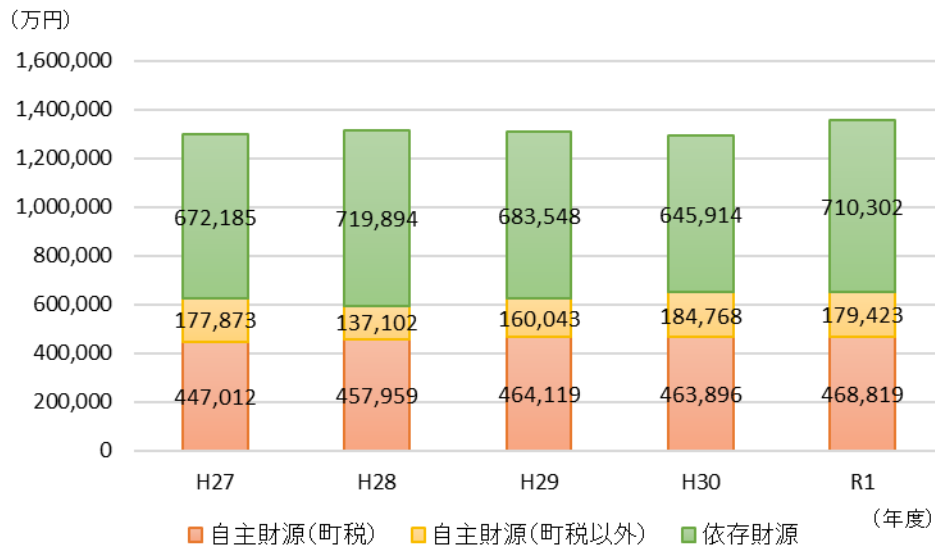


図 歳入（一般会計）の推移

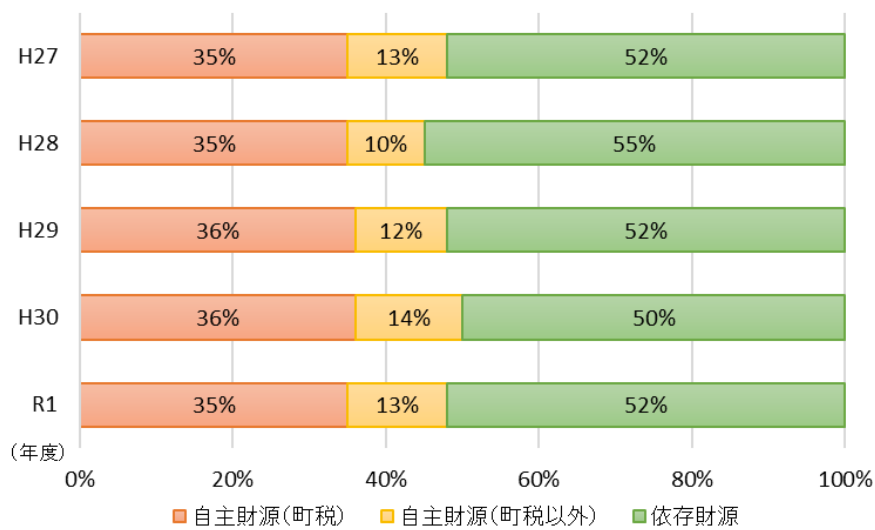


図 歳入（一般会計）の割合

資料：平成 27～令和元年度決算書



(3) 歳出（一般会計）の内訳

令和元年度決算の歳出額は 127 億 3,763 万円で、前年度と比較すると 7 億 6,164 万円（+6.3%）増加している。

内訳としては、「民生費」が最も高い 40%であり、以下「教育費」13%、「土木費」及び「公債費」が 11%、「総務費」10%となっている。なお、「教育費」は町内全小中学校へのエアコン設置などの施設整備事業により、前年度と比べ 4 億 2,114 万円（35.4%）増加した。

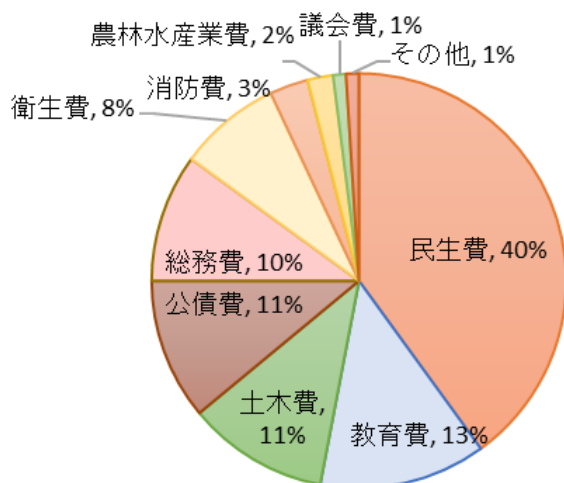


図 令和元年度歳出（一般会計）の内訳

表 歳出（一般会計）の内訳

単位：万円、%

款	令和元年度		平成30年度		増減額
	決算額	構成比	決算額	構成比	
民生費	511,084	40%	476,421	40%	34,663
土木費	143,141	11%	154,797	13%	△ 11,656
公債費	136,390	11%	139,427	12%	△ 3,037
総務費	132,544	10%	130,899	11%	1,645
衛生費	104,502	8%	99,989	8%	4,513
教育費	160,922	13%	118,808	10%	42,114
消防費	37,280	3%	34,548	3%	2,732
農林水産業費	18,806	2%	19,337	1%	△ 531
議会費	13,473	1%	13,493	1%	△ 20
商工費	8,497	1%	5,921	1%	2,576
労働費	4,893		3,169		1,724
災害復旧費	1,929		541		1,388
諸支出金	302		249		53
合計	1,273,763	100%	1,197,599	100%	76,164

資料：平成 30 年度決算書・令和元年度決算書



平成 27 年度以降の歳出の推移をみると、「民生費」は平成 30 年に保育所の増改築に係る補助金の減少などにより一時的に減少したものの、概ね増加傾向にある。「土木費」については高田南土地区画整理事業や西高田線などの単年度事業費の増減により変動がみられる。「公債費」「総務費」「衛生費」などは概ね横ばいとなっている。「教育費」は町内全小中学校へのエアコン設置などの施設整備事業により、令和元年度に大きく増額となった。

歳出に関して俯瞰的に見ると、今後、高齢化の進展に伴い、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられる。

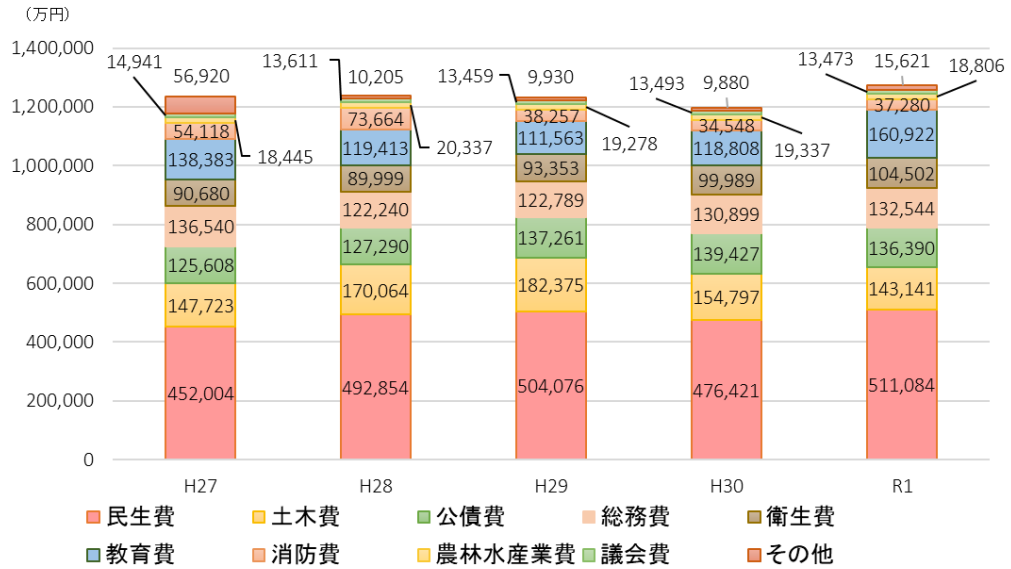


図 歳出（一般会計）の推移

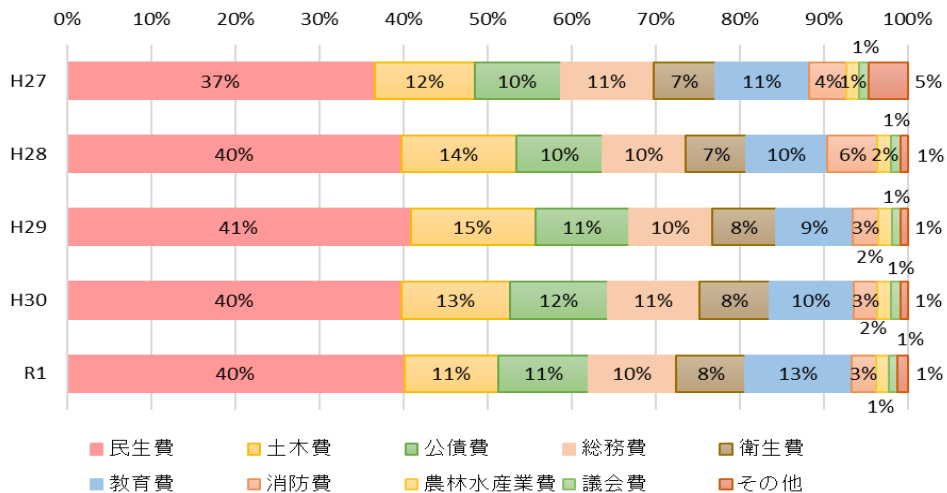


図 歳出（一般会計）の割合

資料：平成 27～令和元年度決算書

(4) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、「投資的経費<sup>※7</sup>」、「維持補修費」、「公債費」がある。

当該経費については、本町の現状把握に加えて、今後の公共施設等に関する経費における一つの目安となるものであり、幅広く推移を把握する必要性を考慮し、過去10年間まで遡った経費の動きを図に示す。

まず「投資的経費」についてであるが、平成24年度が約31.7億円と最も高くなっており、これは長与小学校建設費が生じたことに起因する。

なお「投資的経費」のうち、「普通建設事業費<sup>※8</sup>」の過去10年間の年平均額は、約18.6億円となっている。

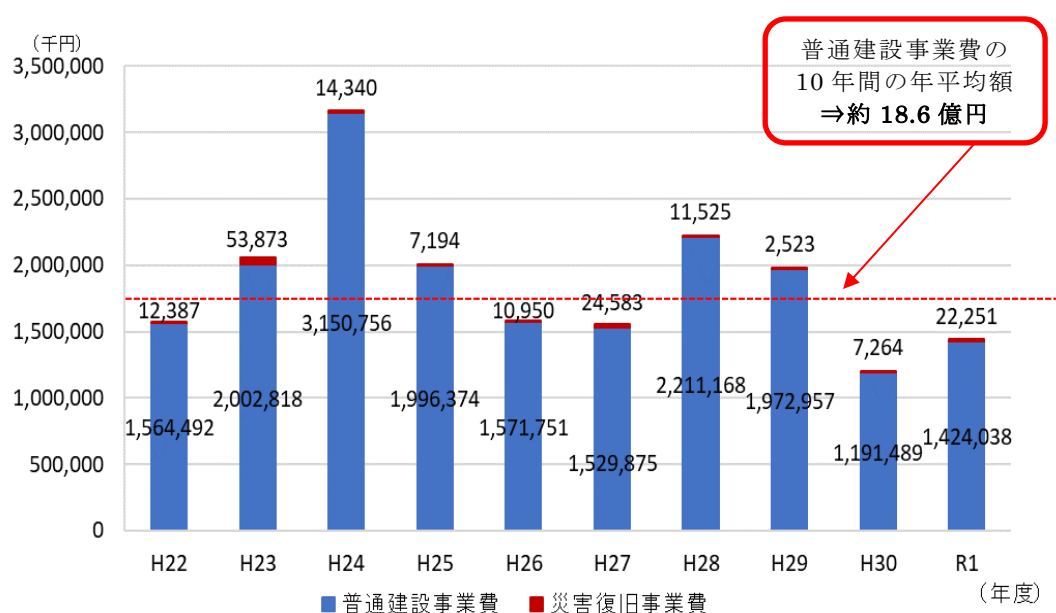


図 投資的経費の推移

資料：とうけいながよ 平成22～令和元年度 普通会計歳出状況(性質別歳出)

次に「維持補修費」を見ると、過去 10 年では令和元年度が最多の約 1 億円と  
なっていることがわかる。

なお「維持補修費」にかかる過去 10 年間の年平均額は、約 9,200 万円であ  
る。

最後に「公債費」についてであるが、平成 26 年度に町債の借換えや長与町学  
校建設事業に係る町債の償還などにより増加しており、過去 10 年間の年平均額  
は約 12 億 8 千万円であるが、平成 26 年度から令和元年度までの年平均額は約  
13 億 3 千万円となっている。



図 維持補修費の推移

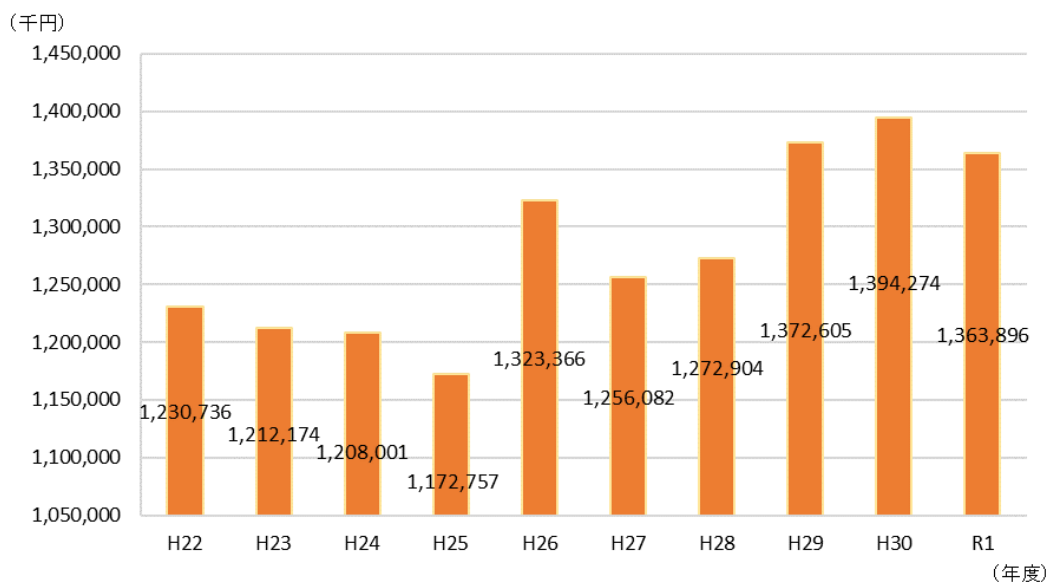


図 公債費の推移

資料：とうけいながよ 平成 22～令和元年度 普通会計歳出状況(性質別歳出)

(5) 職員数

本町の職員数の推移を見ると、平成 22 年度以降の 10 年間で 11 名の増となっており、令和元年度では一般行政職の再任用職員 2 名を含めて 232 人となっている。

職種別でみると、一般行政職が最も多く、全体の約 9 割を占めている。

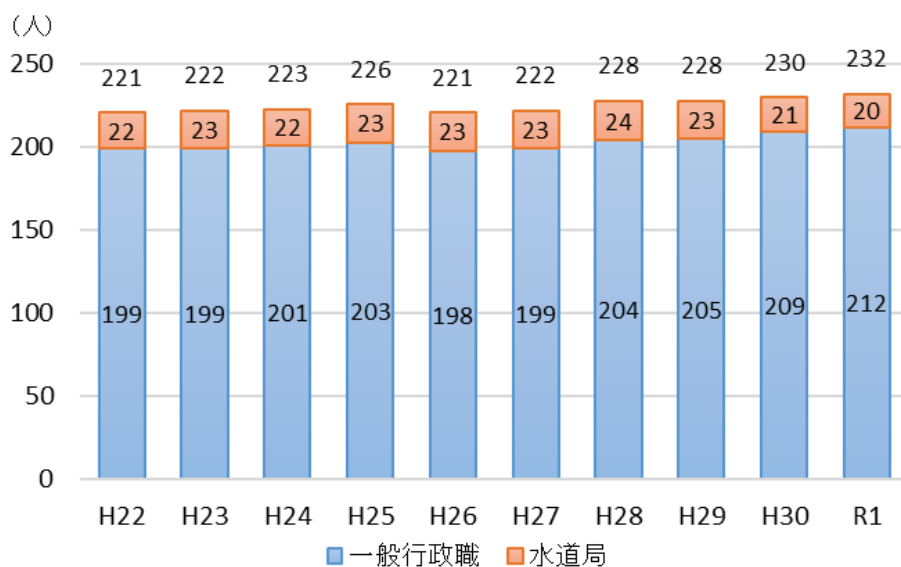


図 職員数の推移

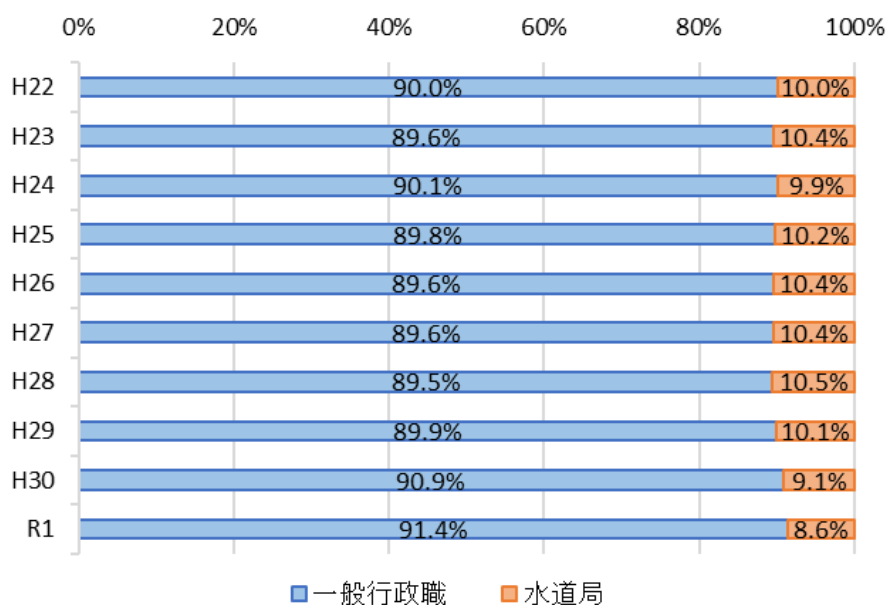


図 職員数の割合

資料：長与町人事行政の運営等の状況（各年 4 月 1 日現在）



## 第2章 公共施設等の実態

### 1. 公共施設等の分類

本町が保有する公共施設等は、役場本庁舎から学校、公民館、図書館や町営住宅などの公共施設（建物系施設）と道路・橋梁などからなるインフラ施設に分類される。これらの施設はそれぞれに設置された法令・目的等が異なっており、そのすべてを一概に評価していくことはできない。特に、公共施設は機能面を踏まえ類型ごとに細分化して分析することが必要であるため、以下のとおり分類を行う。

大分類	中分類
①行政系施設	庁舎等
	消防施設
②社会教育系施設	図書館
③保健・福祉施設	高齢福祉施設
	その他社会保険施設
④市民文化系施設	集会施設
	文化施設
⑤学校教育系施設	学校
	その他教育施設
⑥子育て支援施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
⑦公営住宅	公営住宅
⑧スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設
⑨産業系施設	産業系施設
⑩上水道施設	上水道施設
⑪下水道施設	下水道施設
⑫供給処理施設	供給処理施設
⑬その他	その他

※ 施設類型は、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」による類型を用いている。たとえば、公民館は社会教育法に定義される「社会教育施設」であるが、建物の機能面から「市民文化系施設」に分類している。

## 2. 公共施設等の配置状況

### (1) 保有する主な公共施設

本町が保有する主要な公共施設は、以下のとおりである。

ただし、スポーツ・レクリエーション系施設の5施設（下表の No.28～32）については建物を有しない施設であり、公共施設の分析対象から除外している。

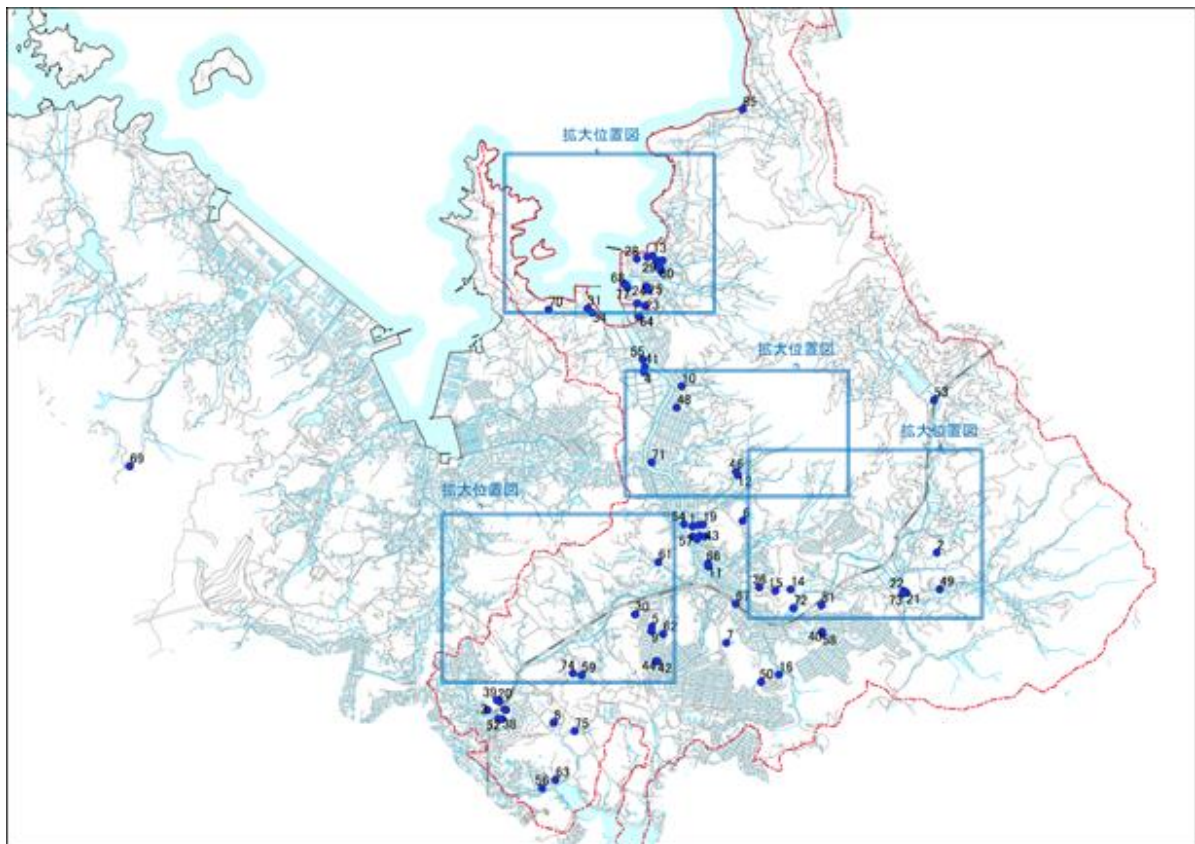
表 計画対象施設一覧

No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
1	長与小学校	2012	教育総務課	不要	学校教育系施設
2	洗切小学校	1976	教育総務課	実施済	学校教育系施設
3	高田小学校	1967	教育総務課	実施済	学校教育系施設
4	長与北小学校	1979	教育総務課	実施済	学校教育系施設
5	長与南小学校	1987	教育総務課	不要	学校教育系施設
6	長与中学校	1974	教育総務課	実施済	学校教育系施設
7	長与第二中学校	1980	教育総務課	実施済	学校教育系施設
8	高田中学校	1995	教育総務課	不要	学校教育系施設
9	給食共同調理場	1987	教育総務課	不要	学校教育系施設
10	長与北部地区多目的研修集会施設	1982	生涯学習課	不要	市民文化系施設
11	長与町勤労青少年ホーム	1980	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
12	長与町働く婦人の家	1982	生涯学習課	不要	市民文化系施設
13	長与町宿泊研修施設「つどいの家」	1993	生涯学習課	不要	市民文化系施設
14	陶芸の館	1996	生涯学習課	不要	市民文化系施設
15	長与町民文化ホール	1997	生涯学習課	不要	市民文化系施設
16	長与南交流センター	2006	地域安全課	不要	市民文化系施設
17	長与町ふれあいセンター	1965	地域安全課	未実施	市民文化系施設
18	図書館	1957	生涯学習課	未実施	社会教育系施設
19	長与町公民館	1967	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
20	高田地区公民館	1975	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
21	上長与地区公民館	1979	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
22	上長与体育館	1977	生涯学習課	未実施	スポーツ・レクリエーション系施設
23	長与総合公園 長与町民体育館	1993	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
24	長与総合公園 水泳プール	1984	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
25	長与総合公園 運動公園広場	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
26	長与総合公園 テニス広場	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
27	長与総合公園 野外ステージ	1991	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
28	長与総合公園 ふれあい広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
29	長与総合公園 相撲広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
30	天満宮公園 公園グラウンド	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
31	多目的芝生広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
32	長与シーサイドパーク	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
33	長与町武道館	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
34	長与町海洋スポーツ交流館	2008	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
35	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館	2001	土木管理課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
36	中尾城公園管理棟	1993	土木管理課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
37	長与町ペロン資料館	1985	契約管財課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
38	高田保育所	2013	こども政策課	不要	子育て支援施設
39	高田児童館	1983	こども政策課	不要	子育て支援施設
40	上長与児童館	1990	こども政策課	不要	子育て支援施設
41	長与北児童館	1992	こども政策課	不要	子育て支援施設
42	長与南児童館	1994	こども政策課	不要	子育て支援施設
43	長与児童館	2001	こども政策課	不要	子育て支援施設
44	児童クラブクローバー	1994	こども政策課	不要	子育て支援施設
45	長与町健康センター	1965	健康保険課	未実施	保健・福祉施設
46	老人福祉センター「丸田荘」	2000	福祉課	不要	保健・福祉施設
47	第1分団格納庫	1985	地域安全課	不要	行政系施設
48	第2分団格納庫	1977	地域安全課	未実施	行政系施設
49	第3分団格納庫	2009	地域安全課	不要	行政系施設
50	第4分団格納庫	2008	地域安全課	不要	行政系施設

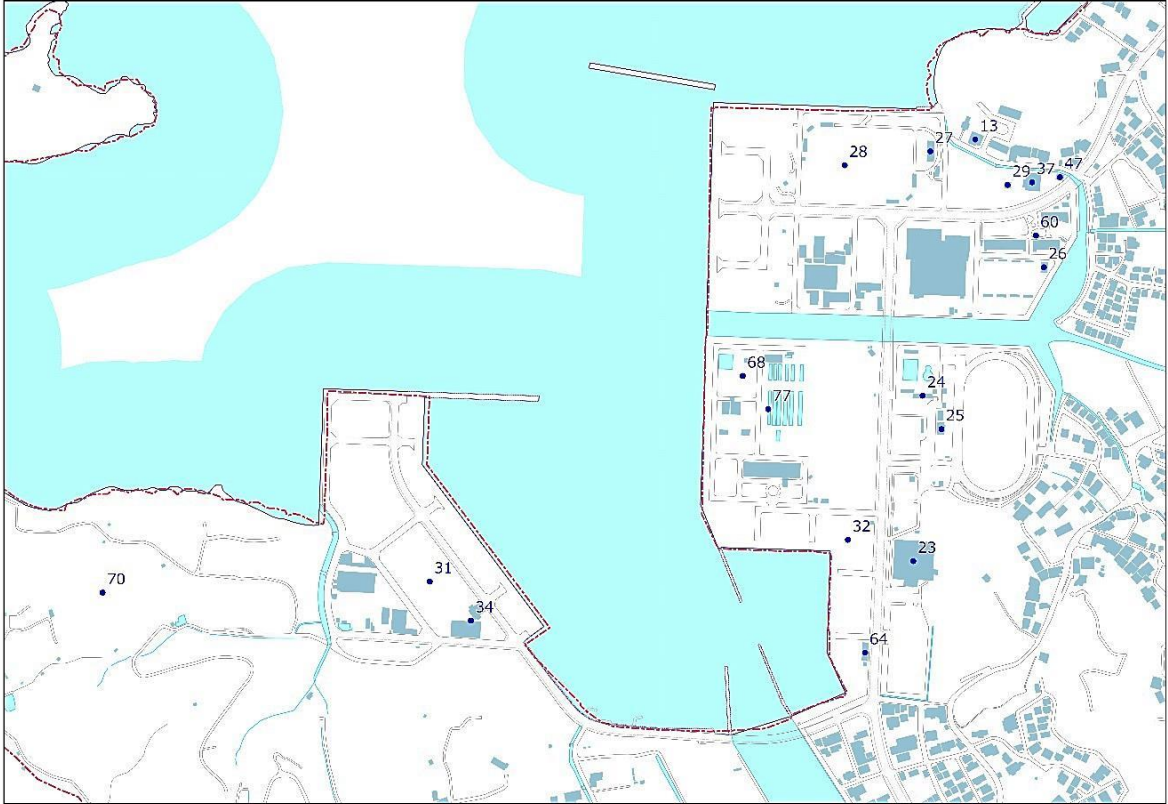


No.	施設名	代表施設建設年度	所管課	耐震補強の有無	用途
51	第5分団格納庫	2014	地域安全課	不要	行政系施設
52	第6分団格納庫	2015	地域安全課	不要	行政系施設
53	第7分団格納庫	2017	地域安全課	不要	行政系施設
54	第8分団格納庫	2012	地域安全課	不要	行政系施設
55	第9分団格納庫	1978	地域安全課	未実施	行政系施設
56	長崎振興局長与都市開発事業所	1990	都市計画課	不要	行政系施設
57	長与町役場	1988	契約管財課	不要	行政系施設
58	ニュータウン防災センター	1991	地域安全課	不要	市民文化系施設
59	東高田町営住宅	1990	土木管理課	不要	公営住宅
60	岡岬町営住宅	1987	土木管理課	不要	公営住宅
61	西高田町営住宅	1978	土木管理課	不要	公営住宅
62	南陽台住宅（適応指導教室）	1988年頃	契約管財課	不要	その他
63	高田南土地区画整理事業にかかる仮設住宅	1993	都市計画課	不要	その他
64	まんてん	2002	産業振興課	不要	産業系施設
66	長与町営駐車場	1979	契約管財課	未実施	その他
67	長与駅舎（コミュニティホール他）	1997	契約管財課	不要	その他
68	長与町し尿投入施設	2012	住民環境課	不要	その他
69	時津クリーンセンター	2010	住民環境課	不要	供給処理施設
70	クリーンパーク長与	2014	住民環境課	不要	供給処理施設
71	第1浄水場	1973	上下水道課	未実施	上水道施設
72	第2浄水場	1988	上下水道課	不要	上水道施設
73	第3浄水場	1986	上下水道課	不要	上水道施設
74	東高田浄水場	1998	上下水道課	不要	上水道施設
75	笠山浄水場	1984	上下水道課	不要	上水道施設
76	長与町水道局庁舎	2010	上下水道課	不要	上水道施設
77	長与浄化センター	1980	上下水道課	一部実施済	下水道施設

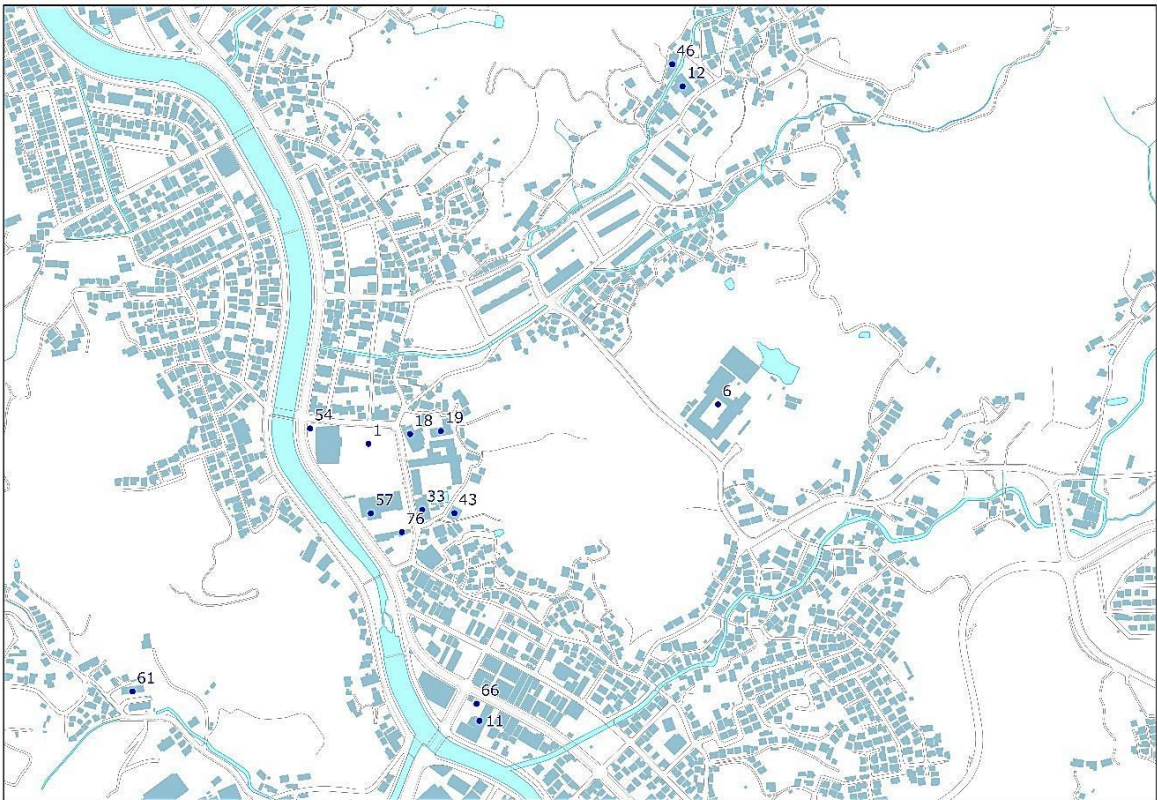
注：No.65は欠番



計画対象施設位置図

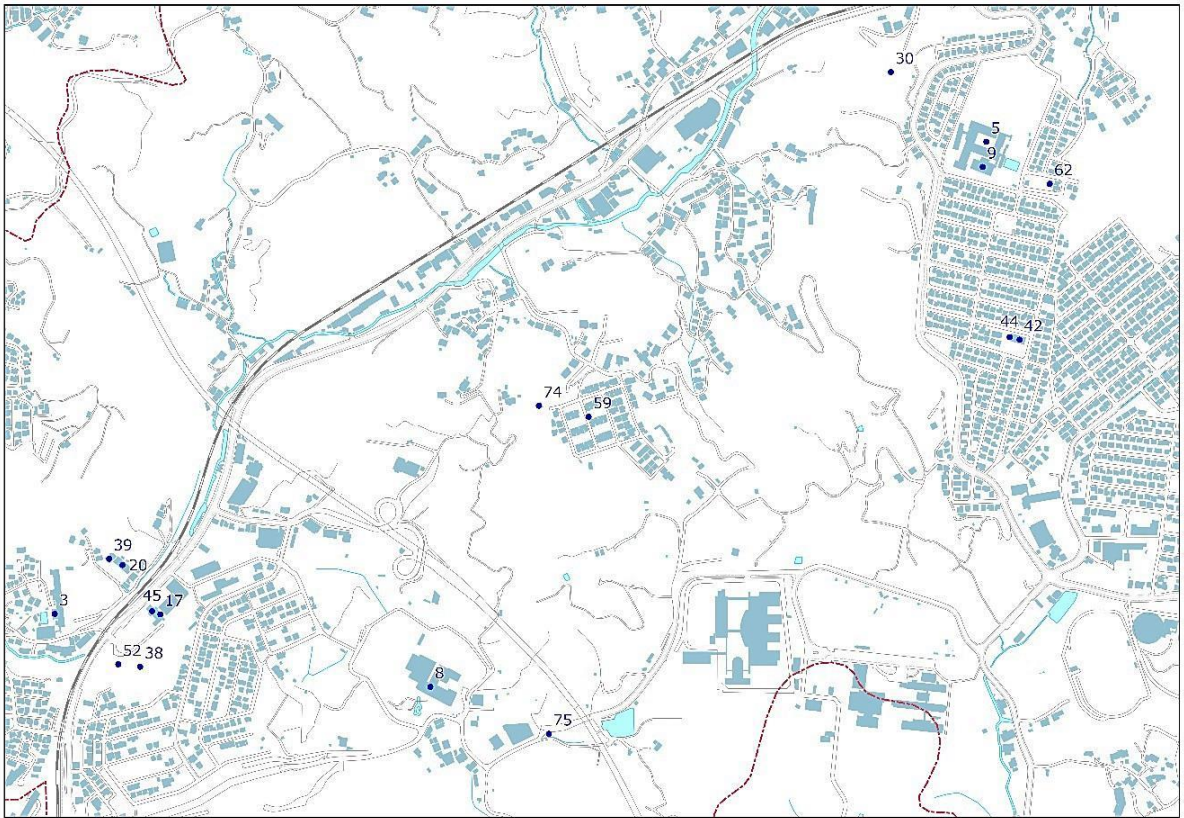


拡大位置図 1

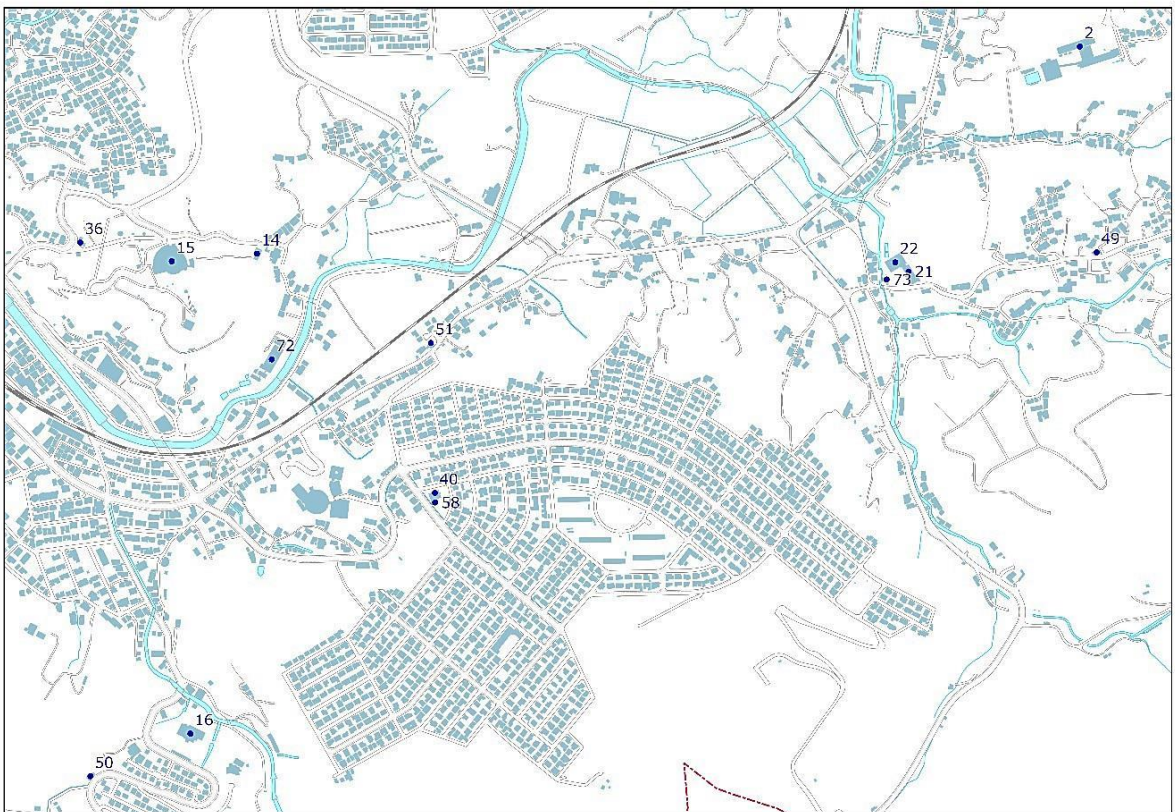


拡大位置図 2





拡大位置図3



拡大位置図4

## (2) インフラ施設

インフラ施設の状況及び施設保有量の推移を以下に示す。

### 一般道路

項目	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)	
一般道路	実延長(m)	198,066.50	205,509.90	7,443.40
	道路面積(m <sup>2</sup> )	1,152,564.40	1,438,166.00	285,601.60
自転車歩行者道	実延長(m)	36,792.00	40,622.00	3,830.00
	道路面積(m <sup>2</sup> )	91,636.00	102,418.00	10,782.00
トンネル	箇所数	1	1	—
横断歩道橋	箇所数	1	1	—
附属施設	街路灯(基)	322	318	-4
	防犯灯(基)	3,633	3,760	127
	カーブミラー(箇所)	1,084	1,157	73

#### 道路改良率

H27年度末	57.24%
R2年度末	58.78%

### 橋梁

橋梁数	長さ区分	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
	15m未満(本)	91	92	1
	15m以上(本)	19	20	1
	合計	110	112	2

橋梁実延長	合計(m)	1,267.20	1,287.20	20.00
橋梁面積	合計(m <sup>2</sup> )	10,285.75	11,195.62	909.87

### 農道

項目	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)	
農道	実延長(m)	8,818.00	8,818.00	—
	道路面積(m <sup>2</sup> )	42,361.00	42,361.00	—

### 上水道

種別	管径	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
導水管	300mm未満(m)	8,334	11,593	3,259
	300mm未満(m)	12,322	11,541	-781
送水管	500mm未満(m)	2,325	2,325	—
	小計	14,647	13,866	-781
配水管	50mm以下(m)	66,759	65,205	-1,554
	75mm以下(m)	66,936	67,353	417
	100mm以下(m)	36,583	36,156	-427
	150mm以下(m)	28,838	31,955	3,117
	200mm以下(m)	8,011	8,018	7
	250mm以下(m)	2,408	2,408	—
	300mm以下(m)	4,534	7,156	2,622
小計	214,069	218,251	4,182	
総延長		237,050	243,710	6,660

#### 耐震適合率

H27年度末	26.52%
R2年度末	34.04%

### 簡易水道

種別	管径	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
送水管	300mm未満(m)	496	0	-496
配水管	50mm以下(m)	1,615	0	-1,615
	75mm以下(m)	752	0	-752
	100mm以下(m)	90	0	-90
	150mm以下(m)	171	0	-171
	小計	2,628	0	-2,628
総延長		3,124	0	-3,124

#### 耐震適合率

H27年度末	10.90%
R2年度末	0

※R2年4月1日から上水道

下水道

管種別延長	管種別	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
	コンクリート管(m)	45,573	45,530	-43
	塩ビ管(m)	134,795	140,972	6,177
	その他(m)	534	577	43
	合計	180,902	187,079	6,177

下水道普及率

H27年度末	99.44%
R2年度末	99.42%

管径別延長	管径別	H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
	250mm以下(m)	170,900	177,077	6,177
	500mm以下(m)	5,572	5,572	—
	1000mm以下(m)	4,430	4,430	—
	合計	180,902	187,079	6,177

下水道接続率

H27年度末	98.53%
R2年度末	98.83%

河川

項目		H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
河川	河川数(箇所)	13	13	—
	実測延長(m)	10,200	10,200	—

港湾

項目		H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
港湾	護岸(m)	1,511.05	1,511.05	—

公園

項目		H27年度末 数量	R2年度末 数量	施設保有量 の推移(増減)
都市公園	街区公園(箇所)	64	67	3
	近隣公園(箇所)	1	1	—
	地区公園(箇所)	2	2	—
その他の公園(箇所)		24	23	-1
合計		91	93	2

### 3. 公共施設の現状

#### (1) 用途別の延床面積及び施設保有量の推移

本町の公共施設の延床面積は、学校教育系施設が 48.3%と最も多く占めており、次いで公営住宅の 10.7%、市民文化系施設の 9.8%と続く。

また、供給処理施設のクリーンパーク長与及び時津クリーンセンターは、長与・時津環境施設組合が保有する施設であり、町が保有しているものではないが、更新等には負担金が生じることが考えられるため、掲載することにした。なお面積にあっては、両施設の面積の合計は6,771.69㎡であるが、これに本町の負担割合分を乗じた数値を採用している。

なお、平成 27 年度末と令和 2 年度末の施設保有量（延床面積）を比較したところ、約 40 ㎡の増であり、全体としては概ね同程度での推移となっている。施設保有量の増加要因は、第 7 分団格納庫（行政系施設）の更新及び学校施設における附属施設の新設によるものである。

図表 用途別の延床面積及び施設保有量の推移

用途	平成27年度末 延床面積	令和2年度末 延床面積	施設保有量 の推移 (増減)
①行政系施設	7,832.03㎡	7,861.44㎡	29.41㎡
②社会教育系施設	1,830.30㎡	1,830.30㎡	—
③保健・福祉施設	1,490.59㎡	1,490.59㎡	—
④市民文化系施設	11,210.59㎡	11,210.59㎡	—
⑤学校教育系施設	55,188.00㎡	55,198.00㎡	10.00㎡
⑥子育て支援施設	3,307.77㎡	3,307.77㎡	—
⑦公営住宅	12,207.08㎡	12,207.08㎡	—
⑧スポーツ・レクリエーション系施設	6,958.42㎡	6,958.42㎡	—
⑨産業系施設	199.89㎡	199.89㎡	—
⑩上水道施設	2,963.93㎡	2,963.93㎡	—
⑪下水道施設	4,236.21㎡	4,236.21㎡	—
⑫供給処理施設	3,656.72㎡	3,656.72㎡	—
⑬その他	2,946.69㎡	2,946.69㎡	—
合計	114,028.22㎡	114,067.63㎡	39.41㎡
長与町人口（住民基本台帳）※各年度末	42,418人	41,121人	-1,297人
町民一人当たりの面積	2.69㎡	2.77㎡	0.09㎡

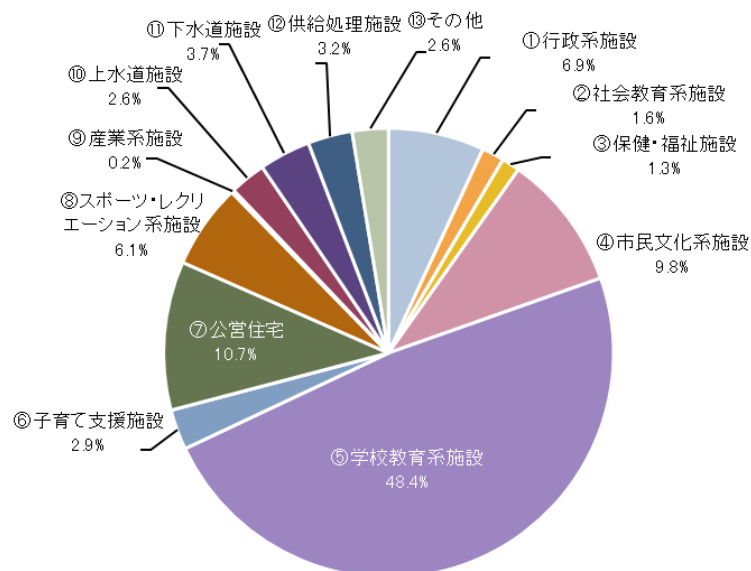




表 延床面積上位 10 施設

順位	施設名	用途分類	延床面積 (m <sup>2</sup> )
1	長与小学校	⑤学校教育系施設	9,608.0
2	長与中学校	⑤学校教育系施設	8,330.0
3	長与南小学校	⑤学校教育系施設	8,123.0
4	高田中学校	⑤学校教育系施設	6,428.0
5	長与第二中学校	⑤学校教育系施設	6,275.0
6	長与町役場庁舎	①行政系施設	6,154.0
7	洗切小学校	⑤学校教育系施設	5,566.0
8	長与北小学校	⑤学校教育系施設	5,434.0
9	高田小学校	⑤学校教育系施設	4,544.0
10	長与浄化センター	⑪下水道施設	4,236.2

本町の町民一人あたりの公共施設の延床面積は 2.77 m<sup>2</sup>である。

総務省が取りまとめている「公共施設現況調査」のデータを用いて、市町村が保有する全公共施設の施設量（延床面積）と総人口の割合を下図に示したところ、人口一人あたりの公共施設の延床面積は、全国平均値で 3.90 m<sup>2</sup>、長崎県内の市町の平均で 5.37 m<sup>2</sup>となっており、本町の数値はいずれにおいても平均を下回っていることがわかる。

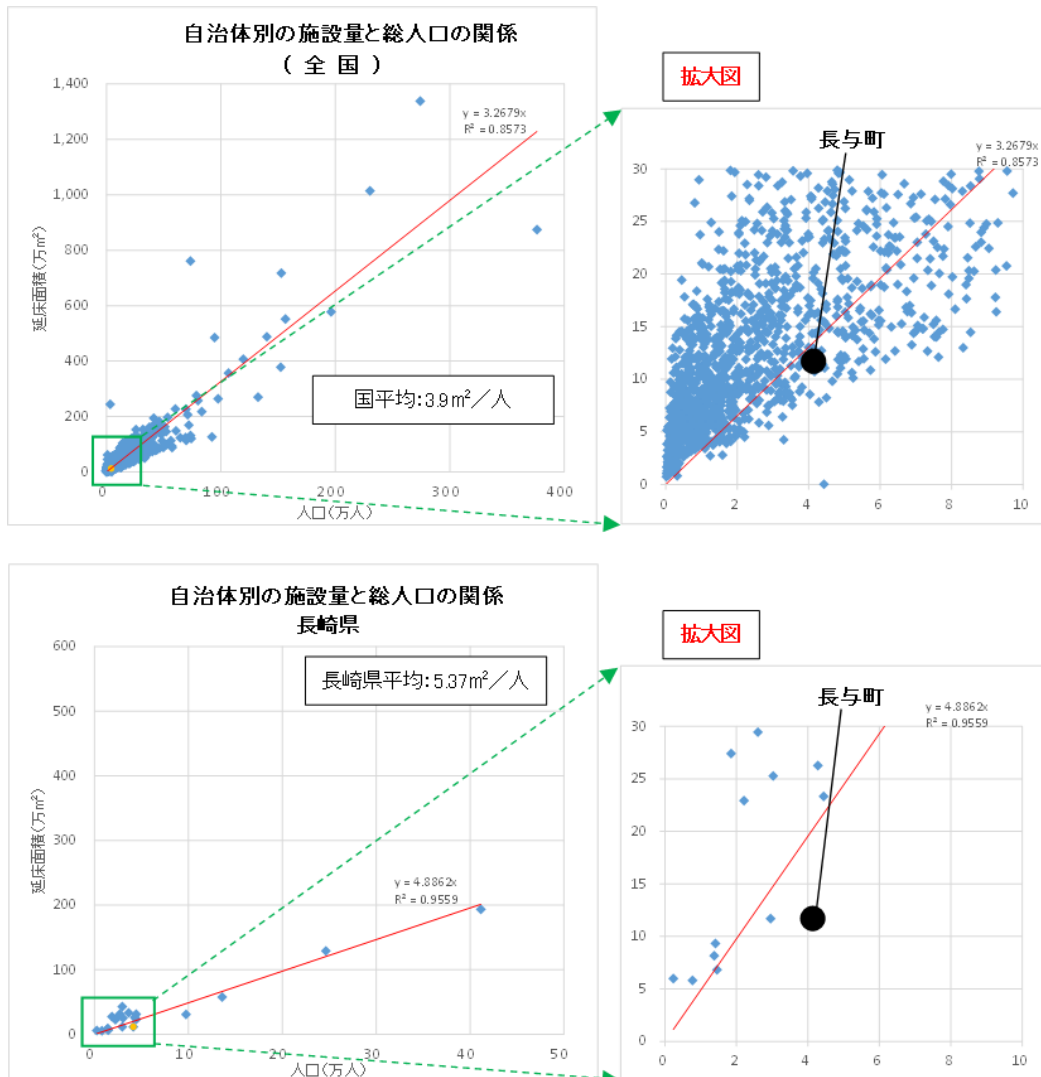


図 自治体別の施設量（総延べ床面積）と総人口の関係（右図は一部拡大）

また、①『人口が20～60千人』で②『行政区域の面積が10～50km<sup>2</sup>』、かつ③『平成27年度中に公共施設等総合管理計画を策定・公表している団体』のいずれの条件にも合致する19自治体と、人口一人あたりの公共施設の総量を比較した表を下に示す。

本町の一人あたりの床面積の値である2.77m<sup>2</sup>は、これら同規模自治体との平均値を若干下回っていることがわかる。

表 同規模の19自治体との公共施設総量の比較

順位	県	自治体名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	一人あたりの床面積(m <sup>2</sup> /人)
1	鳥取	境港市	33,665人	29.11km <sup>2</sup>	1156.5	137,826	4.09
2	香川	多度津町	23,056人	24.39km <sup>2</sup>	945.3	92,280	4.00
3	愛知	弥富市	44,300人	49.11km <sup>2</sup>	902.1	154,438	3.49
4	京都	精華町	37,131人	25.68km <sup>2</sup>	1445.9	126,447	3.41
5	宮城	大河原町	23,567人	24.99km <sup>2</sup>	943.1	80,241	3.40
6	福岡	篠栗町	31,536人	38.93km <sup>2</sup>	810.1	96,150	3.05
7	岐阜	瑞穂市	55,325人	28.19km <sup>2</sup>	1962.6	154,963	2.80
8	長崎	長与町	41,121人	28.73km <sup>2</sup>	1431.3	114,068	2.77
9	愛知	東浦町	50,342人	31.14km <sup>2</sup>	1616.6	139,392	2.77
10	大阪	島本町	31,916人	16.81km <sup>2</sup>	1898.6	86,116	2.70
11	大阪	阪南市	53,102人	36.17km <sup>2</sup>	1468.1	142,577	2.68
12	静岡	長泉町	43,601人	26.63km <sup>2</sup>	1637.3	113,415	2.60
13	広島	海田町	30,343人	13.79km <sup>2</sup>	2200.4	78,733	2.59
14	千葉	酒々井町	20,659人	19.01km <sup>2</sup>	1086.7	52,866	2.56
15	埼玉	三芳町	38,135人	15.33km <sup>2</sup>	2487.6	91,685	2.40
16	埼玉	日高市	55,294人	47.48km <sup>2</sup>	1164.6	128,414	2.32
17	愛知	高浜市	49,088人	13.11km <sup>2</sup>	3744.3	109,824	2.24
18	大阪	大阪狭山市	58,705人	11.92km <sup>2</sup>	4924.9	124,197	2.12
19	和歌山	岩出市	53,995人	38.51km <sup>2</sup>	1402.1	114,298	2.12
20	埼玉	白岡市	52,475人	24.92km <sup>2</sup>	2105.7	100,289	1.91
20市町平均			41,368人	27.2km <sup>2</sup>	1521.0	111,911	2.80

※ 各自治体の情報は以下による（本町の人口は令和3年3月末時点を採用）

- 人口：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（R3年1月1日現在）」
- 行政面積：総務省の「全国都道府市区町村別面積調（R3年4月現在）」
- 延床面積：総務省の『公共施設状況調査経年比較表（平成18年～令和元年）』

(2) 建設年度別整備状況

現在本町が保有している公共施設のうち、最も古い建物は、1957年度に建設された図書館（旧役場庁舎）であり、その後1960年代から徐々に増え始めた。集中的に延床面積が増加したのは、1970年代後半から1980年頃と1980年代後半にかけてである。

町全体で30年以上経過している施設は67%程を占めており、用途別延床面積の割合をみると、「社会教育系施設」の全てと「保健・福祉施設」の約46%が、建設後50年以上経過している古い施設である。

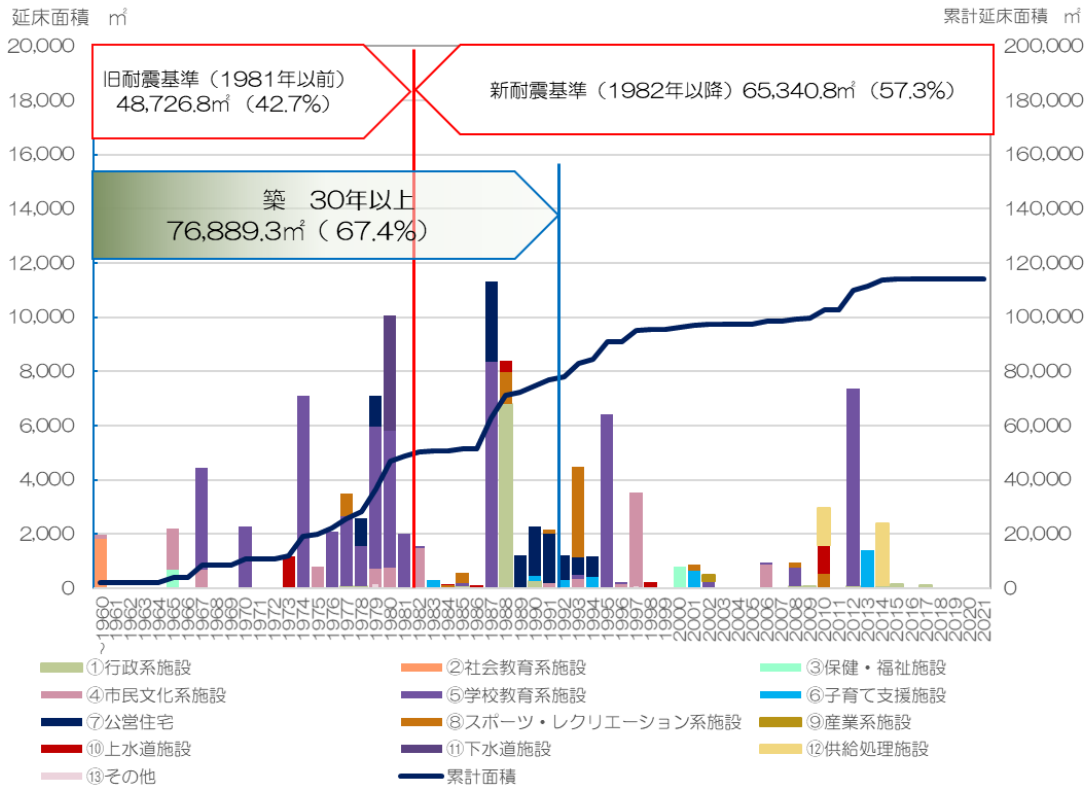


図 建設年度別用途別延床面積の推移

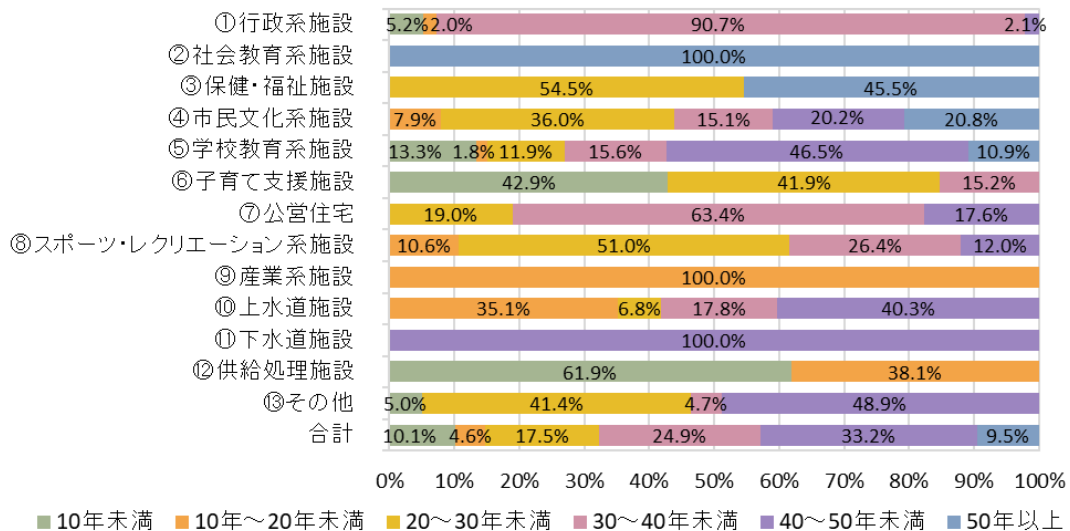


図 用途別の建設年度別延床面積の割合

(3) 構造

本町の公共施設の構造は、鉄筋コンクリート造が 75.7%と最も多くを占めており、次いで鉄骨鉄筋コンクリート造の 12.3%、鉄骨造が 10.0%となっている。

構造別建設年別延床面積の割合をみると、鉄筋コンクリート造の約 50%と鉄骨造の約 36%が築 40 年以上経過している。

図表 構造別延床面積の割合

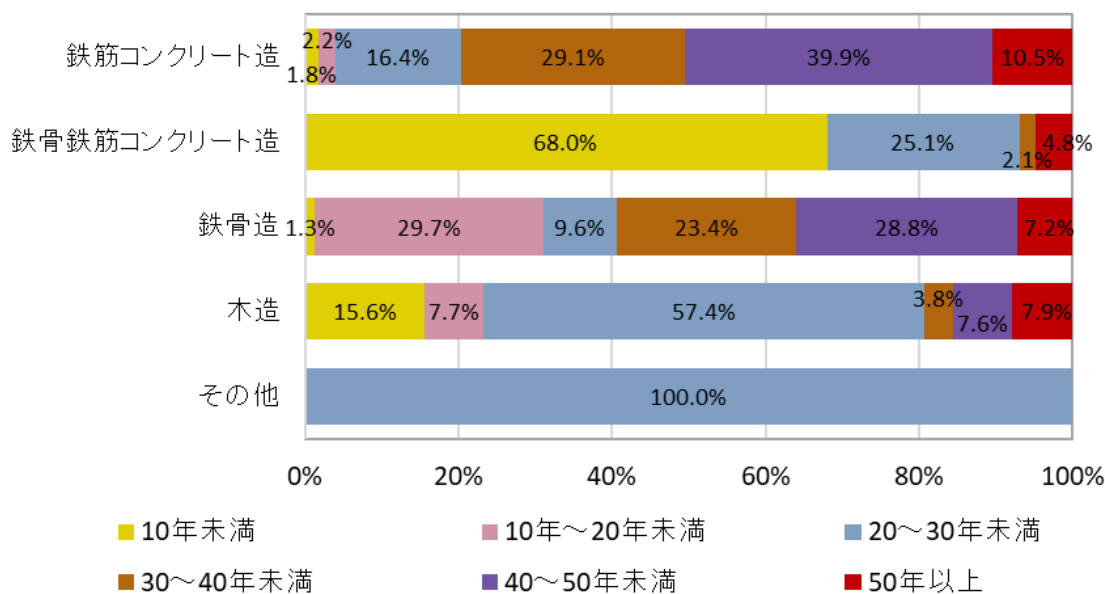
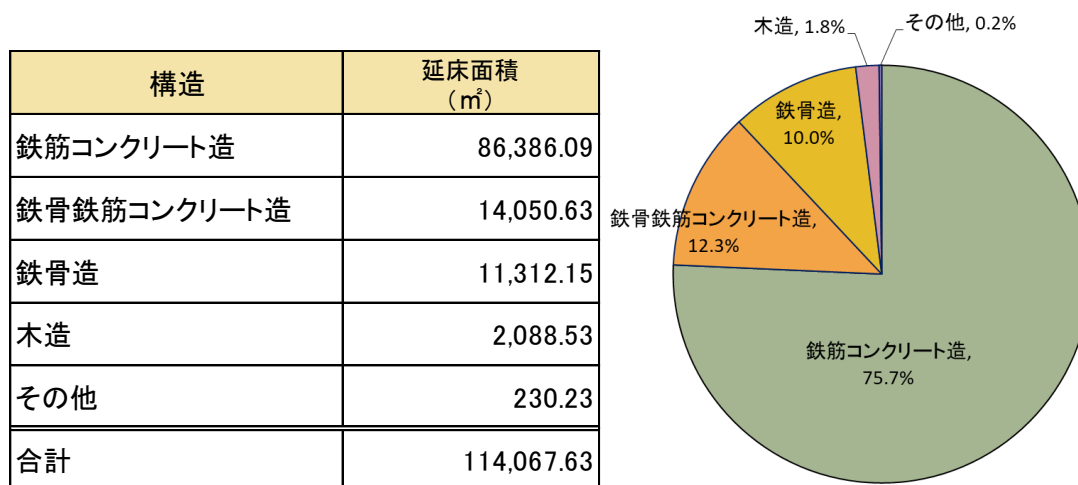


図 構造別の建設年度別延床面積の割合



(4) 耐震化の状況

本町の公共施設のうち、1981年以前に建てられた旧耐震基準<sup>※9</sup>による建物で、かつ耐震補強が実施されていない建物の延床面積の割合が10.7%となっている。

用途別延床面積の割合をみると、子育て支援施設、産業系施設及び供給処理施設を除く全施設において耐震補強が未実施の施設がある。施設用途のうち「社会教育系施設」は未実施が100%となっているが、これは該当する施設が図書館（旧役場庁舎）1施設となっているためである。

なお学校教育系施設においては、文科省が要請している旧耐震基準にかかる校舎や体育館の耐震診断及び耐震補強はすべて完了している。

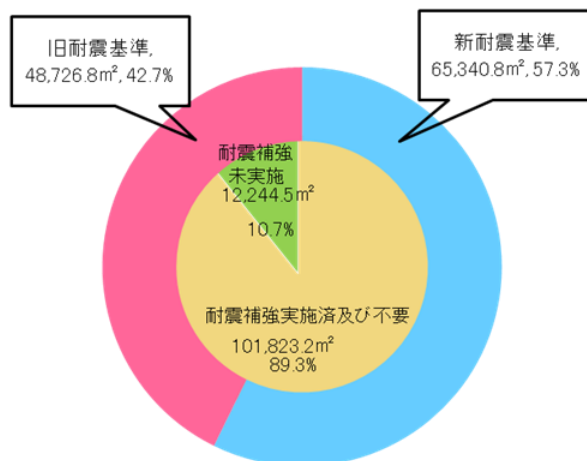


図 耐震基準との耐震補強実施状況別延床面積の割合

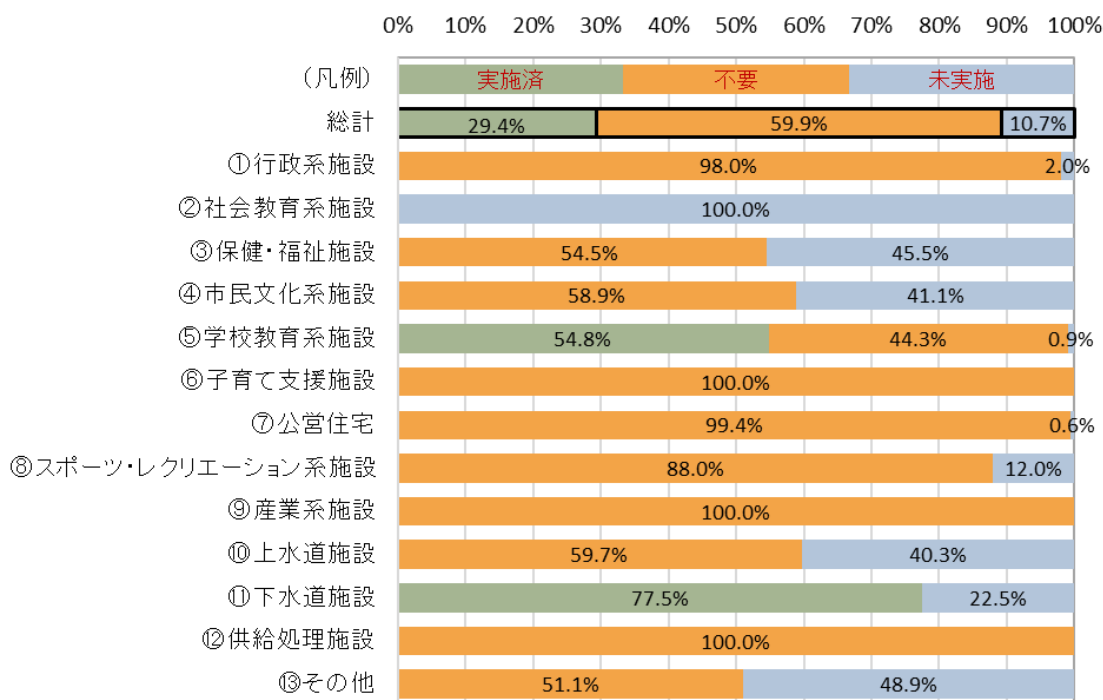


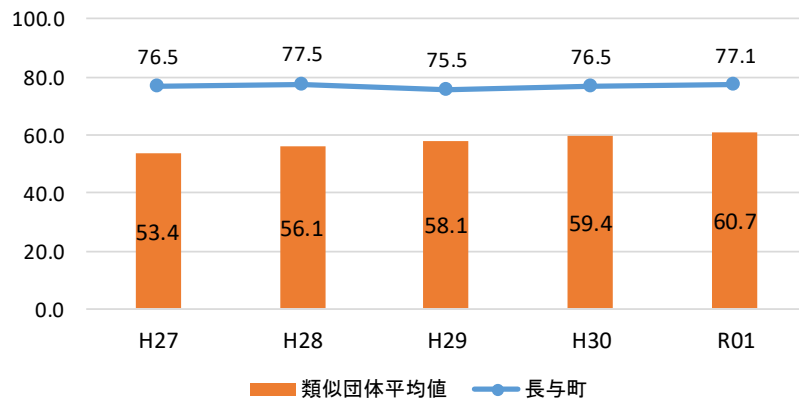
図 用途別の耐震補強実施状況別延床面積の割合

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

本町の有形固定資産減価償却率<sup>※10</sup>は普通会計及び企業会計（公共下水道事業及び水道事業）いずれも類似団体平均より高い数値となっており、普通会計及び公共下水道事業では年々増加傾向にある。

このことは、築年数が経過している施設を多く保有していることが要因であり、比率が高いことが直ちに各施設の更新等の必要性を示すものではないものの、財政負担の平準化を図りながら、計画的に施設の維持管理、改修、更新を実施していく必要がある。

図表 有形固定資産減価償却率  
有形固定資産減価償却率(普通会計)



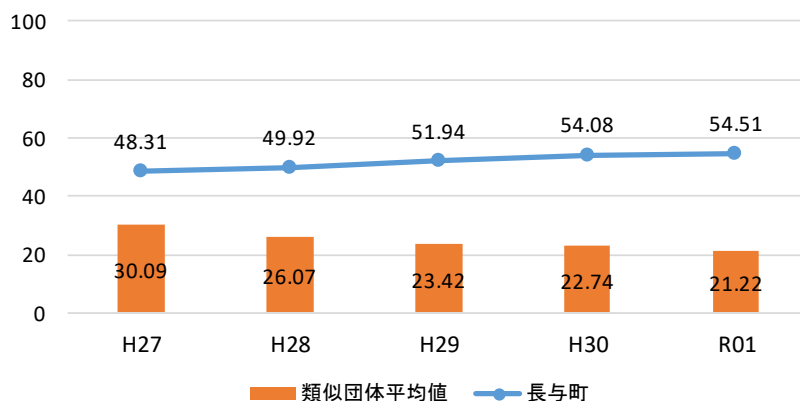
普通会計 (%)

年度	H27	H28	H29	H30	R01
長与町	76.5	77.5	75.5	76.5	77.1
類似団体平均値	53.4	56.1	58.1	59.4	60.7

資料：令和元年度財政状況資料集

※ただし、H27、28については公表数値と一部相違あり(上記数値が正)

有形固定資産減価償却率(公共下水道事業)

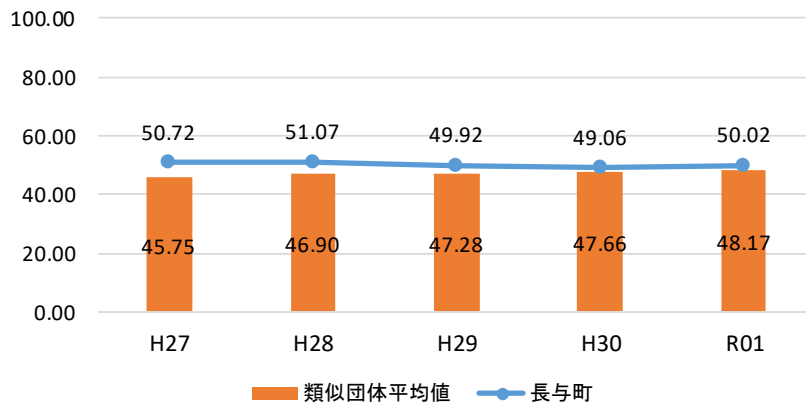


公共下水道事業 (%)

年度	H27	H28	H29	H30	R01
長与町	48.31	49.92	51.94	54.08	54.51
類似団体平均値	30.09	26.07	23.42	22.74	21.22

資料：経営比較分析表(令和元年度決算)

有形固定資産減価償却率(水道事業)



水道事業

(%)

年度	H27	H28	H29	H30	R01
長与町	50.72	51.07	49.92	49.06	50.02
類似団体平均値	45.75	46.90	47.28	47.66	48.17

資料:経営比較分析表(令和元年度決算)

(6) 過去に行った対策の実績

本計画に基づき実施した公共施設等の維持管理・改修・更新等の概要は以下のとおりである。

① 公共施設劣化状況調査の実施及び個別施設計画（長寿命化計画）の策定

公共施設（ハコモノ）の個別施設計画策定に向け、33施設（46棟）で劣化状況調査を行った。調査の結果を踏まえた個別施設計画において、施設の目標使用年数の設定、対策の概算費用の算定や財政負担の平準化を目的とした改修・更新スケジュールを作成した。

また、学校施設でも別途長寿命化計画を策定したほか、公営住宅など他の公共施設やインフラ施設でも、随時、個別施設計画改訂を行っている。

② 計画的な公共施設の改修・更新の実施

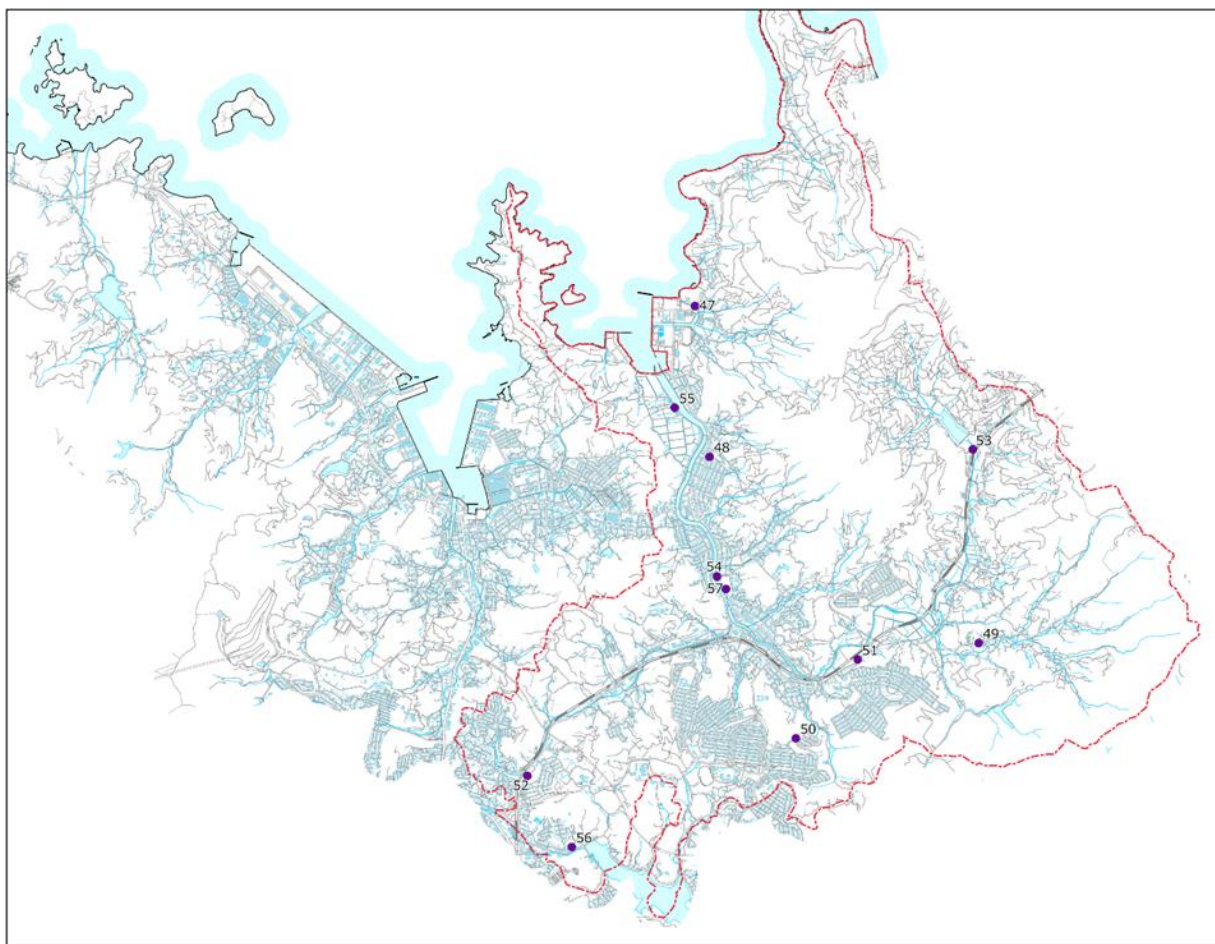
本計画策定以降、以下の公共施設で更新及び長寿命化のための改修工事を実施した。

施設名	実施年度	工事内容
第7分団格納庫	H29	更新
洗切小学校 体育館	H29	屋根防水改修
長与北小学校 校舎	H29	屋根防水改修
長与中学校 体育館	H30	屋根防水改修 外壁改修
上長与体育館	H30	屋根防水改修
長与町勤労青少年ホーム	RO1	外壁改修
長与町民文化ホール	RO1	屋根防水改修
洗切小学校 校舎	RO1	屋根防水改修
長与北小学校 校舎	RO2	外壁改修

#### 4. 用途別の施設の現状

##### (1) 行政系施設

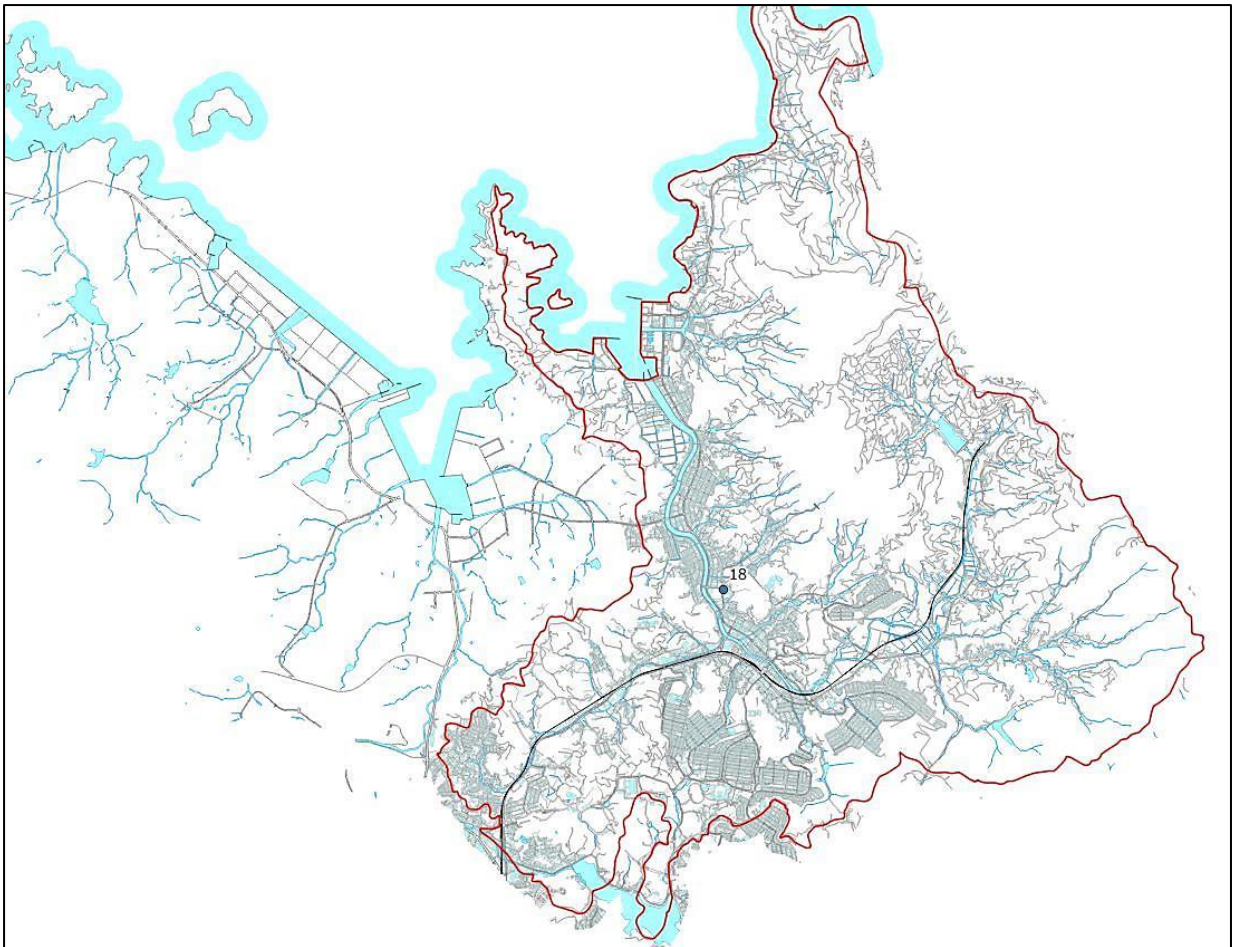
行政系施設は、長与町役場などの計 11 施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
47	第1分団格納庫	1985	地域安全課	不要	行政系施設
48	第2分団格納庫	1977	地域安全課	未実施	行政系施設
49	第3分団格納庫	2009	地域安全課	不要	行政系施設
50	第4分団格納庫	2008	地域安全課	不要	行政系施設
51	第5分団格納庫	2014	地域安全課	不要	行政系施設
52	第6分団格納庫	2015	地域安全課	不要	行政系施設
53	第7分団格納庫	2017	地域安全課	不要	行政系施設
54	第8分団格納庫	2012	地域安全課	不要	行政系施設
55	第9分団格納庫	1978	地域安全課	未実施	行政系施設
56	長崎振興局長与都市開発事業所	1990	都市計画課	不要	行政系施設
57	長与町役場	1988	契約管財課	不要	行政系施設

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、図書館の1施設である。施設の位置を下図に示す。

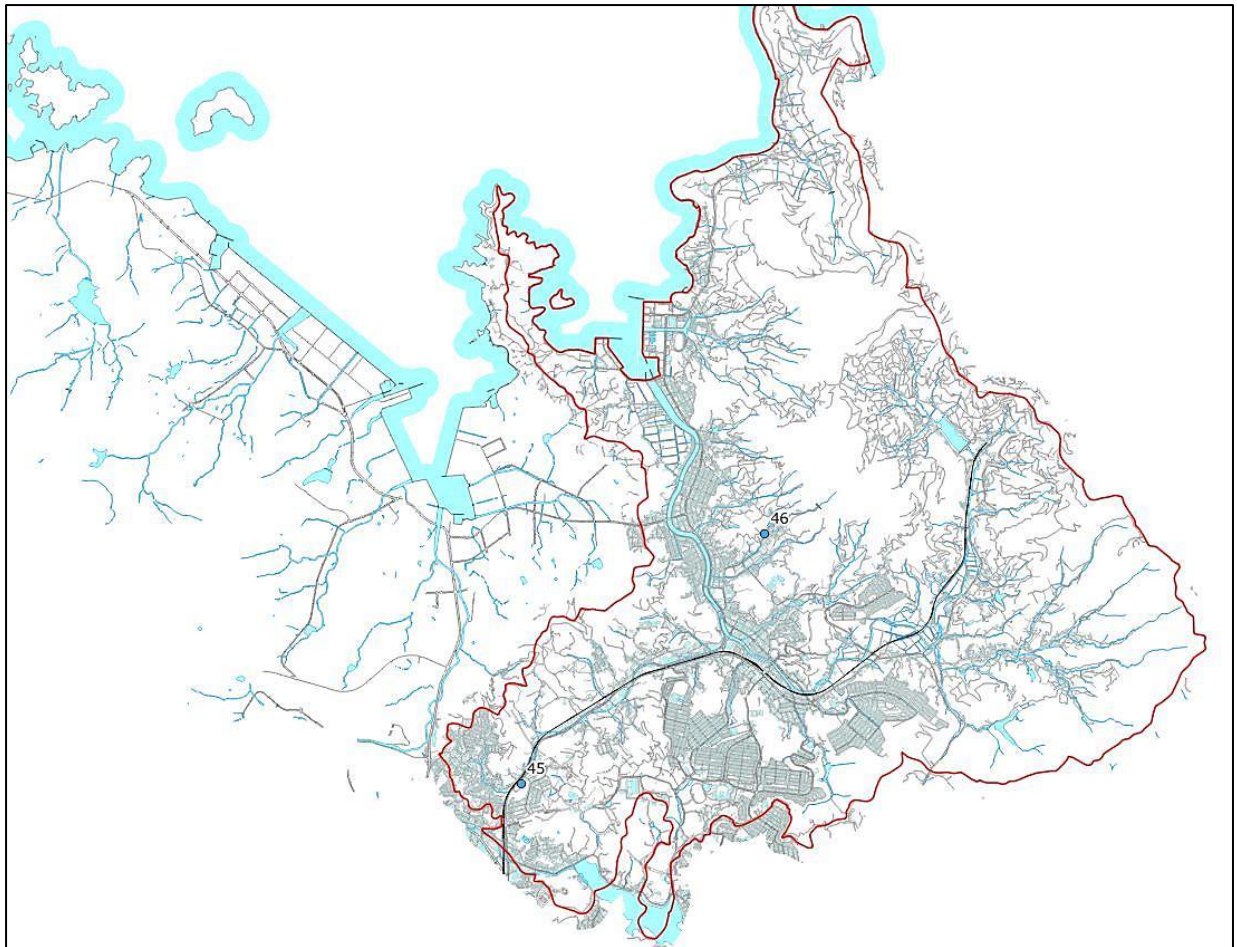


No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
18	図書館	1957	生涯学習課	未実施	社会教育系施設



(3) 保健・福祉施設

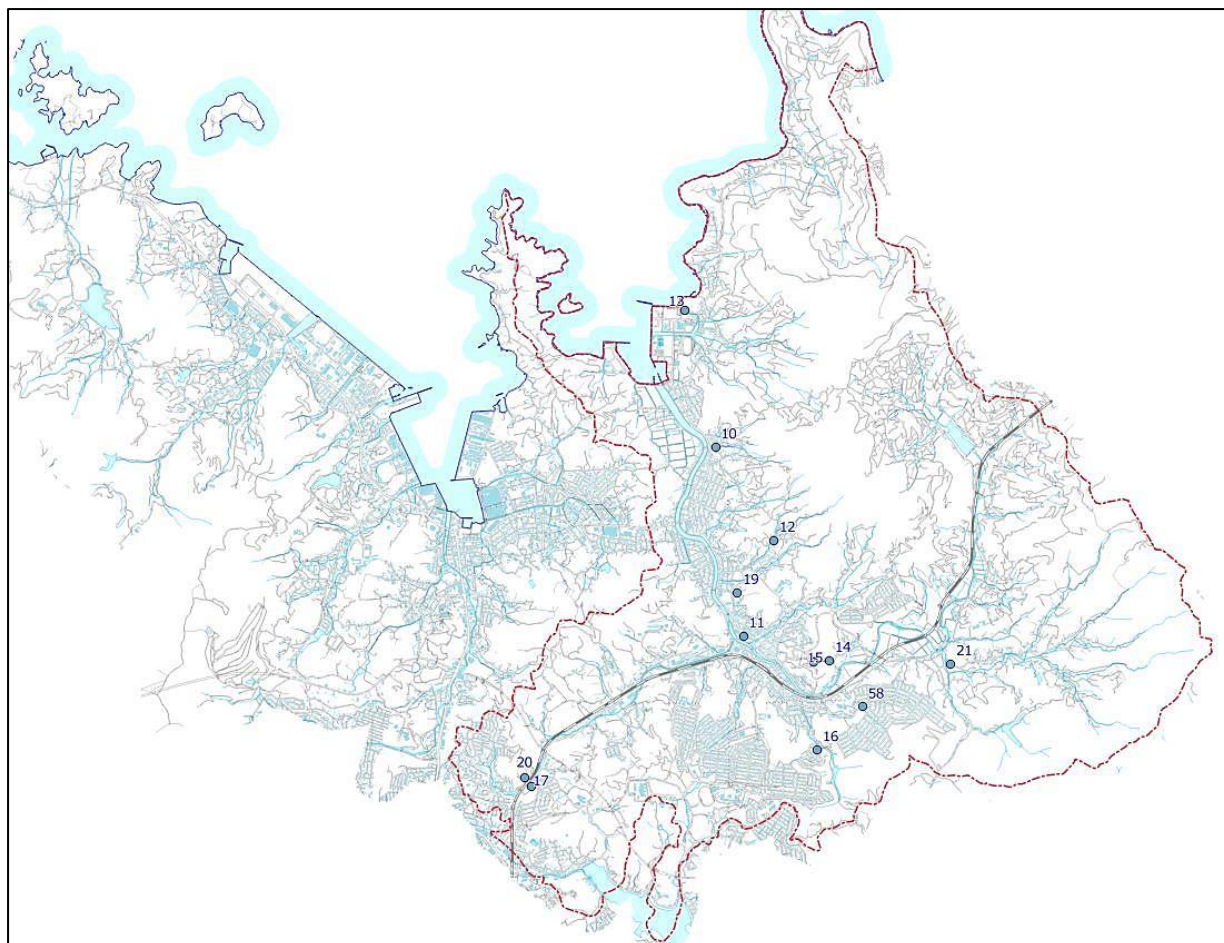
保健・福祉施設は、健康センターなど計 2 施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設建設年度	所管課	耐震補強の有無	用途
45	長与町健康センター	1965	健康保険課	未実施	保健・福祉施設
46	老人福祉センター 丸田荘 I	2000	福祉課	不要	保健・福祉施設

(4) 市民文化系施設

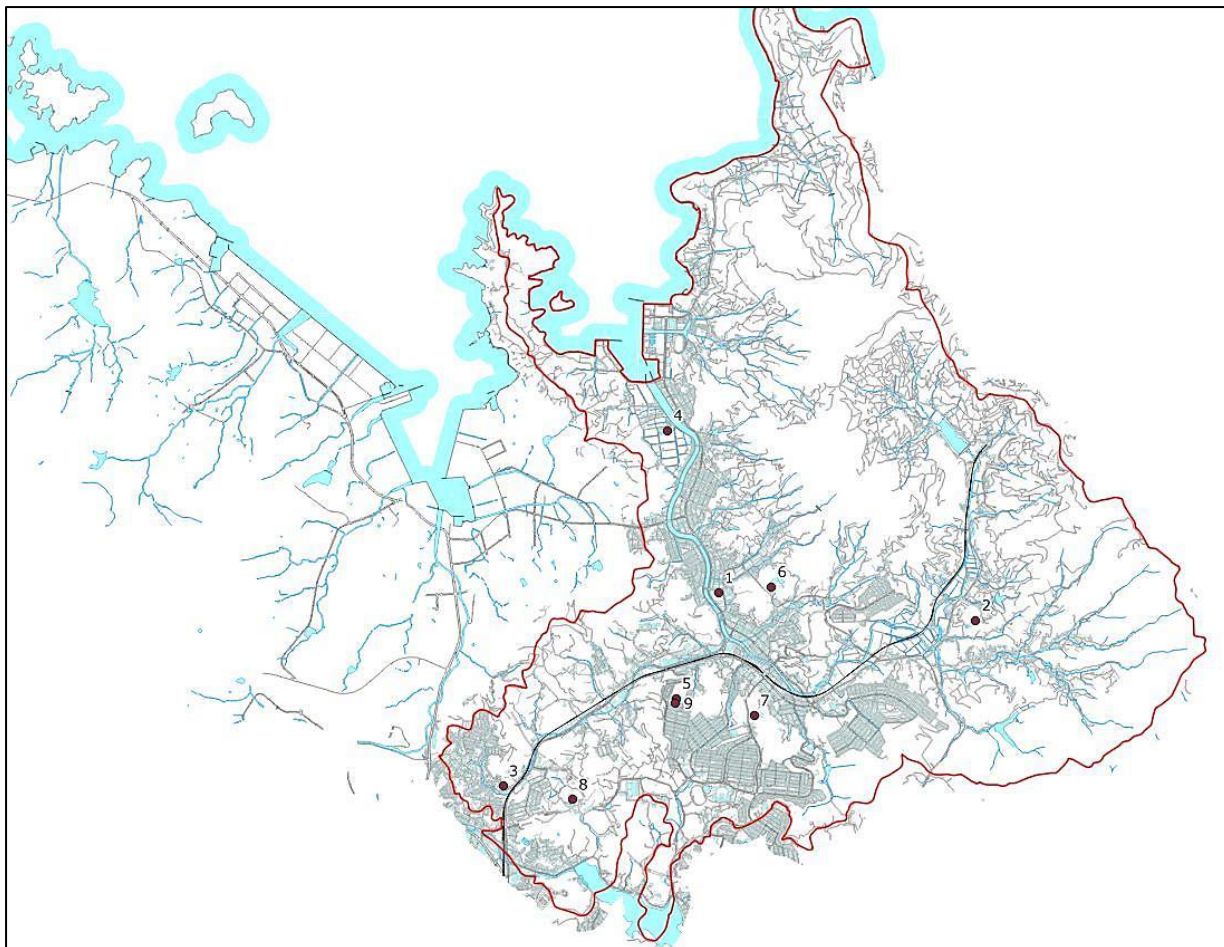
市民文化系施設は、町民文化ホールなど計 12 施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
10	長与北部地区多目的研修集会施設	1982	生涯学習課	不要	市民文化系施設
11	長与町勤労青少年ホーム	1980	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
12	長与町働く婦人の家	1982	生涯学習課	不要	市民文化系施設
13	長与町宿泊研修施設「わどいの家」	1993	生涯学習課	不要	市民文化系施設
14	陶芸の館	1996	生涯学習課	不要	市民文化系施設
15	長与町民文化ホール	1997	生涯学習課	不要	市民文化系施設
16	長与南交流センター	2006	地域安全課	不要	市民文化系施設
17	長与町ふれあいセンター	1965	地域安全課	未実施	市民文化系施設
19	長与町公民館	1967	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
20	高田地区公民館	1975	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
21	上長与地区公民館	1979	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
58	ニュータウン防災センター	1991	地域安全課	不要	市民文化系施設

(5) 学校教育系施設

学校教育系施設は、小学校や中学校など計 9 施設である。施設の位置を下図に示す。

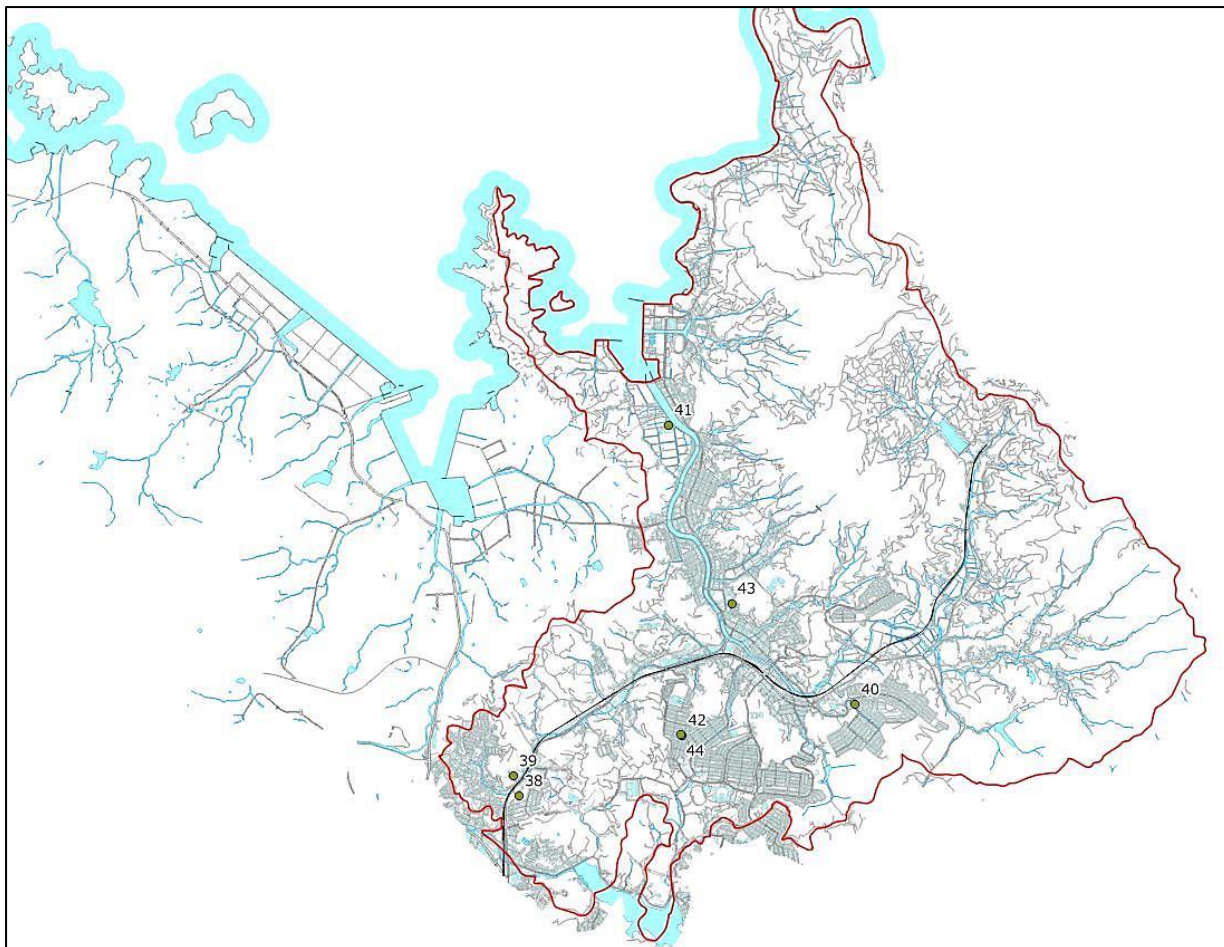


No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
1	長与小学校	2012	教育総務課	不要	学校教育系施設
2	洗切小学校	1976	教育総務課	実施済	学校教育系施設
3	高田小学校	1967	教育総務課	実施済	学校教育系施設
4	長与北小学校	1979	教育総務課	実施済	学校教育系施設
5	長与南小学校	1987	教育総務課	不要	学校教育系施設
6	長与中学校	1974	教育総務課	実施済	学校教育系施設
7	長与第二中学校	1980	教育総務課	実施済	学校教育系施設
8	高田中学校	1995	教育総務課	不要	学校教育系施設
9	給食共同調理場	1987	教育総務課	不要	学校教育系施設



(6) 子育て支援施設

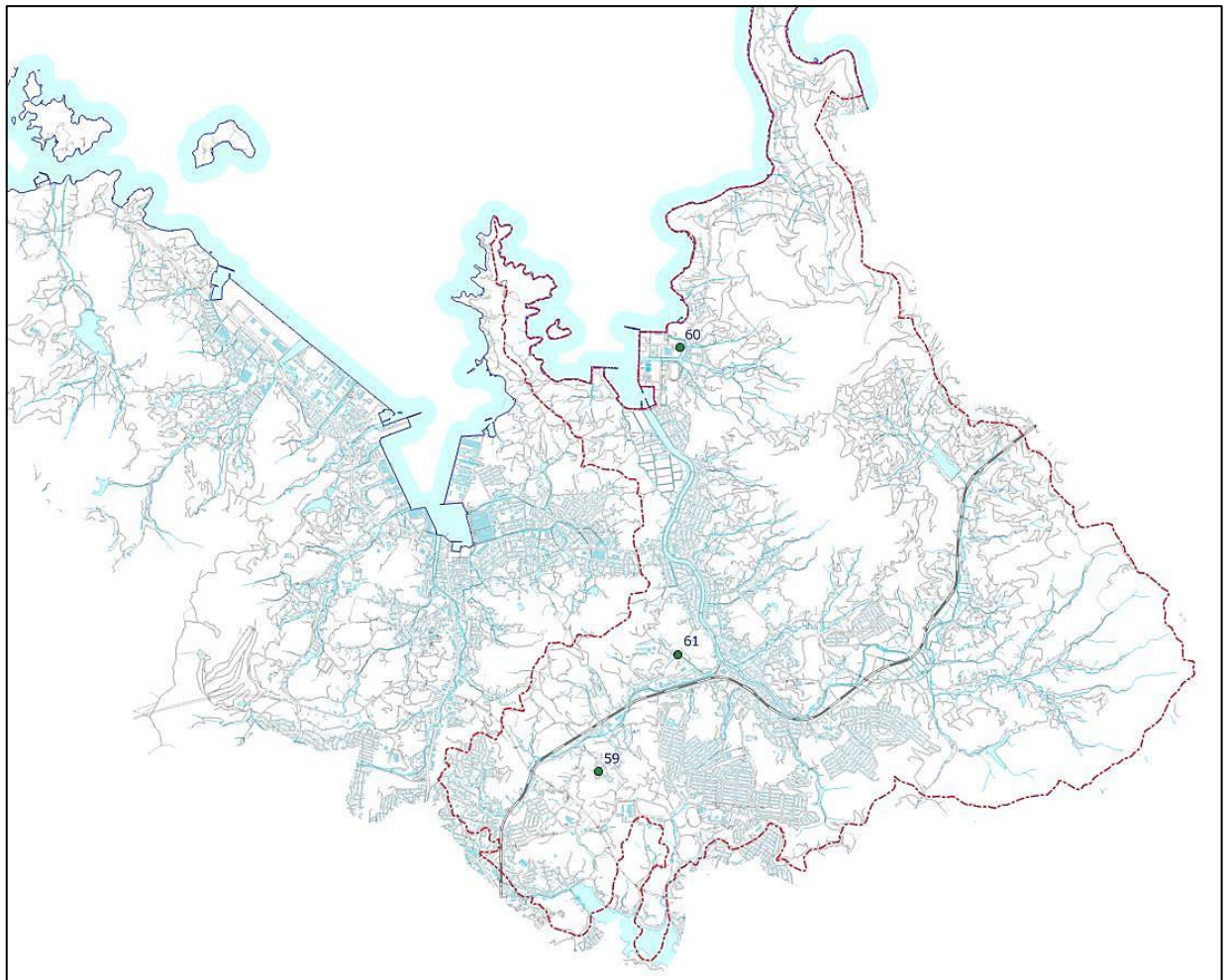
子育て支援施設は、保育所、児童館など計 7 施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
38	高田保育所	2013	こども政策課	不要	子育て支援施設
39	高田児童館	1983	こども政策課	不要	子育て支援施設
40	上長与児童館	1990	こども政策課	不要	子育て支援施設
41	長与北児童館	1992	こども政策課	不要	子育て支援施設
42	長与南児童館	1994	こども政策課	不要	子育て支援施設
43	長与児童館	2001	こども政策課	不要	子育て支援施設
44	児童クラブクローバー	1994	こども政策課	不要	子育て支援施設

(7) 公営住宅

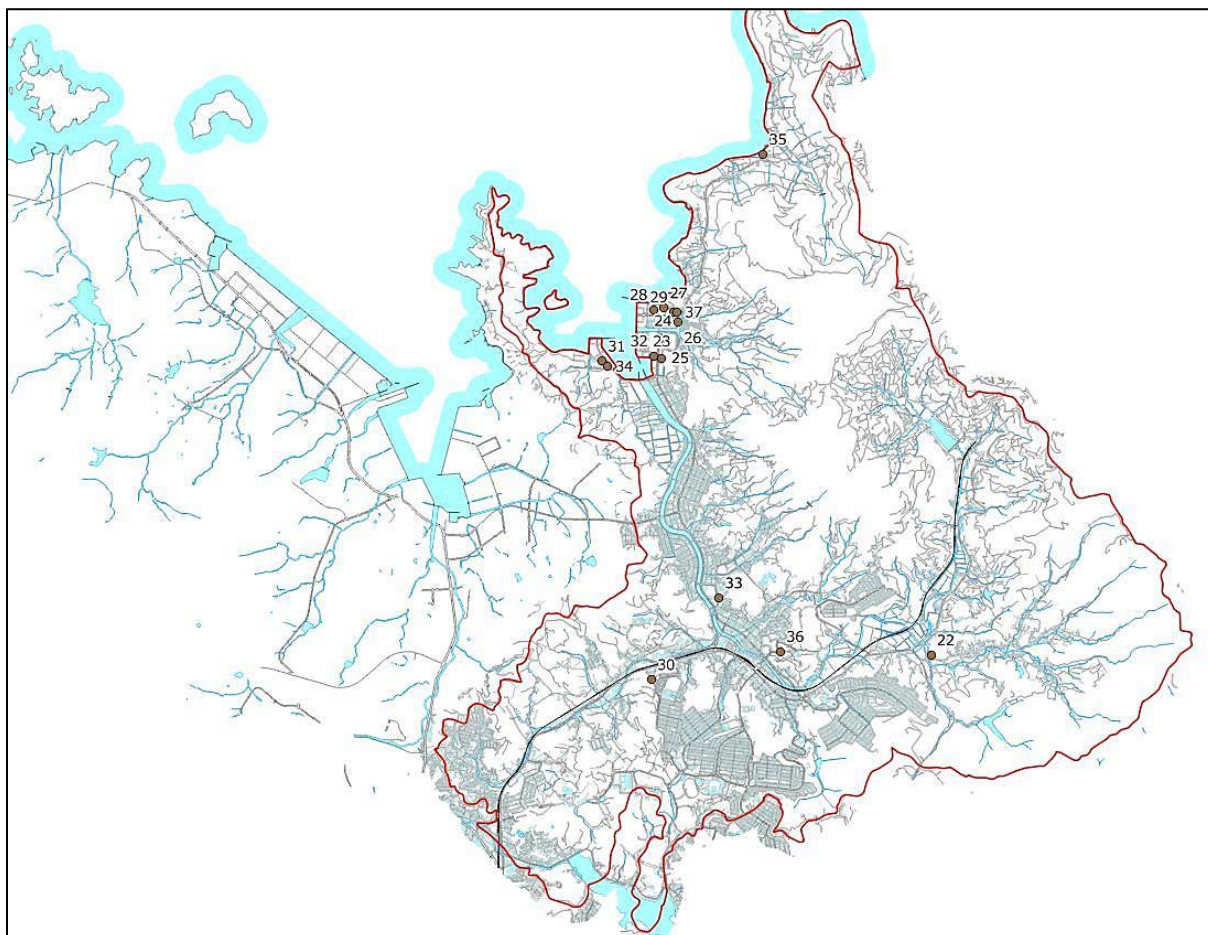
公営住宅は、東高田町営住宅など計 3 施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
59	東高田町営住宅	1990	土木管理課	不要	公営住宅
60	岡岬町営住宅	1987	土木管理課	不要	公営住宅
61	西高田町営住宅	1978	土木管理課	不要	公営住宅

(8) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、総合運動公園など計 16 施設である。  
 そのうち 5 施設は建物を有しない。  
 施設の位置を下図に示す。

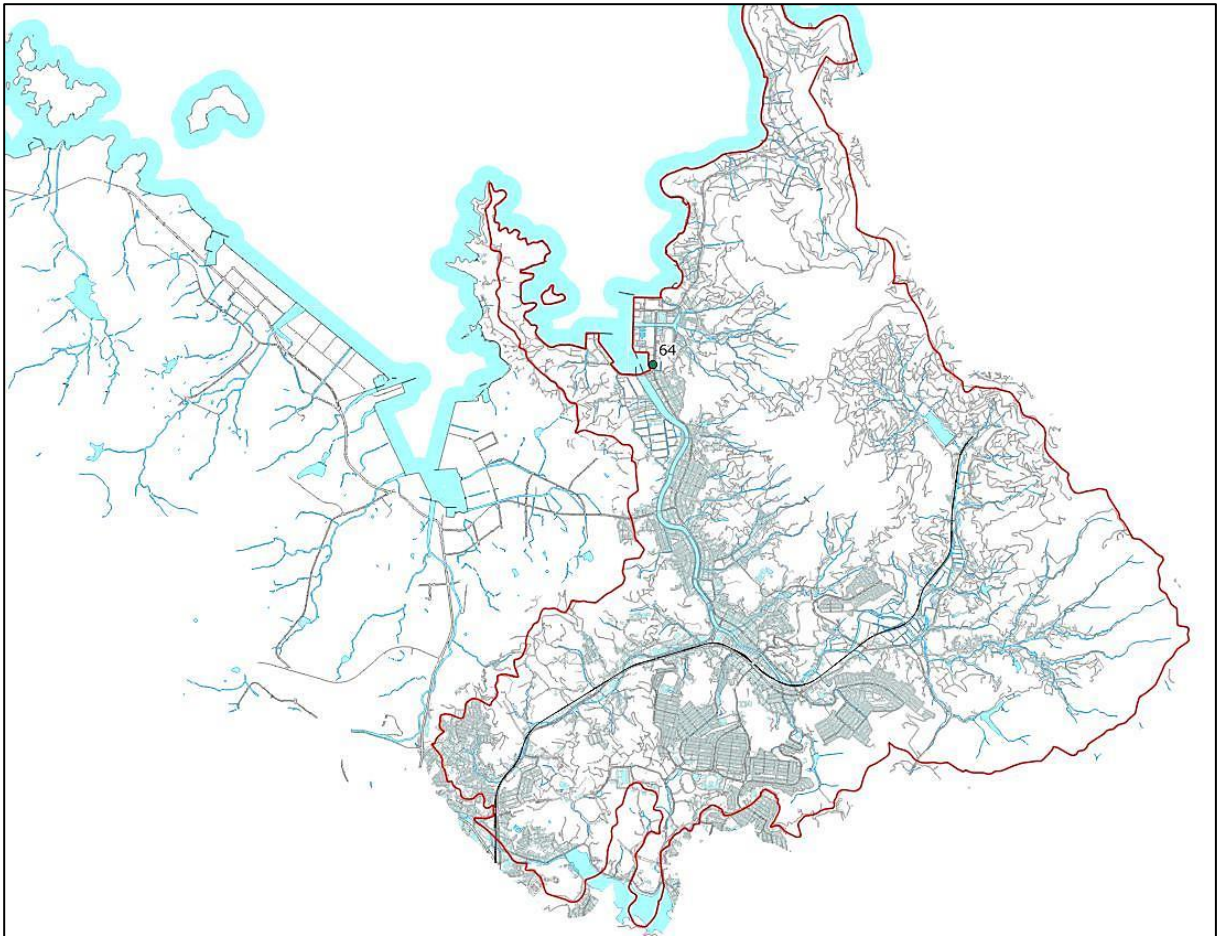


No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
22	上長与体育館	1977	生涯学習課	未実施	スポーツ・レクリエーション系施設
23	長与総合公園 長与町民体育館	1993	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
24	長与総合公園 水泳プール	1984	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
25	長与総合公園 運動公園広場	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
26	長与総合公園 テニス広場	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
27	長与総合公園 野外ステージ	1991	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
28	長与総合公園 ふれあい広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
29	長与総合公園 相撲広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
30	天満宮公園 公園グラウンド	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
31	多目的芝生広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
32	長与シーサイドパーク	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
33	長与町武道館	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
34	長与町海洋スポーツ交流館	2008	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
35	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館	2001	土木管理課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
36	中尾城公園管理棟	1993	土木管理課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
37	長与町ペーロン資料館	1985	契約管財課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設



(9) 産業系施設

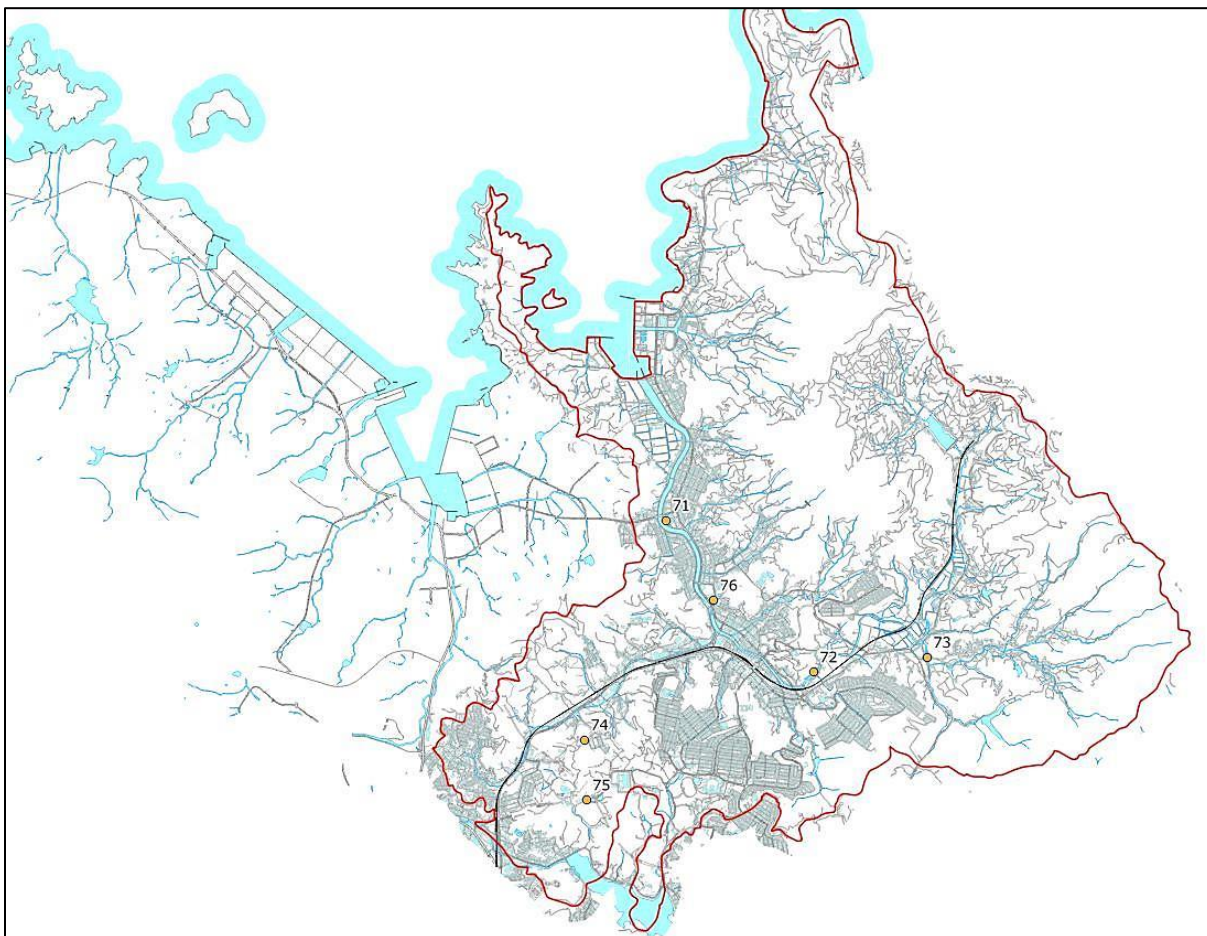
産業系施設は、「まんてん」の1施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
64	まんてん	2002	産業振興課	不要	産業系施設

(10) 上水道施設

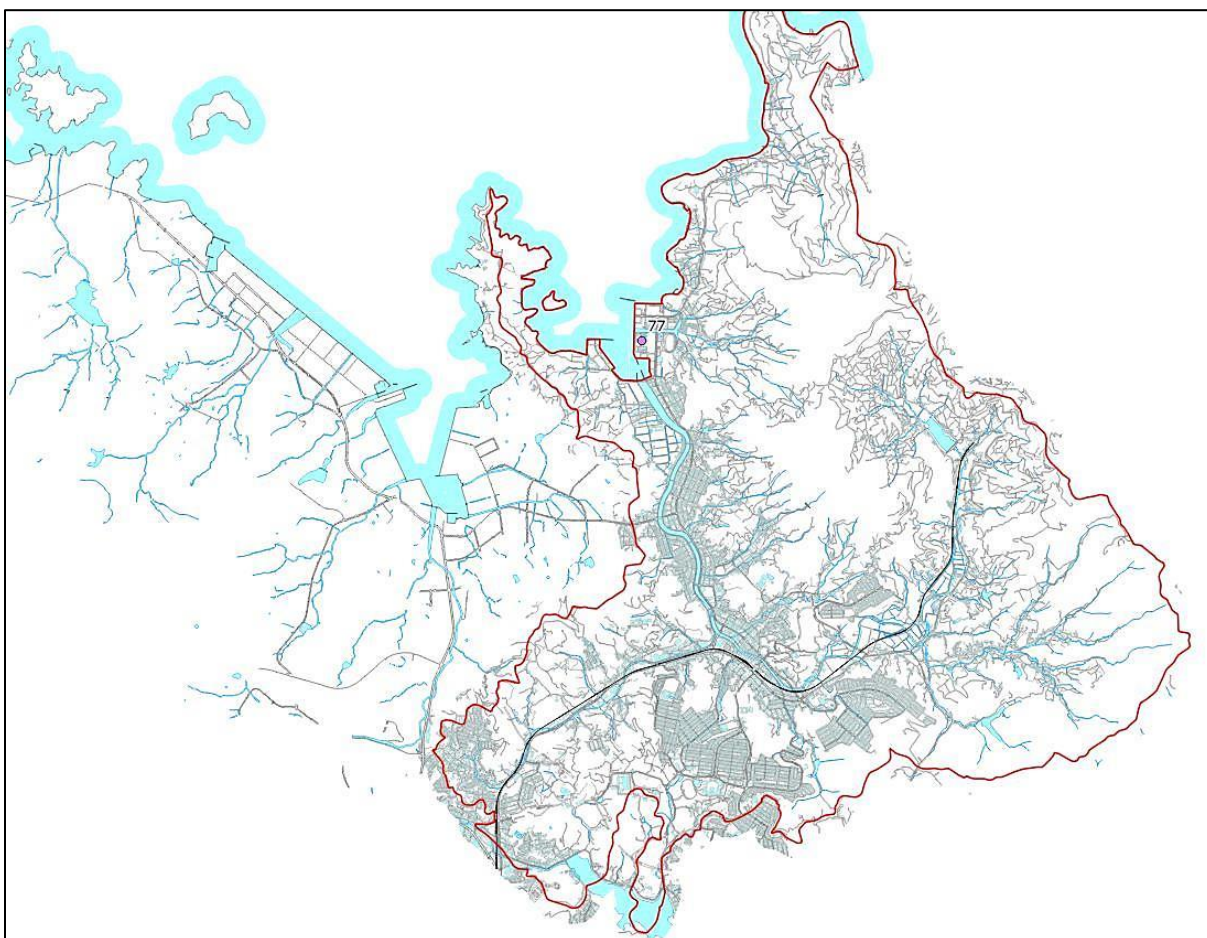
上水道施設は、浄水場など計6施設である。施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
71	第1浄水場	1973	水道課	未実施	上水道施設
72	第2浄水場	1988	水道課	不要	上水道施設
73	第3浄水場	1986	水道課	不要	上水道施設
74	東高田浄水場	1998	水道課	不要	上水道施設
75	笠山浄水場	1984	水道課	不要	上水道施設
76	長与町水道局庁舎	2010	水道課	不要	上水道施設

(11) 下水道施設

下水道施設は、浄化センターの1施設である。施設の位置を下図に示す。

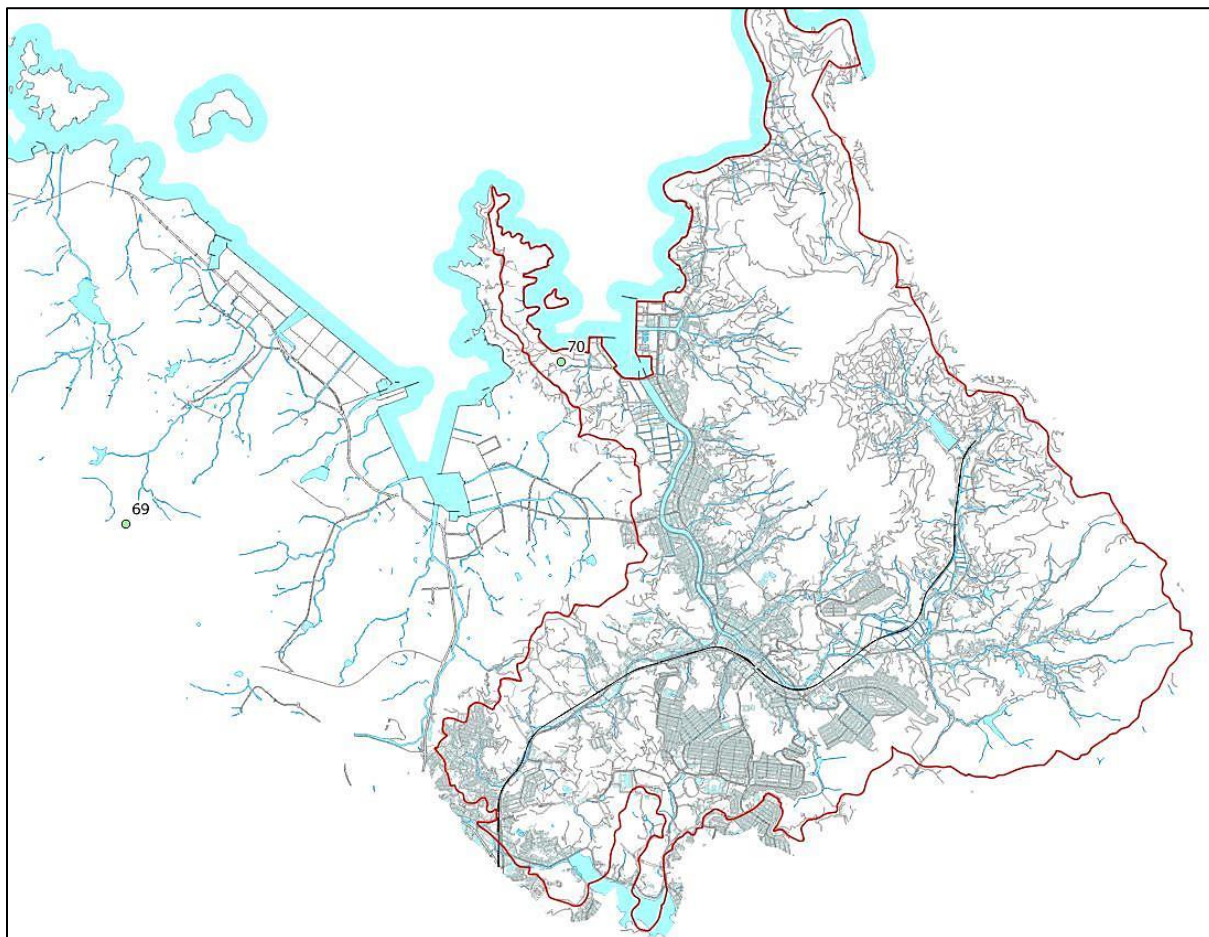


No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
77	長与浄化センター	1980	上下水道課	一部実施済	下水道施設



## (12) 供給処理施設

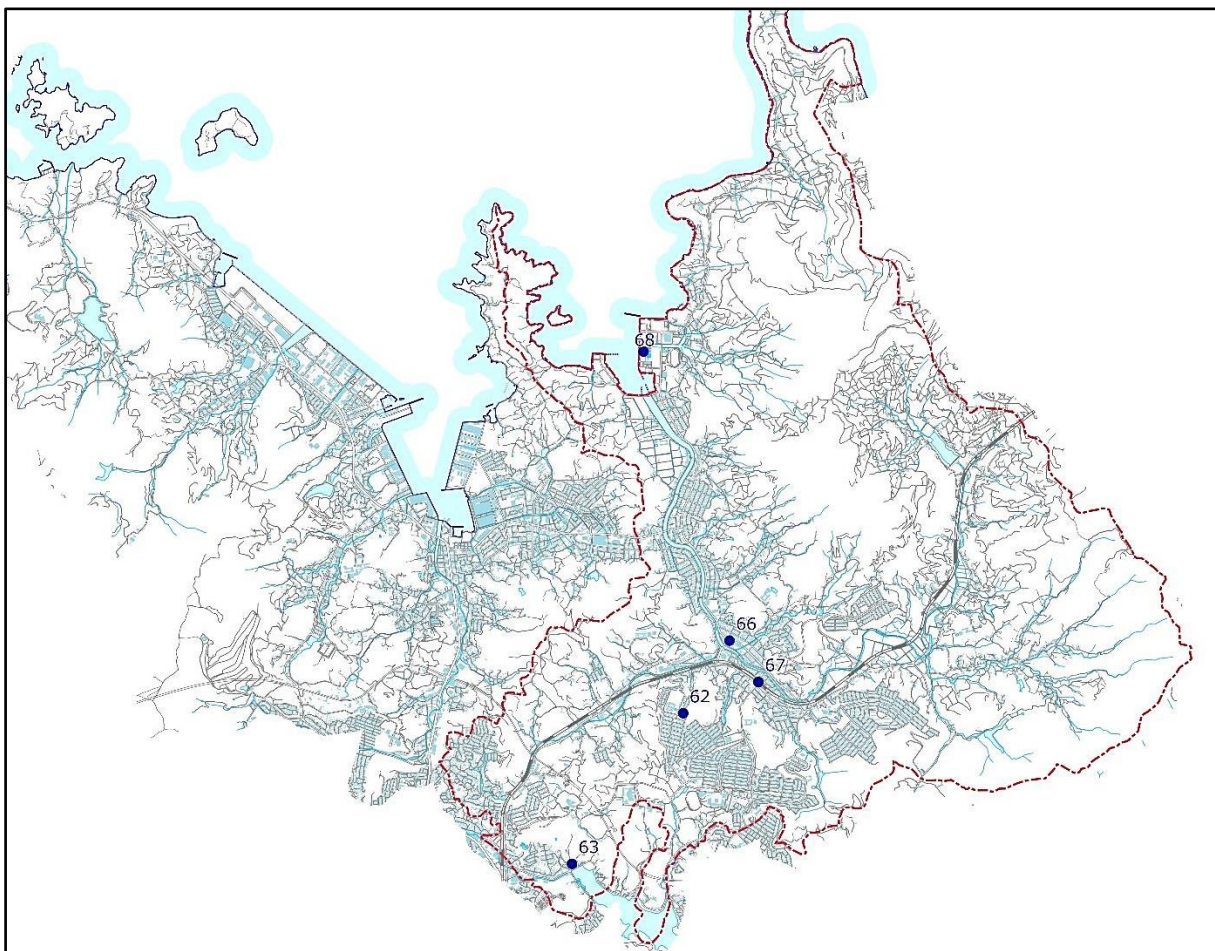
供給処理施設は、クリーンパーク長与など計 2 施設である。  
施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
69	時津クリーンセンター	2010	住民環境課	不要	供給処理施設
70	クリーンパーク長与	2014	住民環境課	不要	供給処理施設

(13) その他

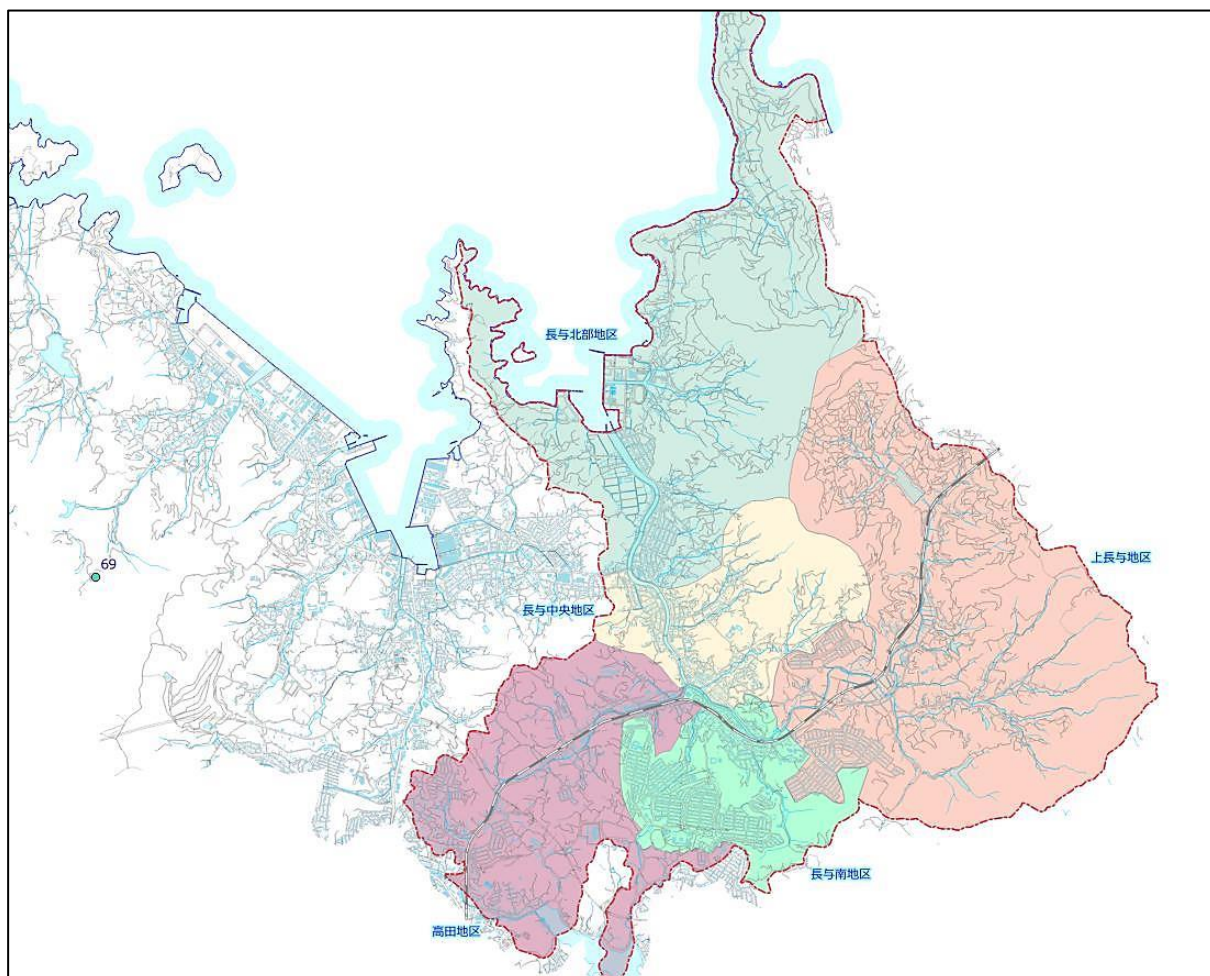
その他の施設は、長与駅舎（コミュニティホール）など計5施設である。  
施設の位置を下図に示す。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
62	南陽台住宅（適応指導教室）	1988年頃	契約管財課	不要	その他
63	高田南土地区画整理事業にかかる仮設住宅	1993	都市計画課	不要	その他
66	長与町営駐車場	1979	契約管財課	未実施	その他
67	長与駅舎（コミュニティホール他）	1997	契約管財課	不要	その他
68	長与町し尿投入施設	2012	住民環境課	不要	その他

## 5. 地域別の施設の現状

町内を地区コミュニティの5つの地区に分けて地域別の状況を整理する。  
地区の区分範囲を下図に示す。



地区	自治会
長与北部地区	嬉里谷、三彩、上斉藤、毛屋白津、舟津、佐敷川内、前田川内・浜崎、岡岬、岡中央、馬込一本松、塩床、川頭
長与中央地区	内園、南田川内、丸田谷、丸田アパート、皆前、北陽台、嬉里中央、定林
上長与地区	木場、大越、横平、上平、下平、三根、緑が丘、ニュータウン東、ニュータウン中央、ニュータウン西
長与南地区	池山、井手本、辻後、青葉台、南陽台、サニータウン北、サニータウン南、サニータウン東、まなび野東、まなび野西
高田地区	日当野、道の尾、高田越、百合野、百合野第一、百合野第二、東高田、下高田、西高田、フォーレツインキャッスル

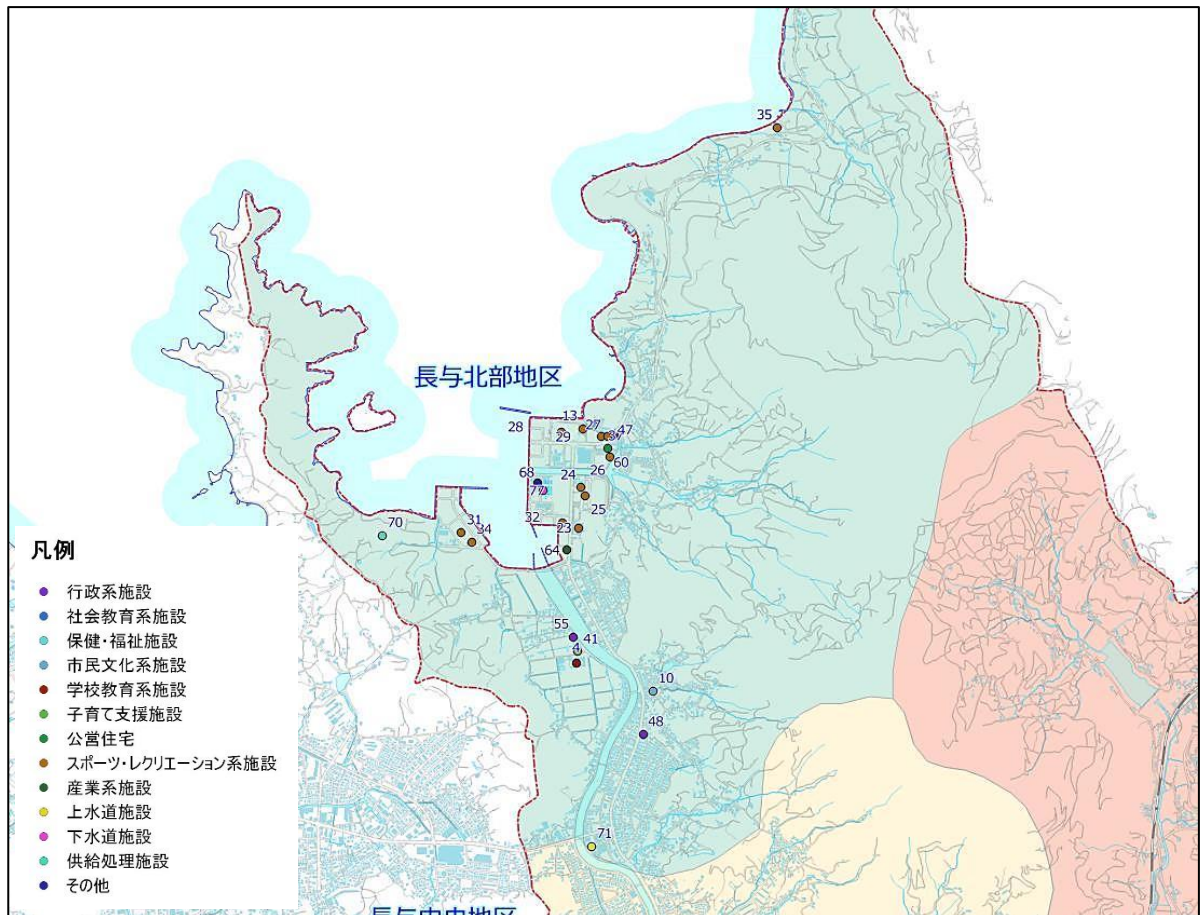


(1) 長与北部地区

長与北部地区には 25 施設が集中しており、5 地区の中では最も施設数が多い。

長与総合公園の各施設のほか、多目的芝生広場、シーサイドパークなどのスポーツ・レクリエーション系施設の大半がこの地区内に立地している。

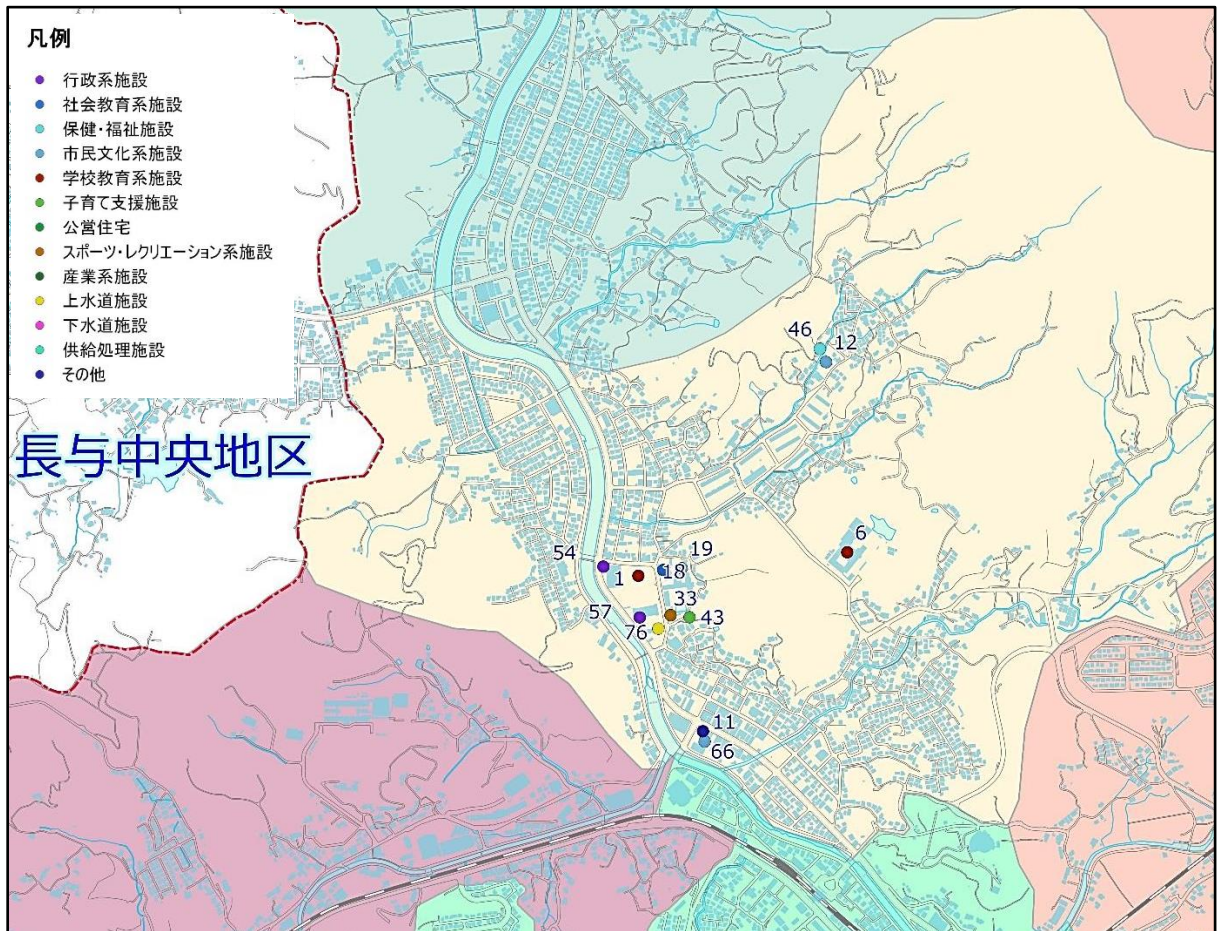
琴ノ尾岳と丸田岳を中心とした山地が大部分であり、唯一大村湾に面した地区である。集落は国道 207 号沿道を中心に形成されており、公共施設もその周辺に位置する。



No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
4	長与北小学校	1979	教育総務課	実施済	学校教育系施設
10	長与北部地区多目的研修集会施設	1982	生涯学習課	不要	市民文化系施設
13	長与町宿泊研修施設「つどいの家」	1993	生涯学習課	不要	市民文化系施設
23	長与総合公園 長与町民体育館	1993	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
24	長与総合公園 水泳プール	1984	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
25	長与総合公園 運動公園広場	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
26	長与総合公園 テニス広場	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
27	長与総合公園 野外ステージ	1991	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
28	長与総合公園 ふれあい広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
29	長与総合公園 相撲広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
31	多目的芝生広場	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
32	長与シーサイドパーク	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
34	長与町海洋スポーツ交流館	2008	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
35	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館	2001	土木管理課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
37	長与町ペーロン資料館	1985	契約管財課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
41	長与北児童館	1992	こども政策課	不要	子育て支援施設
47	第1分団格納庫	1985	地域安全課	不要	行政系施設
48	第2分団格納庫	1977	地域安全課	未実施	行政系施設
55	第9分団格納庫	1978	地域安全課	未実施	行政系施設
60	岡岬町営住宅	1987	土木管理課	不要	公営住宅
64	まんてん	2002	産業振興課	不要	産業系施設
68	長与町し尿投入施設	2012	住民環境課	不要	その他
70	クリンパーク長与	2014	住民環境課	不要	供給処理施設
71	第1浄水場	1973	上下水道課	未実施	上水道施設
77	長与浄化センター	1980	上下水道課	一部実施済	下水道施設

(2) 長与中央地区

長与町役場がある長与中央地区には、長与小学校、長与中学校など 13 施設が立地している。長与川に並行して走る県道東長崎長与線、町道長与中央線の沿道を中心に市街地を形成している。



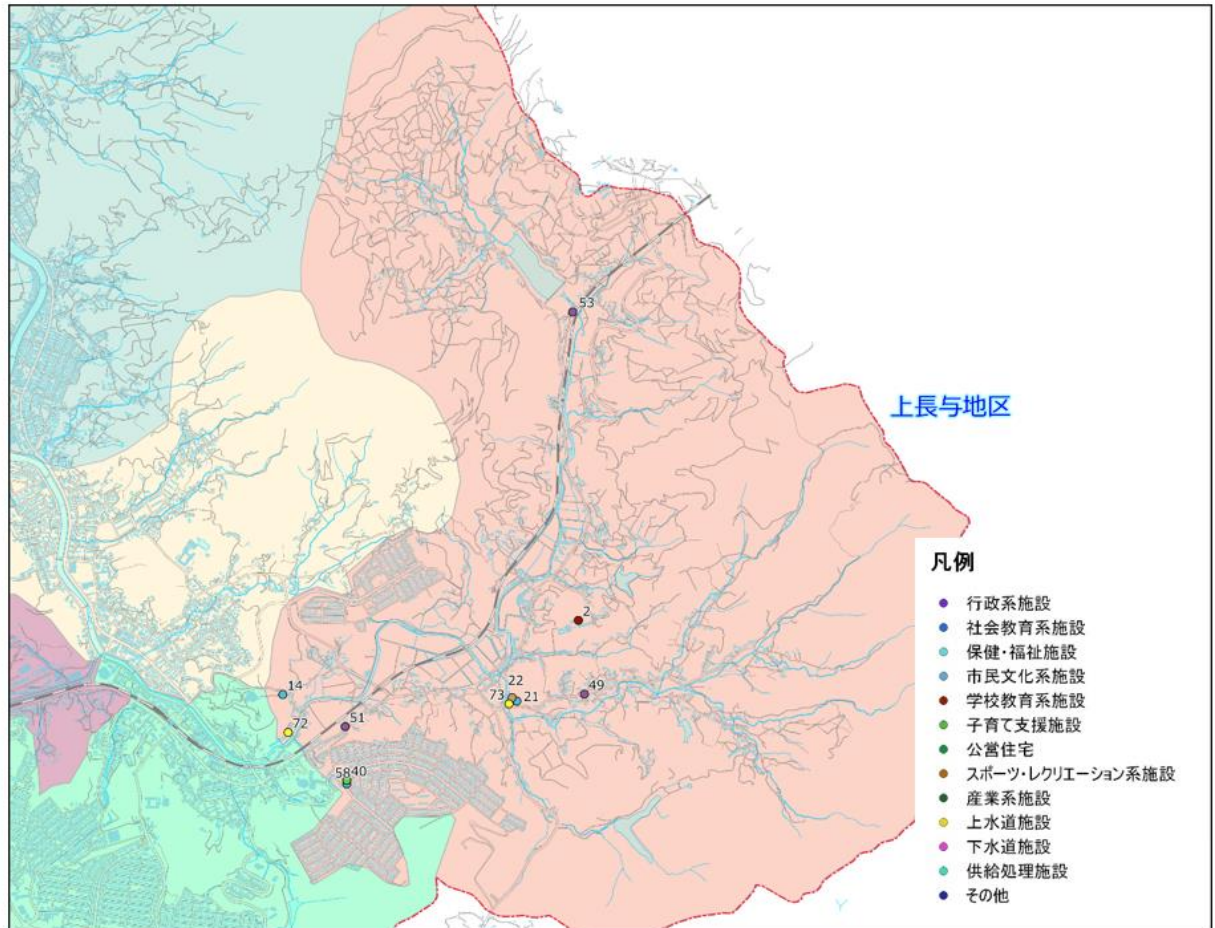
No.	施設名	代表施設建設年度	所管課	耐震補強の有無	用途
1	長与小学校	2012	教育総務課	不要	学校教育系施設
6	長与中学校	1974	教育総務課	実施済	学校教育系施設
11	長与町勤労青少年ホーム	1980	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
12	長与町勤労婦人の家	1982	生涯学習課	不要	市民文化系施設
18	図書館	1957	生涯学習課	未実施	社会教育系施設
19	長与町公民館	1967	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
33	長与町武道館	1988	生涯学習課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
43	長与児童館	2001	こども政策課	不要	子育て支援施設
46	老人福祉センター 丸田荘	2000	福祉課	不要	保健・福祉施設
54	第8分団格納庫	2012	地域安全課	不要	行政系施設
57	長与町役場	1988	契約管財課	不要	行政系施設
66	長与町営駐車場	1979	契約管財課	未実施	その他
76	長与町水道局庁舎	2010	水道課	不要	上水道施設



### (3) 上長与地区

上長与地区には洗切小学校など 11 施設が立地している。

地区の南西部に長与ニュータウンが位置しているほか、長与川の河川沿いに集落が広がる農村地域である。地区の大部分が山林であり、みかんをはじめとする果樹園として利用されている。

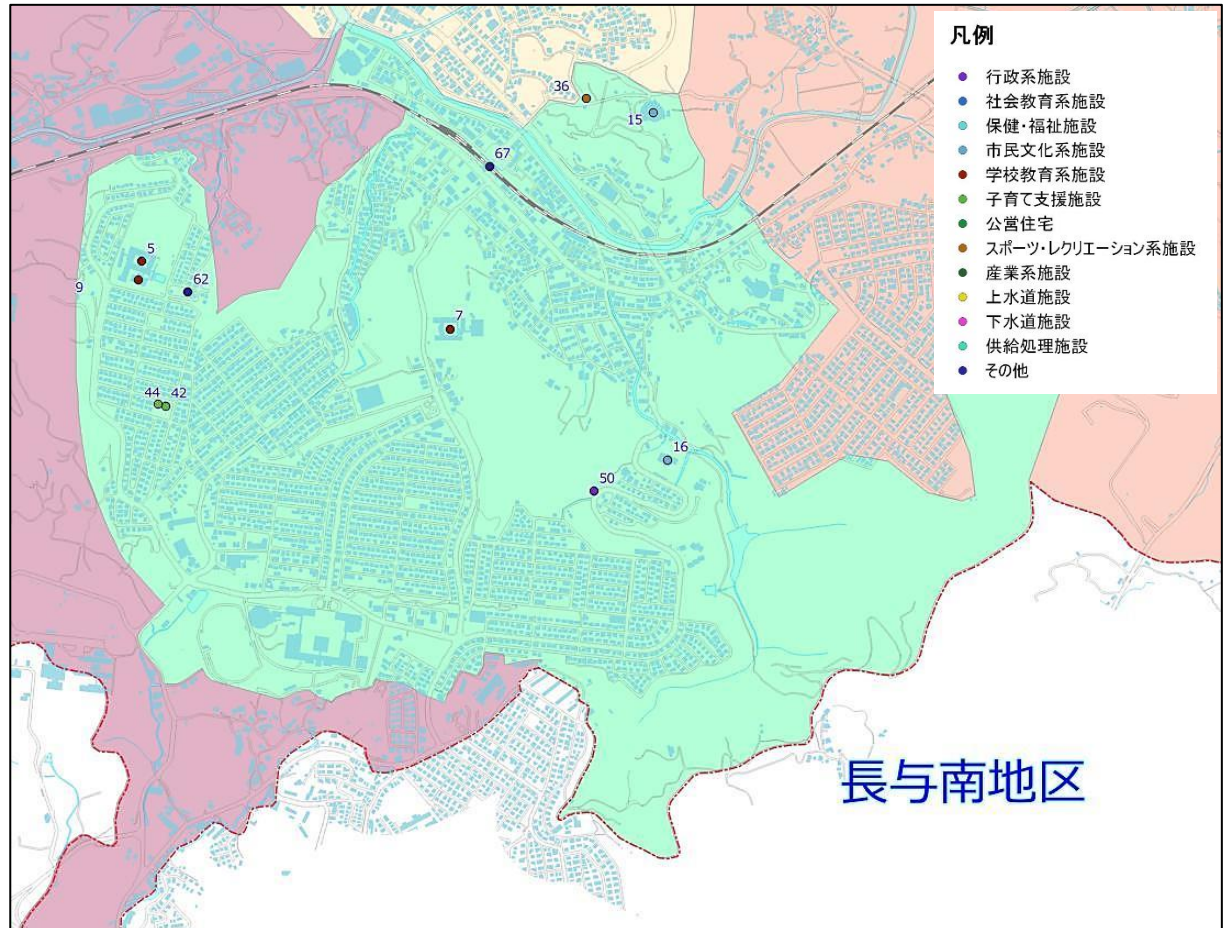


No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
2	洗切小学校	1976	教育総務課	実施済	学校教育系施設
14	陶芸の館	1996	生涯学習課	不要	市民文化系施設
21	上長与地区公民館	1979	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
22	上長与体育館	1977	生涯学習課	未実施	スポーツ・レクリエーション系施設
40	上長与児童館	1990	こども政策課	不要	子育て支援施設
49	第3分団格納庫	2009	地域安全課	不要	行政系施設
51	第5分団格納庫	2014	地域安全課	不要	行政系施設
53	第7分団格納庫	2017	地域安全課	不要	行政系施設
58	ニュータウン防災センター	1991	地域安全課	不要	市民文化系施設
72	第2浄水場	1988	上下水道課	不要	上水道施設
73	第3浄水場	1986	上下水道課	不要	上水道施設

(4) 長与南地区

長与南地区には長与南小学校、長与第二中学校、長与駅舎、長与町民文化ホールなど11施設が立地している。

地区南部に長崎県立大学が立地しているほか、西部から南部にかけて、南陽台、青葉台、まなび野、サニータウンといった住宅街が団地造成により広範囲に立ち並んでいる。また北部では、JRの沿線に市街地を形成している。



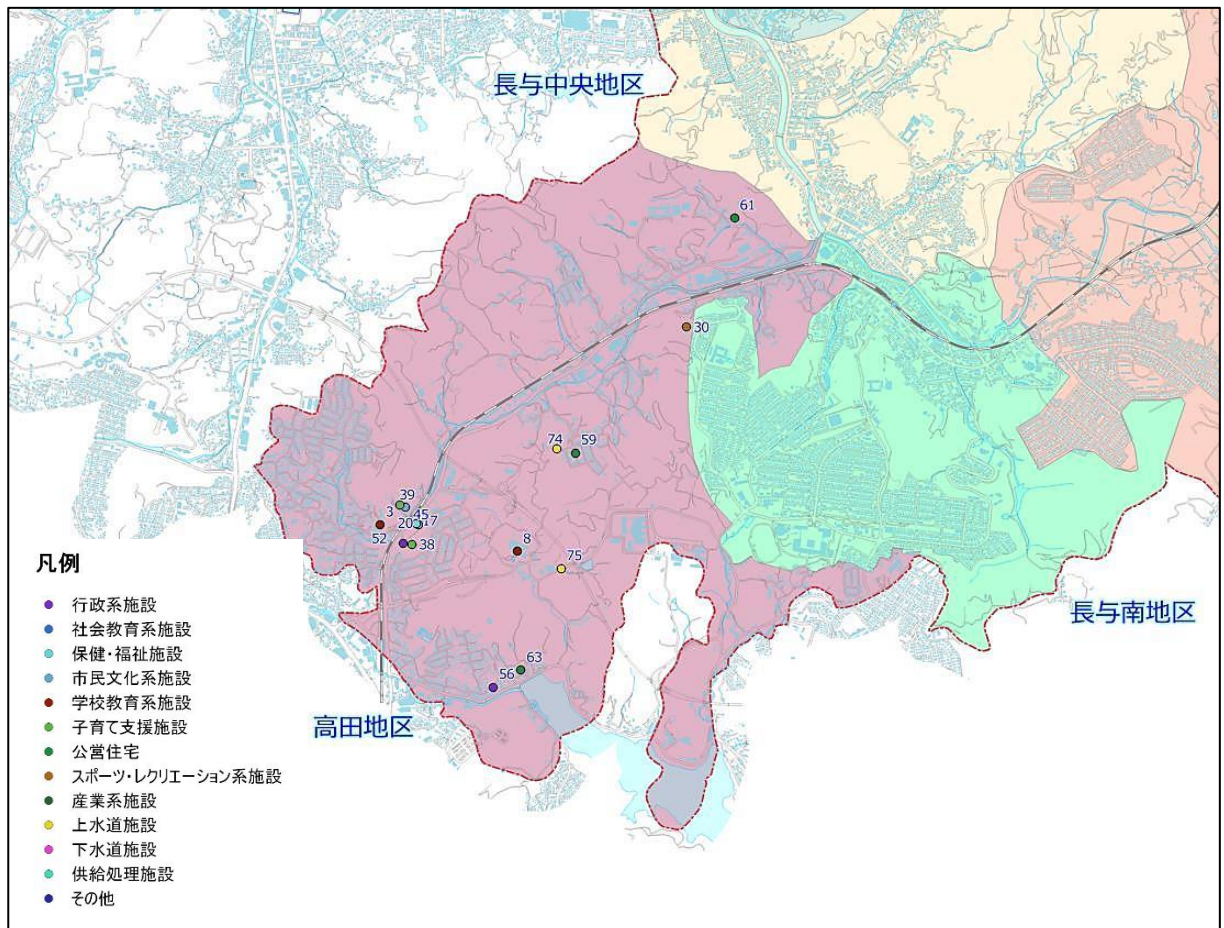
No.	施設名	代表施設 建設年度	所管課	耐震補強 の有無	用途
5	長与南小学校	1987	教育総務課	不要	学校教育系施設
7	長与第二中学校	1980	教育総務課	実施済	学校教育系施設
9	給食共同調理場	1987	教育総務課	不要	学校教育系施設
15	長与町民文化ホール	1997	生涯学習課	不要	市民文化系施設
16	長与南交流センター	2006	地域安全課	不要	市民文化系施設
36	中尾城公園管理棟	1993	土木管理課	不要	スポーツ・レクリエーション系施設
42	長与南児童館	1994	こども政策課	不要	子育て支援施設
44	児童クラブクローバー	1994	こども政策課	不要	子育て支援施設
50	第4分団格納庫	2008	地域安全課	不要	行政系施設
62	南陽台住宅（適応指導教室）	1988年頃	契約管財課	不要	その他
67	長与駅舎（コミュニティホール他）	1997	契約管財課	不要	その他



(5) 高田地区

高田地区には高田小学校、高田中学校、長与町ふれあいセンターなど15施設が立地している。そのうちの7施設が高田小学校の近隣の半径約100m程度の範囲内に集中している。

また、地区北東部に県立長崎北陽台高等学校、南東部に長崎市立長崎商業高等学校と県立長崎高等技術専門校が立地している。



No.	施設名	代表施設建設年度	所管課	耐震補強の有無	用途
3	高田小学校	1967	教育総務課	実施済	学校教育系施設
8	高田中学校	1995	教育総務課	不要	学校教育系施設
17	長与町ふれあいセンター	1965	地域安全課	未実施	市民文化系施設
20	高田地区公民館	1975	生涯学習課	未実施	市民文化系施設
30	天満宮公園 公園グラウンド	-	生涯学習課	-	スポーツ・レクリエーション系施設
38	高田保育所	2013	こども政策課	不要	子育て支援施設
39	高田児童館	1983	こども政策課	不要	子育て支援施設
45	長与町健康センター	1965	健康保険課	未実施	保健・福祉施設
52	第6分団格納庫	2015	地域安全課	不要	行政系施設
56	長崎振興局長与都市開発事業所	1990	都市計画課	不要	行政系施設
59	東高田町営住宅	1990	土木管理課	不要	公営住宅
61	西高田町営住宅	1978	土木管理課	不要	公営住宅
63	高田南十地区画整理事業にかかる仮設住宅	1993	都市計画課	不要	その他
74	東高田浄水場	1998	水道課	不要	上水道施設
75	箕山浄水場	1984	水道課	不要	上水道施設



## 6. 公共施設等に関する上位・関連計画

### ■ 長与町第10次総合計画 前期基本計画（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）

策定機関	長与町																	
策定年	令和3年3月（2021年3月）																	
計画期間	令和3年度～令和7年度（2021年度～2025年度）																	
目標人口	令和12年度（2030年度）：42,000人																	
まちの将来像	人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ ～幸福度日本一のまちをつくる～																	
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協働による持続可能な社会</li> <li>2 心を育む教育と文化</li> <li>3 創造性と活力ある産業</li> <li>4 魅力あるまちと新しいひとの流れ</li> <li>5 安全・快適・便利な暮らし</li> <li>6 めくもりのある健康と福祉のまち</li> </ol>																	
戦略プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未来の産業創出に向けたまちづくりプロジェクト</li> <li>2 訪れたい、住んでみたい魅力的なまちづくりプロジェクト</li> <li>3 すなおで元気な長与っ子育てプロジェクト</li> <li>4 健康づくりと長生き・安心まちづくりプロジェクト</li> </ol>																	
公共施設等に関する主な記載内容	<p>◆基本目標1 協働による持続可能な社会</p> <p><b>【施策5】効率的な財政運営</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">具体的な取組</th> <th style="width: 50%;">主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 町有財産の適正管理と有効活用</td> <td>・公共施設等総合管理計画に基づく適正な維持管理の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基本目標2 心を育む教育と文化</p> <p><b>【施策7】学校教育の充実</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">具体的な取組</th> <th style="width: 50%;">主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 教育環境の充実</td> <td>・安心・安全な学校施設の維持・管理 ・老朽施設・設備の計画的な更新</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施策9】生涯学習の推進</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">具体的な取組</th> <th style="width: 50%;">主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 生涯学習関連施設の整備</td> <td>★新図書館の整備推進 ・公民館などの既存施設の維持管理</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施策10】生涯スポーツの推進</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">具体的な取組</th> <th style="width: 50%;">主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 スポーツ環境の充実と有効活用</td> <td>・老朽施設・設備の計画的な更新</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な取組	主な取組	3 町有財産の適正管理と有効活用	・公共施設等総合管理計画に基づく適正な維持管理の推進	具体的な取組	主な取組	7 教育環境の充実	・安心・安全な学校施設の維持・管理 ・老朽施設・設備の計画的な更新	具体的な取組	主な取組	2 生涯学習関連施設の整備	★新図書館の整備推進 ・公民館などの既存施設の維持管理	具体的な取組	主な取組	4 スポーツ環境の充実と有効活用	・老朽施設・設備の計画的な更新
具体的な取組	主な取組																	
3 町有財産の適正管理と有効活用	・公共施設等総合管理計画に基づく適正な維持管理の推進																	
具体的な取組	主な取組																	
7 教育環境の充実	・安心・安全な学校施設の維持・管理 ・老朽施設・設備の計画的な更新																	
具体的な取組	主な取組																	
2 生涯学習関連施設の整備	★新図書館の整備推進 ・公民館などの既存施設の維持管理																	
具体的な取組	主な取組																	
4 スポーツ環境の充実と有効活用	・老朽施設・設備の計画的な更新																	

公共施設等に関する主な記載内容	<b>【施策11】文化・芸術の振興</b>	
	具体的な取組	主な取組
	2 文化・芸術環境の創造	・文化施設等の適正な維持・管理
	◆基本目標3 創造性と活力ある産業	
	<b>【施策16】農業の振興</b>	
	具体的な取組	主な取組
	1 農業生産基盤の充実・維持管理	・農業生産基盤の整備・充実（農地改良、農道・用排水施設等）
	◆基本目標4 魅力あるまちと新しいひとの流れ	
	<b>【施策21】観光・シティプロモーションの振興</b>	
	具体的な取組	主な取組
	1 地域資源を活かした多様な交流促進	・観光案内板や誘導サイン等の観光基盤整備
	<b>【施策23】雇用環境の充実</b>	
	具体的な取組	主な取組
	1 企業誘致による雇用機会の拡大	★テレワーク・サテライトオフィスの推進
	◆基本目標5 安全・快適・便利な暮らし	
	<b>【施策24】市街地の整備</b>	
	具体的な取組	主な取組
	1 計画的な土地利用の推進と新市街地の形成	★公共施設の再配置等の検討 ・急傾斜地の適正な管理
	2 住宅環境の整備	・公営住宅の長寿命化型改善
	3 公園・緑地の整備	・関連事業と連携した公園・緑地の整備 ・町民参加による既存公園・緑地の適正な維持管理と緑化の推進 ・地域の特性に配慮した公園施設の整備 ★親子や多世代で楽しめる中尾城公園のリニューアル ★自然と触れ合える遊歩道の整備
	4 橋梁・河川・港湾の整備	・河川・港湾の整備 ・橋梁の長寿命化修繕計画に基づく計画的な整備の推進
5 良好な景観形成やユニバーサルデザインへの対応	★ユニバーサルデザインのまちづくり	

公共施設等に関する主な記載内容	<b>【施策25】上水道の整備</b>	
	具体的な取組	主な取組
	3 将来を見据えた水道施設の整備	・老朽施設の計画的な更新
	4 広域的な連携の推進	・施設共同化の検討
	<b>【施策26】下水道の整備</b>	
	具体的な取組	主な取組
	3 下水道施設の長寿命化等への対応	・下水道施設の適正な維持管理
	4 広域的な連携の推進	・施設共同化の検討
	<b>【施策27】道路の整備</b>	
	具体的な取組	主な取組
	1 幹線道路の整備	・市街地整備等と連携した都市計画道路整備の推進
	2 生活道路の維持管理と安全対策の推進	・適正な維持補修の実施 ・道路網の計画的な整備改修 ・交通事故を未然に防ぐ安全な道路環境の整備
	<b>【施策30】消防・防災体制の強化</b>	
	具体的な取組	主な取組
	1 消防・救急・緊急体制の充実・強化	・消防施設・設備等の計画的な整備・維持管理
	2 防災・減災への取組	・指定避難所等の環境整備 ・災害の未然防止・減災のための河川・急傾斜地等の適正管理
	<b>【施策31】交通事故防止対策の推進</b>	
	具体的な取組	主な取組
	2 交通安全対策の推進	・カーブミラー等の交通安全施設の整備・維持管理
	<b>【施策32】安全な生活環境づくり</b>	
具体的な取組	主な取組	
2 犯罪を防ぐ地域づくり	・防犯灯の維持管理	

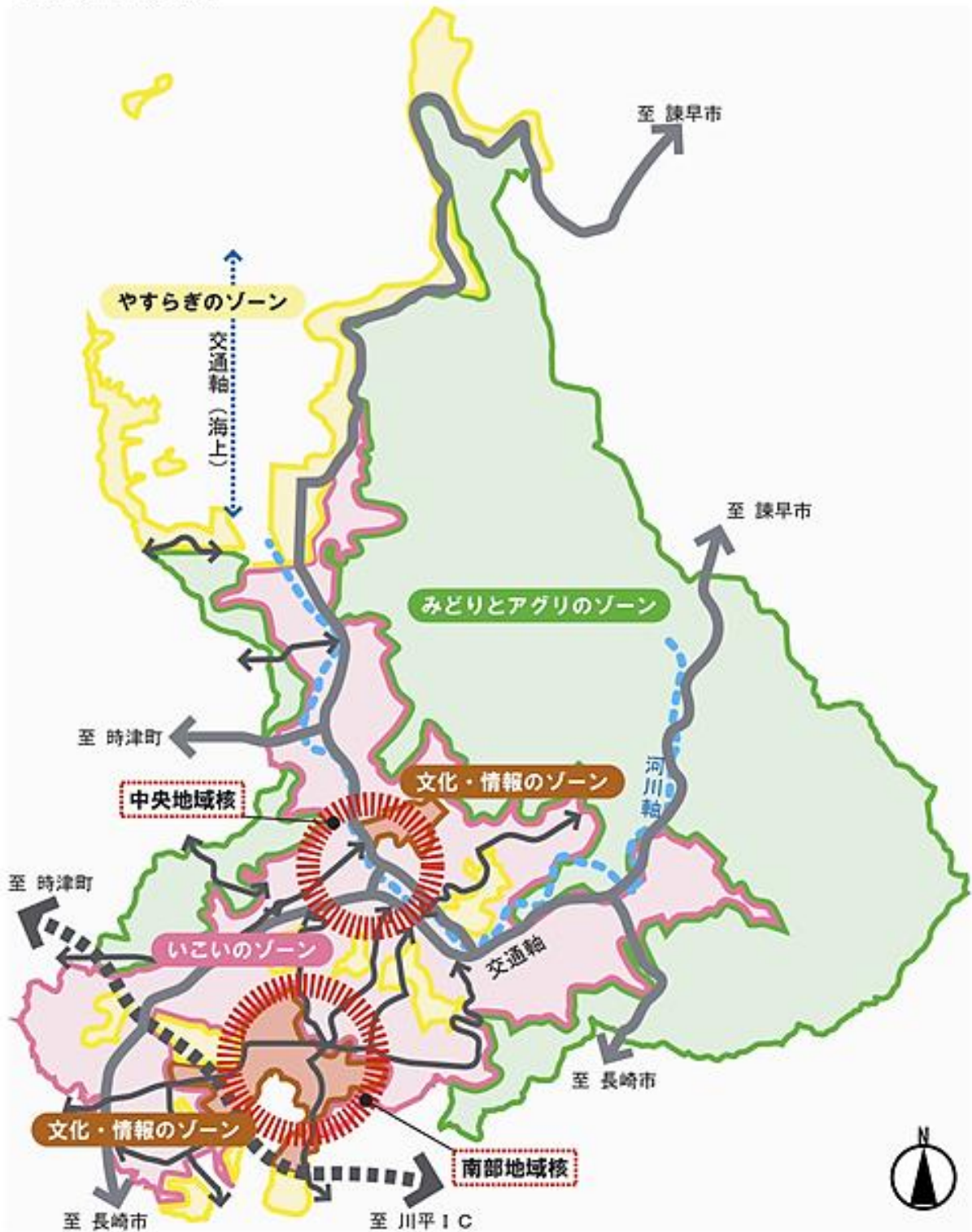
公共施設等に関する主な記載内容	◆基本目標6 めくもりのある健康と福祉のまち	
	【施策36】結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	
	具体的な取組	主な取組
	3 子育て支援環境の整備	★児童館など親子の交流の場の充実
	【施策41】快適で持続可能な生活環境づくり	
	具体的な取組	主な取組
3 地球温暖化防止活動の推進	・公共施設の省エネ化の推進	
※★マークの取組は戦略プロジェクトに位置付ける取組		

■ 長与町都市計画マスタープラン

策定機関	長与町	
策定年	平成9年9月（平成23年3月改定）	
計画目標年次	2020年(平成32年)	
将来人口	平成32年：51,000人	
基本理念	未来につながる新ふるさと ながよ	
都市づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然と共生するまち</li> <li>◆日常の生活行動に便利なまち</li> <li>◆安全で安らぎのあるまち</li> <li>◆町民が主役であるまち</li> </ul>	
将来都市像	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"><b>地 域 核</b></div> <p>町における生活圏の中心を構成するために、既存の都市機能の集積と連携した、新たな都市機能の導入を図ります。</p>	
	いこいのゾーン	日常生活の場として、便利で快適な住環境の形成を図ります。
	やすらぎのゾーン	自然の保全を図りつつ、貴重な自然資源を活用した自然と親しむ空間の形成を図ります。
	みどりとアグリのゾーン	自然環境の保全を基本とし、農地の保全や森林の育成を図ります。
	文化・情報のゾーン	情報や教育関連の機能を集約するとともに、情報産業等の産業の振興・創出を図ります。



<将来都市構造図>



公共施設等に関する主な記載内容	◆第3章 3-1 土地利用 ＜土地利用区分別土地利用の方向＞									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土地利用区分</th> <th>土地利用の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市的土地利用</td> <td>公共施設用地</td> <td>・文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共施設については、町民ニーズの多様化を踏まえ、既存施設との連携や環境の保全に配慮して必要な用地を確保します。</td> </tr> <tr> <td>その他(大規模公園・緑地保全地区等)</td> <td>・環境に配慮しつつ、自然とふれあう公園緑地等や、歴史文化に触れる空間の保全に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>		土地利用区分		土地利用の方向	都市的土地利用	公共施設用地	・文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共施設については、町民ニーズの多様化を踏まえ、既存施設との連携や環境の保全に配慮して必要な用地を確保します。	その他(大規模公園・緑地保全地区等)	・環境に配慮しつつ、自然とふれあう公園緑地等や、歴史文化に触れる空間の保全に努めます。
	土地利用区分		土地利用の方向							
	都市的土地利用	公共施設用地	・文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共施設については、町民ニーズの多様化を踏まえ、既存施設との連携や環境の保全に配慮して必要な用地を確保します。							
		その他(大規模公園・緑地保全地区等)	・環境に配慮しつつ、自然とふれあう公園緑地等や、歴史文化に触れる空間の保全に努めます。							
	◆第3章 3-2 都市施設 (2) 都市施設整備の基本的な方針 ①交通施設の整備の方向性 ＜道路網＞									
	その他	・道路網の整備にあたっては、単なる自動車交通の円滑化にとどまらず、歩行者や自転車通行の安全確保のためのバリアフリー化や、沿道緑化や景観整備等による快適でうまいある沿道環境づくりにも配慮します。								
	③公園・緑地の整備の方向性 ＜公園・緑地＞									
	公園・緑地	・一人当たりの公園保有面積 10 m <sup>2</sup> を目標に、土地区画整理事業や民間団地造成と連動した基幹公園の整備を計画的に進めるとともに、少子高齢化への対応等を見据え、町民との協働のもと、歩いていける範囲の公園の整備や管理、公園施設のバリアフリー化に努めます。								
	④下水道の整備の方向性 ＜下水道の整備＞									
下水道の整備	・新たに整備された市街地や、下水道未整備地区について、公共下水道を主体として整備を推進します。									
⑤その他都市施設の整備の方向性 ＜その他都市施設の整備＞										
その他都市施設の整備	・施設の老朽化への対応や耐震化、バリアフリー化、安全管理の充実、新たな教育内容への対応等を勘案し、各学校施設・設備の整備を計画的に推進します。 ・複合的な機能を備えた図書館等の生涯学習施設や医療・福祉施設、文化施設についても、今後の市街地整備の進捗に対応し、適切な施設配置・整備に努めます。									

公共施設等に関する主な記載内容	◆第3章 3-3 市街地整備		
	(2) 市街地整備の基本的な方針		
	①市街化区域内における市街地整備の方向性		
	<市街化区域>		
	<table border="1"> <tr> <td>中央地域核</td> <td>・公共・公益施設や商業施設、交通結節機能等の既存の都市機能を活用しながら、必要に応じて土地の高度利用化や高次都市機能の集積を図り、榎の鼻地区計画構想を含め一体的な中心性の高い市街地を形成します。</td> </tr> </table>	中央地域核	・公共・公益施設や商業施設、交通結節機能等の既存の都市機能を活用しながら、必要に応じて土地の高度利用化や高次都市機能の集積を図り、榎の鼻地区計画構想を含め一体的な中心性の高い市街地を形成します。
	中央地域核	・公共・公益施設や商業施設、交通結節機能等の既存の都市機能を活用しながら、必要に応じて土地の高度利用化や高次都市機能の集積を図り、榎の鼻地区計画構想を含め一体的な中心性の高い市街地を形成します。	
	②市街化調整区域における市街地整備の方向性		
	<市街化調整区域>		
	<table border="1"> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>・基本的に既存の集落や住宅地のほかは、市街化を抑制する地域とします。ただし、必要に応じて、自然環境の保全や農業生産維持に配慮しつつ公共公益施設等の計画的市街地の形成を進めます。</td> </tr> </table>	市街化調整区域	・基本的に既存の集落や住宅地のほかは、市街化を抑制する地域とします。ただし、必要に応じて、自然環境の保全や農業生産維持に配慮しつつ公共公益施設等の計画的市街地の形成を進めます。
	市街化調整区域	・基本的に既存の集落や住宅地のほかは、市街化を抑制する地域とします。ただし、必要に応じて、自然環境の保全や農業生産維持に配慮しつつ公共公益施設等の計画的市街地の形成を進めます。	
③都市計画区域外における方向性			
<都市計画区域外>			
<table border="1"> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>・優良農地や山地の森林を保全するため、既存の集落や住宅地のほかは、市街地化を抑制することとします。ただし、必要に応じて、公共公益施設の立地を可能とします。</td> </tr> </table>	都市計画区域外	・優良農地や山地の森林を保全するため、既存の集落や住宅地のほかは、市街地化を抑制することとします。ただし、必要に応じて、公共公益施設の立地を可能とします。	
都市計画区域外	・優良農地や山地の森林を保全するため、既存の集落や住宅地のほかは、市街地化を抑制することとします。ただし、必要に応じて、公共公益施設の立地を可能とします。		
◆第5章 5-1 協働のまちづくりの仕組み			
(1) まちづくりの主体と役割			
①町民：生活に関する地域レベルのまちづくりにおいて、地域づくりのルール検討やまちづくり活動、身近な道路・公園の維持管理等、町民が自ら考えて積極的に参加していくことが望まれます。			
(2) まちづくりの連携と役割分担			
④協働による施設の整備・管理：地域の身近な道路、公園等の整備・管理にあたっては、PFI等の導入による公共施設の整備、及びアダプト制度や指定管理者制度の導入による管理運営といった、町民や民間の参画による協働を促進します。			
◆第5章 5-2 まちづくりの実現に向けた方策			
(1) まちづくりの実現手法			
②都市計画事業等の推進：都市計画区域内では、道路や公園、河川・下水道等の都市施設を整備・改修する事業や、一定範囲の区域を面的に整備する市街地開発事業、その他良好な市街地環境を形成するためのさまざまな目的に応じた事業があり、これらの事業は都市計画マスタープランの位置づけに基づいて、各種関係事業の推進に努めます。			

<p>公共施設等に関する主な記載内容</p>	<p>(2) 重点推進プログラム</p> <p>①中央地域核の形成に向けた市街地再編の検討とまちづくりの推進：本町の中心的な役割を担う地区として、既存の商業・業務施設や図書館等の公共公益施設の充実とさらなる都市機能の集積に向けて、市街地再編の検討を進めます。</p> <p>⑤豊かでうるおいのある生活環境の形成：うるおいのある生活環境を今後も維持していくため、公共施設の緑化を推進するとともに、花や緑の植栽の活動を支援し、快適な生活環境の形成を図ります。</p> <p>◆第5章 5-3 まちづくりの取り組み課題</p> <p>(1) 効果的・効率的な事業の推進</p> <p>限られた財源を最大限に生かし、健全な財政運営に努め、国・県等の各種制度を活用した事業に取り組むとともに、民間委託の推進を図ります。</p> <p>(3) 関係各課との密接な連携・調整</p> <p>都市基盤整備に係る分野に限らず、福祉、文化、教育、環境、産業等の様々な分野と関連しています。このため、都市基盤整備に関する分野だけでなく、幅広い部門との密接な連携・調整が図れるよう横断的な庁内連絡体制の充実を図ります。</p>
------------------------	---

■ 長与町国土強靱化地域計画

策定機関	長与町
策定年	令和2年5月（2020年5月）
基本目標	<p>いかなる自然災害等が発生しようとも</p> <p>(1) 人命の保護が最大限図られること。</p> <p>(2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。</p> <p>(3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>(4) 迅速な復旧復興</p>
プログラムごとの推進計画	<p>※<b>白抜き</b>は重点プログラム</p> <p><b>1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。</b></p> <p><b>1-1 異常気象等による広域かつ長期的な浸水</b></p> <p>○大雨等による道路冠水や雨水滞留を防ぐため、市街地の面的整備や道路の新設改良工事と合わせて側溝等の整備を行う。【町】</p> <p>○地区の排水対策のための排水路整備について整備を完成させるとともに、枝線部についても対策を図る。【町】</p> <p>○大雨時の道路冠水箇所については、側溝整備を行い通行の安全性を確保する。【町】</p> <p>○河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う。【県】【町】</p> <p>○多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する。【県】【町】</p> <p><b>1-2 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</b></p> <p>○危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進める。【県】【消防】【町民】【町】</p> <p>○危険区域にある公共施設については、施設を利用する町民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する。【町】</p> <p>○土砂災害の発生時においては、町民の安全を確保するとともに、避難のための道路や被災者を一時収容するための安全な場所を確保する。【町】</p> <p>○避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置を計画的に行う。【町】</p> <p>○沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備を計画的かつ着実に推進するとともに、整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。また、海岸堤防開口部において、老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。【県】【町】</p> <p>○住宅地に接した道路法面について、日常点検や監視を行い、更新の時期を見極め、国の施策等の効果的な活用を図りながら整備を行う。【町】</p> <p><b>1-4 避難路における通行不能</b></p> <p>○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。【町】</p> <p>○災害時における移動円滑化を図るため、歩道がないもしくは歩道が狭小な箇所について、道路改良工事と合わせて歩道整備を実施する。【町】</p> <p>○土砂災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に拡幅整備するほか、定期的な点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する。【町】</p> <p>○避難路における洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。【町】</p> <p>○平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する。【民間事業者】【県】【町】</p> <p><b>1-5 学校や社会福祉施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</b></p> <p>○学校施設の耐震化は完了している。非構造部材の耐震対策及び老朽対策を行い、防災機能を強化する。【町】</p> <p>○不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の促進を図る。また、社会福祉施設の耐震化について、補助金の交付や啓発活動の強化など、きめ細かな対策を</p>



<p>プログラム ごとの 推進計画</p>	<p>実施する。【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉施設について、民間施設に対しては耐震化促進のための補助金交付等の対策を行い、公立施設については適正な管理に取り組む。【町】</li> <li>○平成 28 年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、公共施設の質の向上や財政負担の軽減・平準化など、長期的な視点に立った改修・更新等を計画的に取り組む。【町】</li> <li>○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。【町】</li> <li>○公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。【町】</li> <li>○地域の状況を見据えた分署の整備、老朽化した消防車両の更新及び消防庫の改修改築を行い、火災予防や住宅用火災警報器の普及啓発を行う。また、広域的な連携体制を構築する。【町民】【民間事業者】【消防】【町】</li> <li>○地震発生に伴い、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難場所を確保し、避難場所表示看板の設置や総合防災訓練の実施など普段から住民に周知する。また、避難所運営マニュアルの策定に際しては、女性の視点を取り入れるとともに、高齢者、子ども及び障害者等の避難行動要支援者へ配慮した避難所のあり方や対応について検討する。【町民】【民間事業者】【町】</li> </ul>
	<p><b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）</b></p>
	<p><b>2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通インフラとして、県が行なう一般国道 207 号線の拡幅整備や、都市計画道路をはじめとした町道の整備を促進する。【国】【県】【町】</li> <li>○陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となる港湾機能の強化及び既存施設の老朽化対策を推進し、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【県】【町】</li> </ul>
	<p><b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。</b></p>
	<p><b>3-2 町庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害においても必要な機能を維持する体制を強化する。【町】</li> <li>○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【県】【町】</li> <li>○沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備を計画的かつ着実に推進するとともに、整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。また、海岸堤防開口部において、老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。【県】【町】</li> </ul>
<p><b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。</b></p>	
<p><b>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、交通インフラとして、都市計画道路をはじめとした町道の整備を進める。【町】</li> <li>○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。【町】</li> <li>○製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・対策を着実に推進する。【県】【町】</li> </ul>	

プログラム ごとの 推進計画	5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	○大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、補助幹線道路である都市計画道路西高田線の整備を促進する。【町】
	○基幹災害拠点病院である町内各医療機関への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。また、都市計画道路をはじめとした町道の整備を促進するなど、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。【病院】【町】
	○幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国県町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。【国】【県】【町】
	○幹線町道に設置されている大型標識・道路照明灯及び路面の性状調査を実施する。また、公共施設長寿命化計画等の定期的な点検及び計画の見直しを行う。【町】
	○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。【県】【町】
	<b>5-3 食料等の安定供給の停滞</b>
	○大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するため、補助幹線道路である都市計画道路西高田線をはじめとした町道の整備を促進する。【町】
	<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。</b>
	<b>6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止</b>
○水道施設については、長与町水道事業中長期計画及び長与町水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新及び耐震化を継続実施する必要がある。【町】	
<b>6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>	
○下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。【町】	
○老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化を計画的に行い、適正な維持管理に努める。【町】	
<b>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</b>	
○大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するため、補助幹線道路である都市計画道路をはじめとした町道の整備を促進し、交通インフラを強化する。【町】	
○道路の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。【民間事業者】【町】	
○基幹災害拠点病院である町内各医療機関への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。また、県が行う一般国道 207 号線の拡幅整備や、都市計画道路をはじめとした町道の整備を促進するなど、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。【県】【町】	
○幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、定期的な情報共有など、国県町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。【国】【県】【町】	
○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。【町】	
○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。【県】【町】	
○陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となる港湾機能の強化及び既存施設の老朽化対策を推進し、輸送モード間の連携等による複数輸送ルート確保を図る。【県】【町】	
<b>7 制御不能な二次災害を発生させない。</b>	
<b>7-1 大規模火災の発生</b>	
○市街地での大規模災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園の安全性の確保を図るため、公園施設における健全度を向上させる。【町】	

プログラム ごとの 推進計画	<b>7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</b>
	○人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を推進する。【町】
	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。</b>
	<b>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
	○災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や町有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていく。【町】
	<b>8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
○災害対応にあたる職員、施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結などを推進する。【町】	

## 7. 更新と大規模改修における試算（将来の見通し）

### (1) 更新費用推計の前提条件及び推計方法

現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、耐用年数経過後に現在と同じ規模で更新を行うとした場合に、今後 40 年間で必要となる経費についての試算を行う。

公共施設の更新費用の試算にあたっては、国土交通省が公表している「建築着工統計調査（令和 2 年度）」の長崎県の用途別、構造別データをベースに算出した。

また耐用年数にあたっては、減価償却資産の耐用年数表に記載されているものを採用し、大規模改修は鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造を 20 年に 1 度、鉄骨造が 10 年に 1 度とする。一方で木造やその他の施設については、長寿命化の効果が発揮できないと見なし、大規模改修を行わないこととする。

表 公共施設の更新期間

構造	標準的な耐用年数	長寿命化による延命年数
鉄筋コンクリート造	50 年	20 年
鉄骨鉄筋コンクリート造	50 年	20 年
鉄骨造	38 年	10 年
木造	24 年	延命期間なし
その他	30 年	延命期間なし

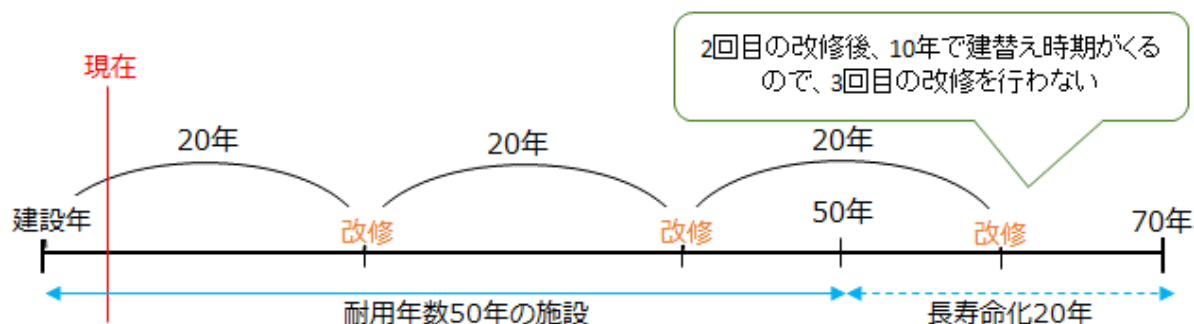


図 大規模改修回数の考え方

インフラ施設の更新費用については、一般財団法人地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフトを使用し、下表の前提条件・推計方法に基づいて求めた。

項目	前提条件及び推計方法																										
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の総面積の舗装耐用年数を 15 年として、年平均舗装更新量を算出し、これに以下の単価を乗じる</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般道路</td> <td>4,700 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>自転車歩行者道</td> <td>2,700 円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	更新単価	一般道路	4,700 円/㎡	自転車歩行者道	2,700 円/㎡																				
種別	更新単価																										
一般道路	4,700 円/㎡																										
自転車歩行者道	2,700 円/㎡																										
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 更新年数を 60 年として、橋梁全面積に対して以下の単価を乗じて単年度の更新費用を算出</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永久橋</td> <td>42.5 万円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	更新単価	永久橋	42.5 万円/㎡																						
種別	更新単価																										
永久橋	42.5 万円/㎡																										
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 更新年数を 40 年として、管路の口径別延長に対して以下の単価を乗じて単年度の更新費用を算出</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管径</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導水管</td> <td>300 mm未満</td> <td>10 万円/m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送水管</td> <td>300 mm未満</td> <td>10 万円/m</td> </tr> <tr> <td>300 mm～500 mm未満</td> <td>11.4 万円/m</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配水管</td> <td>～ 50 mm以下</td> <td>9.7 万円/m</td> </tr> <tr> <td>～ 75 mm以下</td> <td>9.7 万円/m</td> </tr> <tr> <td>～100 mm以下</td> <td>9.7 万円/m</td> </tr> <tr> <td>～150 mm以下</td> <td>9.7 万円/m</td> </tr> <tr> <td>～200 mm以下</td> <td>10 万円/m</td> </tr> <tr> <td>～250 mm以下</td> <td>10.3 万円/m</td> </tr> <tr> <td>～300 mm以下</td> <td>10.6 万円/m</td> </tr> </tbody> </table>	種別	管径	更新単価	導水管	300 mm未満	10 万円/m	送水管	300 mm未満	10 万円/m	300 mm～500 mm未満	11.4 万円/m	配水管	～ 50 mm以下	9.7 万円/m	～ 75 mm以下	9.7 万円/m	～100 mm以下	9.7 万円/m	～150 mm以下	9.7 万円/m	～200 mm以下	10 万円/m	～250 mm以下	10.3 万円/m	～300 mm以下	10.6 万円/m
種別	管径	更新単価																									
導水管	300 mm未満	10 万円/m																									
送水管	300 mm未満	10 万円/m																									
	300 mm～500 mm未満	11.4 万円/m																									
配水管	～ 50 mm以下	9.7 万円/m																									
	～ 75 mm以下	9.7 万円/m																									
	～100 mm以下	9.7 万円/m																									
	～150 mm以下	9.7 万円/m																									
	～200 mm以下	10 万円/m																									
	～250 mm以下	10.3 万円/m																									
	～300 mm以下	10.6 万円/m																									
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 更新年数を 50 年として、管路の全延長に対して以下の単価を乗じて単年度の更新費用を算出</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種別</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全管</td> <td>12.4 万円/m</td> </tr> </tbody> </table>	管種別	更新単価	全管	12.4 万円/m																						
管種別	更新単価																										
全管	12.4 万円/m																										



(2) 公共施設及びインフラ施設（普通会計※11）

前述の条件により得られた普通会計の公共施設等の更新費用の推計結果は、次のとおりである。

事後保全型管理※12 のままで標準的な耐用年数を迎える時期に全ての公共施設とインフラ施設を更新する場合、維持管理・修繕等に要する費用も含め、10年後の2031年度までに累計約199億円、40年後の2061年度までに約620億円の更新費用が発生する。

単純に40年間の更新費用を単年度計算すると、年額約15.5億円が必要となる。

また、公共施設等の管理を予防保全型管理※13 に切り替えて必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合の試算では、2061年度までに約599億円の費用が発生する結果となった。この場合、単年度あたりの費用は約15.0億円となる。

事後保全型管理と予防保全型管理の推計費用を比較すると、予防保全型管理の場合、施設等の長寿命化により、今後40年間の累計費用が約21億円縮減する効果が見込まれる。

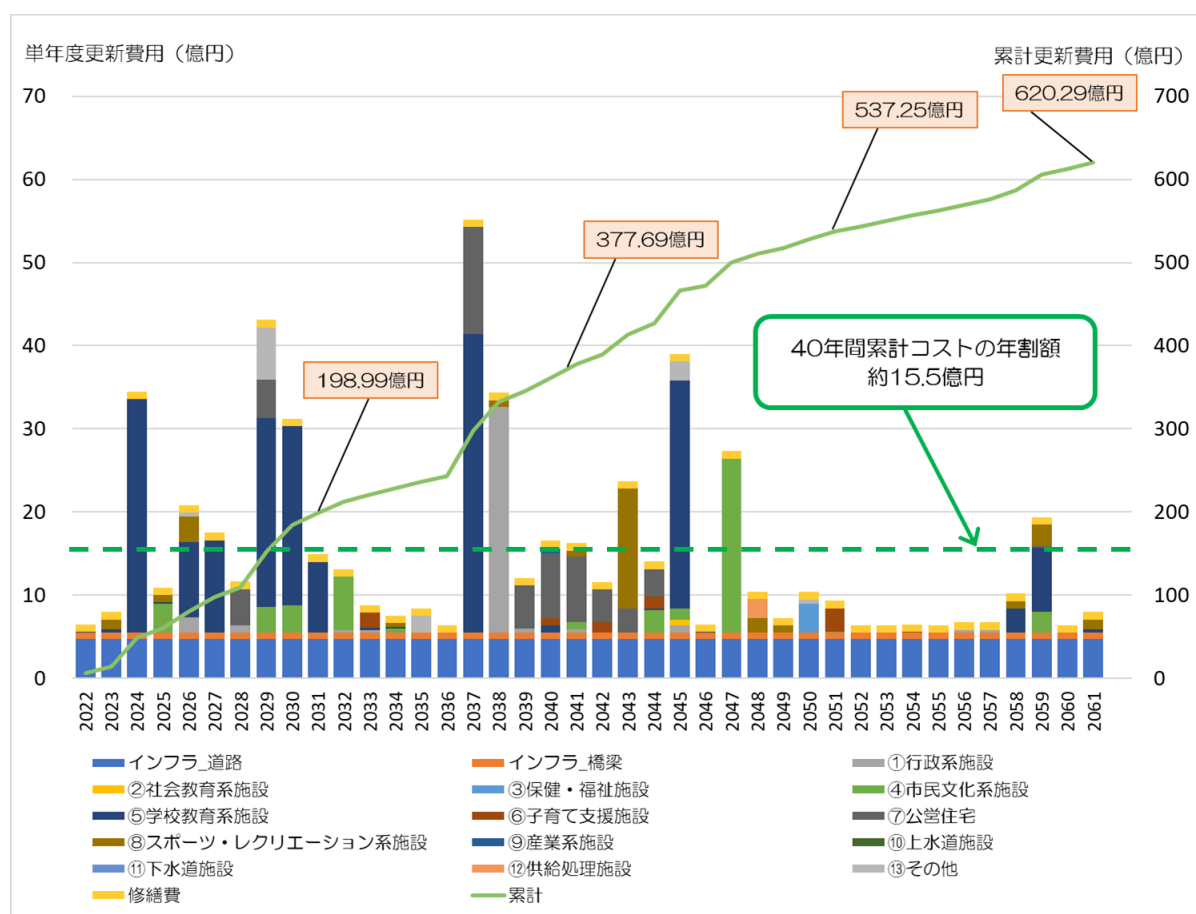


図 事後保全型管理による更新のみの場合の費用予測

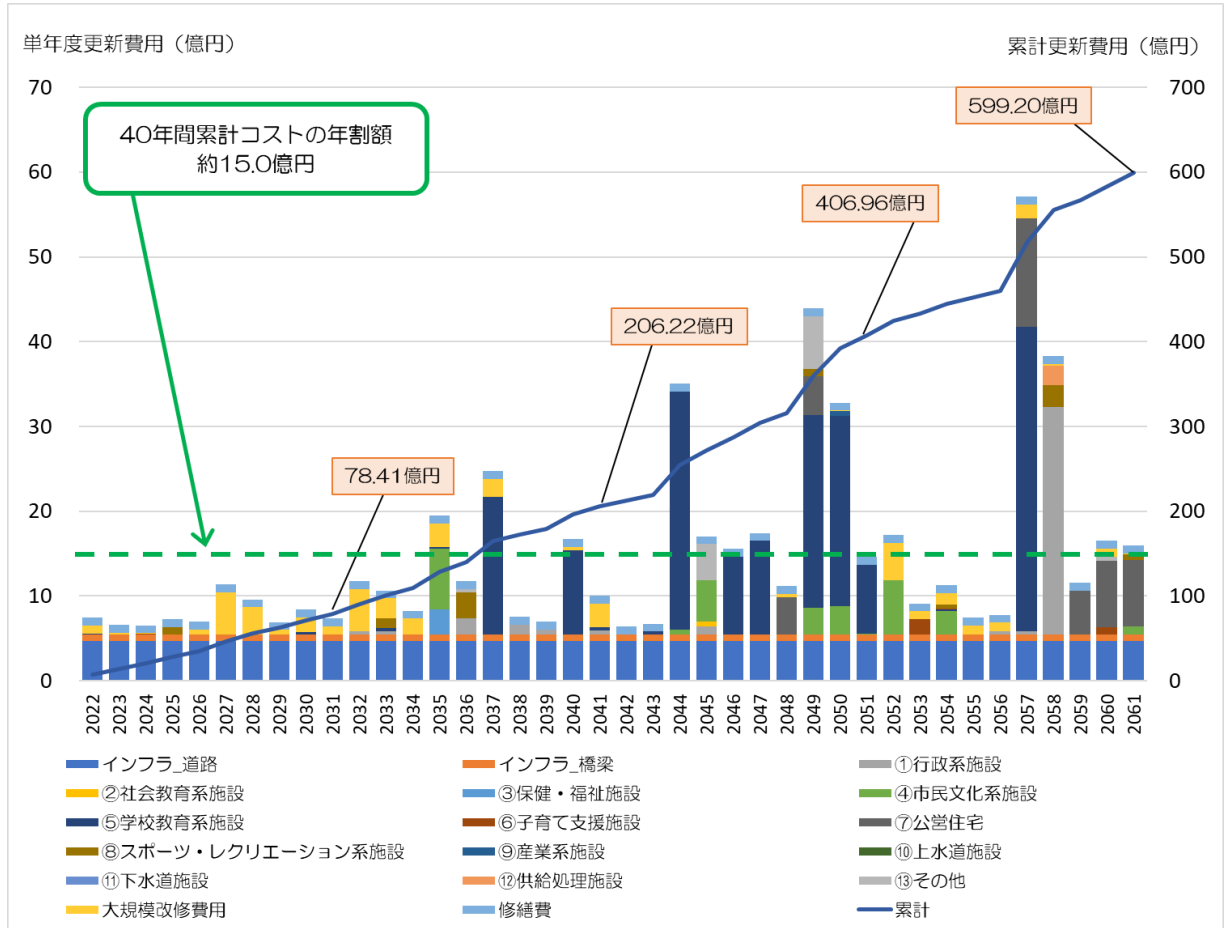


図 予防保全型管理による大規模改修を実施した場合の改修費・更新費用予測

表 事後保全型管理と予防保全型管理の推計費用比較

	(億円)				単年度あたり 費用
	～2031年度	～2041年度	～2051年度	～2061年度	
事後保全型	198.99	377.69	537.25	620.29	15.5
予防保全型	78.41	206.22	406.96	599.20	15.0
予防保全(長寿命化) によるコスト縮減効果額	-120.58	-171.47	-130.29	-21.09	

一方、P18の公共施設等の整備や管理運営に関する経費にあるとおり、本町における普通建設事業費と維持補修費の直近10年間の年平均額は約19.5億円である。

事後保全型管理、予防保全型管理のいずれの場合でも、単年度あたり費用は約15億円となっており、これを上回る金額となっているが、普通建設事業費には高田南土地区画整理事業など既存の大型建設事業に要する経費も含まれている。この点を考慮し、普通建設事業費か大型建設事業費の直近10年間の年平均額約8.9億円を控除すると、実際に公共施設等の維持管理・更新等に充てることができる費用の見込み額は約10.6億円に留まる。

この場合、公共施設の更新等に要する推計費用を賄うことが困難となるが、本町が抱える主な大型建設事業は今後5年から10年以内を目途に完了する予定となっていることから、それ以降は公共施設等の維持管理・更新等へ一定の予算を配分する余地が生じるものと見込まれる。

今後は、社会保障関連経費をはじめとした民生費や教育費など、今後もコストが増加する他の歳出予算とのバランスを考慮しつつ、計画的に公共施設等の維持管理・更新等に必要な予算を確保していく必要がある。

### (3) 公共施設及びインフラ施設（企業会計）

企業会計の公共施設等である上水道施設及び下水道施設の更新費用の推計結果は、次のとおりである。

事後保全型管理のままで標準的な耐用年数を迎える時期に企業会計の公共施設等を更新する場合、維持管理・修繕等に要する費用も含め、10年後の2031年度までに累計約135億円、40年後の2061年度までに約476億円の更新費用が発生する。この場合、単年度あたりの費用は約11.9億円となる。

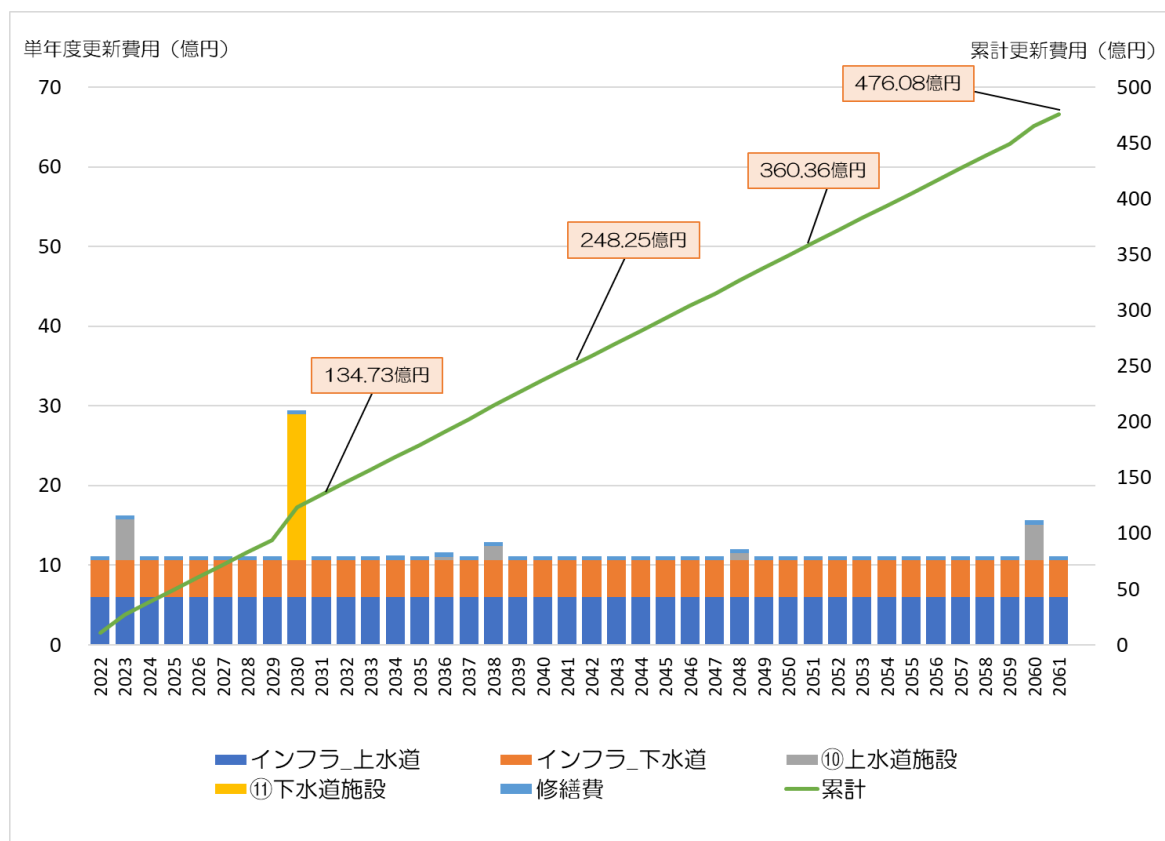


図 事後保全型管理による更新のみの場合の費用予測

一方、管理の内容を予防保全型管理に切り替えて必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合の費用は、2061年度までに約472億円が必要となることが予測される。また、この場合、単年度あたりの費用は約11.8億円となる。

普通会計同様、予防保全型管理による施設等の長寿命化により、今後40年間の累計費用が約4億円縮減する効果が見込まれる。

一方、現在、公共施設及びインフラ施設の修繕や改修・更新等に要している費用は年平均で約6.0億円となっている。

試算上は現在要している費用以上のコストが必要との結果となったが、実際の改修・更新等においては、施設等の老朽化状況などを踏まえた優先順位に応じて、限られた財源のもとで計画的な改修・更新を行うこととする。

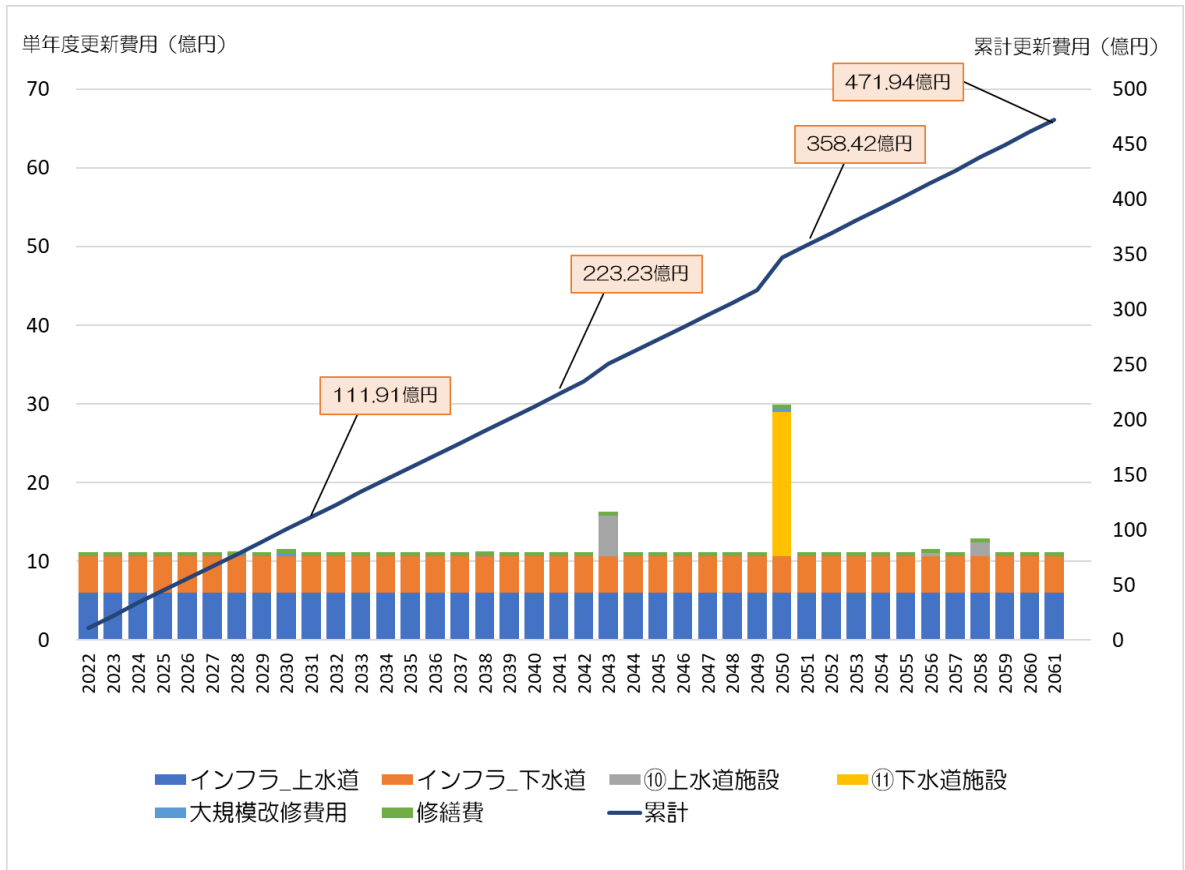


図 予防保全型管理による大規模改修を実施した場合の改修費・更新費用予測



## 8. 長与町を取り巻く現状と課題

### ①人口について

現状⇒ 近年の人口の推移は横ばいの傾向を示したものの、平成 28 年度から減少に転じており、令和 2 年度末の人口は 41,121 人となっている。

年齢 3 区分別人口の推移については、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口の割合は年々減少傾向にある一方、老年人口（65 歳以上）の割合は年々上昇しており、令和 2 年度末時点で 27.1%と超高齢社会の定義で示される 21.0%を超えている。

「長与町人口ビジョン」においても、2030 年（令和 12 年）には老年人口の割合が 3 割を超え、2045 年（令和 27 年）まで増加傾向が続くという見通しを立てている。

今後も人口減少傾向は避けられないものの、出生率の上昇や社会動態の均衡を達成することで、2050 年（令和 32 年）以降は人口構造の若返りが図られ、2060 年（令和 42 年）における本町の目標推計人口を約 37,000 人程度と設定している。

課題⇒ 全国的な人口減少・少子高齢化の進展により、本町においても長期的な人口減少は避けられないものの、「長与町人口ビジョン」における人口推計によれば、2030 年（令和 12 年）は 41,690 人、2040 年（令和 22 年）は 40,284 人と急激な人口減少は見込まれていない。一方、高齢化率の上昇が進むことから、それを背景とした公共施設等の利用需要が変化していくことが考えられる。公共施設等の利用状況や住民ニーズを的確に把握することが必要となる。

### ②財政について

現状⇒ 本町の財政は、近年 120 億円程（一般会計のみ）で推移しているが、歳出ではその 40%程を民生費が占めており、土木費が 13%程、公債費は 11%程となっている。

一方の歳入では、自主財源の中で大きなウエイトを占める町税は、近年 46 億円台で推移しており、自主財源と依存財源の割合はほぼ 1：1 である。

課題⇒ 普通建設事業費及び維持補修費の直近 10 年間の年平均額は約 19.5 億円であるが、ここから継続事業のうち大型建設事業見込み額を差し引くと、約 10.6 億円になる。

事後保全型はもちろん、コスト縮減効果が見込まれる予防保全型の維持管理を行った場合でも、今後 40 年間の単年度あたりの費用は約 15 億円となる試算であるため、いかにして今後の公共施設等の維持管理・更新等にかかるコストを確保するかが大きな課題となる。

一方、本町が抱える主な大型建設事業は今後 5 年から 10 年以内を目途に完了する予定となっていることから、それ以降は公共施設等の維持管理・更新等

へ一定の予算を配分する余地が生じるものと見込まれる。社会保障関連経費をはじめとした民生費や教育費など、今後もコストが増加する他の歳出予算とのバランスを考慮しつつ、計画的に公共施設等の維持管理・更新等に必要な予算を確保していく必要がある。

また、歳入においても、生産年齢人口の減少に伴って町税の減少が見込まれるため、公共施設等に関するコストをできる限り縮減することを目指し、かつ施設の有効活用等による歳入の確保の努力が必要である。

その他、小学校の建設など特定の事業を行う際に用いる特定目的基金については、今後の教育施設の改修等に備えて取り崩しを抑え、必要に応じて活用する予定としている。ただし、財政調整基金、減債基金を含めた基金全体では減少傾向にある。基金残高の減少は、将来の施設更新と関連性を有する問題であり、計画的な積立を行っていくなど対応を検討していく必要がある。

### ③公共施設保有量について

現状⇒ 町民 1 人あたりの面積から見た公共施設保有量は、2.77 m<sup>2</sup>であり、全国及び県内他市町の平均と比べると低い値である。また本町と人口及び行政面積が同規模程度の自治体との対比においても、平均値を下回っていた。

課題⇒ 全国、県内自治体及び類似団体との相対的な比較において、本町の保有量はいずれの平均よりも低い値であり、過剰な保有量を有しているとは言えない。このため、単純に「総量の縮減」として数値目標を掲げることは、まちづくりの観点や公共サービスの低下等を招く恐れがあることを鑑みると、慎重に検討すべき問題である。

これらを踏まえながら、人口の推移や財政状況を考慮した上で、施設保有量の適正化を適宜図っていくことが求められる。



## 第3章 公共施設等の計画的な管理 に関する基本的な方針

### 1. 計画期間

本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間と設定する。

これは、本計画が町の上位計画、関連計画や個別施設計画（長寿命化計画）と密接に関連するものであり、また、財政状況をはじめとする内的要因、社会情勢や国の政策などの外的要因を考慮し、一定の計画期間を設けるものである。

なお、計画期間中において、計画を見直すべき事象が生じた場合には、計画期間に関わらず適宜調整を図り、常に実効性ある計画となるよう留意するものとする。

また、公共施設・インフラ施設を問わず、公共施設等は保有するだけでその維持管理費が発生するものであることを鑑みると、本計画期間の満了を以って終了するというにはならず、それ以降も計画期間を延長し、継続的に対処する必要があることは明白である。

表 計画期間の変遷

	計画策定年度	計画始期	計画終期	計画年数
当初計画策定	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年)	平成38年度 (2026年度)	10年
計画改訂	令和3年度 (2021年度)	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)	10年

### 2. 現状から見るマネジメントのあり方

本町が保有する主な公共施設（76施設、総延床面積約114,067㎡）の内、建築後30年以上が経過している施設が約67%を占めている。

事後保全型管理を前提とする場合、インフラ施設を含む公共施設等の更新費用として、今後40年間に普通会計の対象施設で総額約620億円（年平均で約15.5億円）、企業会計の対象施設で総額約476億円（年平均で約11.9億円）が必要と推定される。

施設整備に充てることができる投資的経費である普通建設事業費及び維持補修費の過去10年間の平均額は約19.5億円であるが、継続事業にかかる事業費の見込みを差し引いた額を、約10.6億円と試算する。この場合、予防保全型管理への切替えによるコスト縮減を図る場合でも、年平均の費用を賄うことは難しいが、今後、主な大型建設事業の完了が予定されているため、公共施設等の維持管理・

更新等への一定の予算配分が見込まれる。しかしながら、民生費や教育費など他の予算においてもコスト増加が見込まれるため、限られた予算を計画的に執行していく必要がある。

さらに将来は人口の減少と同時に進行する高齢化率の上昇によって、町の財政状況は現在より厳しい状況になるとともに、公共施設等の質・量に対するニーズが大きく変化することが予測される。

今後、公共施設等の改修・更新にあたっては、その質・量のニーズに合った機能や規模を設定すると同時に、効率的な運用を目指した施設の統廃合や複合化<sup>※14</sup>・集約化<sup>※15</sup>、民間活力の導入等、様々な方策によって必要経費の縮減を図ることが必要である。

### 3. 現状の課題を解決する基本的な考え方

本町の現状と課題については、前章後段において述べたが、これらも加味した上で、施設マネジメントに対する考え方を検討する必要がある。

一般的に公共・民間に関わらず、施設マネジメントにおいては「品質」「供給」「財政」の3視点から施設運用を再検討していくことが望ましいとされている。

これら「品質」「供給」「財政」のバランスを取りながら、町全体で最適な公共施設等の整備戦略を策定することが公共施設マネジメントの役割である。限られた「財政」の中で「品質」と「供給」のバランスをとることに主眼を置くことが求められるため、個々の施設で「品質」と「供給」をコントロールするのではなく、地域全体の「品質」と「供給」のバランスを見極めながら施設整備を進めていかなければならない。また、地域全体で適正な「供給」になるようなコントロールと、不必要な財政支出を削減しながら行政サービスの質を向上させる新たな取組みが重要な鍵となる。

本計画は、「品質」向上と「財政」負担の縮減を実現するため、本町が保有すべき施設の「供給」とその具体的な整備計画を、住民・議会・庁内の各所管と検討するための基礎資料として策定する。

### 4. 基本方針

人口減少や財政悪化などの社会・経済情勢の変化の中で、持続可能な自治体経営を推進していくためには、事後保全型管理である場当たりのな修繕<sup>※16</sup>・改修だけでは不十分である。また日々老朽化していく施設に対して日常点検や定期点検などの維持管理の実施、また事故や災害などへの対応や社会・経済情勢などの変化に伴う要求にも耐えうる公共施設等の計画的な整備が求められている。公共施設マネジメントでは、これを「品質」の課題として捉える。

一方で様々な行政サービスを提供する拠点が不足している場合、行政サービスの品質を向上させるために過不足なく施設量を増やすことが求められる。逆に有

効活用されていない部屋や利用されていない公共施設等は、統廃合や用途変更などを検討することが必要となる。公共施設マネジメントでは、これを「供給」の課題として捉える。

また本町を含め、財政的に厳しい自治体では、公共施設等の整備に投入できる財源は限られている。そのため、財政状況を見捨てて「品質」と「供給」の両方を充実させることは現実的には不可能であり、財政からの視点を取り入れた対応をしなければ、適切な施設整備は実現できない。公共施設マネジメントでは、これを「財政」の課題として捉える。

以上の「品質」「供給」「財政」の各視点における、基本方針を次に定める。

#### (1) 「品質」に関する基本方針

品質に関する基本方針は下記のとおりとする。

- ① 既に整備されている公共施設・インフラ施設ともに長期にわたって使用できるように、長寿命化計画の策定を行うなどして、計画的な施設管理を行う。
- ② 「供給」との調整を図りつつ、現時点で「品質」が十分でない施設は優先的に対応する。特に、災害時の避難施設となっているものについては、「品質」の確保には十分留意する。
- ③ 今後整備を行う公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間の使用に耐えうる構造とする。

#### (2) 「供給」に関する基本方針

供給に関する基本方針は下記のとおりとする。

- ① 公共施設等は、それを保有することで廃止するまでの間、半永続的に維持管理コストが発生することを念頭に置き、適正な施設配置を含めた「供給」の全体的なバランスに留意する。
- ② 現在町が保有する公共施設の保有量は、全国や県内他市町、同規模団体との比較においては、平均値以下であるが、「品質」と「財政」からの視点によるすり合わせを十分に行い、適宜保有量の適正化に努める。
- ③ 将来のまちづくりの観点から、本町の総合計画（総合戦略）や都市計画マスタープラン等の上位計画及び関連計画との整合を図り、施設の再整備を行う。
- ④ 公共施設のライフサイクルコスト<sup>※17</sup>は、それを建設する際にかかる費用の3～4倍かかることから、新規建設にあたっては、施設の需要や維持管理にかかるコストなどの将来予測を踏まえ、本町のサイズに適合したものとする。



- ⑤ 民間代替が可能と判断できる公共施設については、民間施設の配置状況等を鑑み、「供給」のあり方を検討する。
- ⑥ 公共施設の更新・改修にあたっては、特に近接する施設との複合化・集約化を十分に検討する。この際には、施設の需要に対する供給の視点から、分析を行うものとする。

### (3) 「財政」に関する基本方針

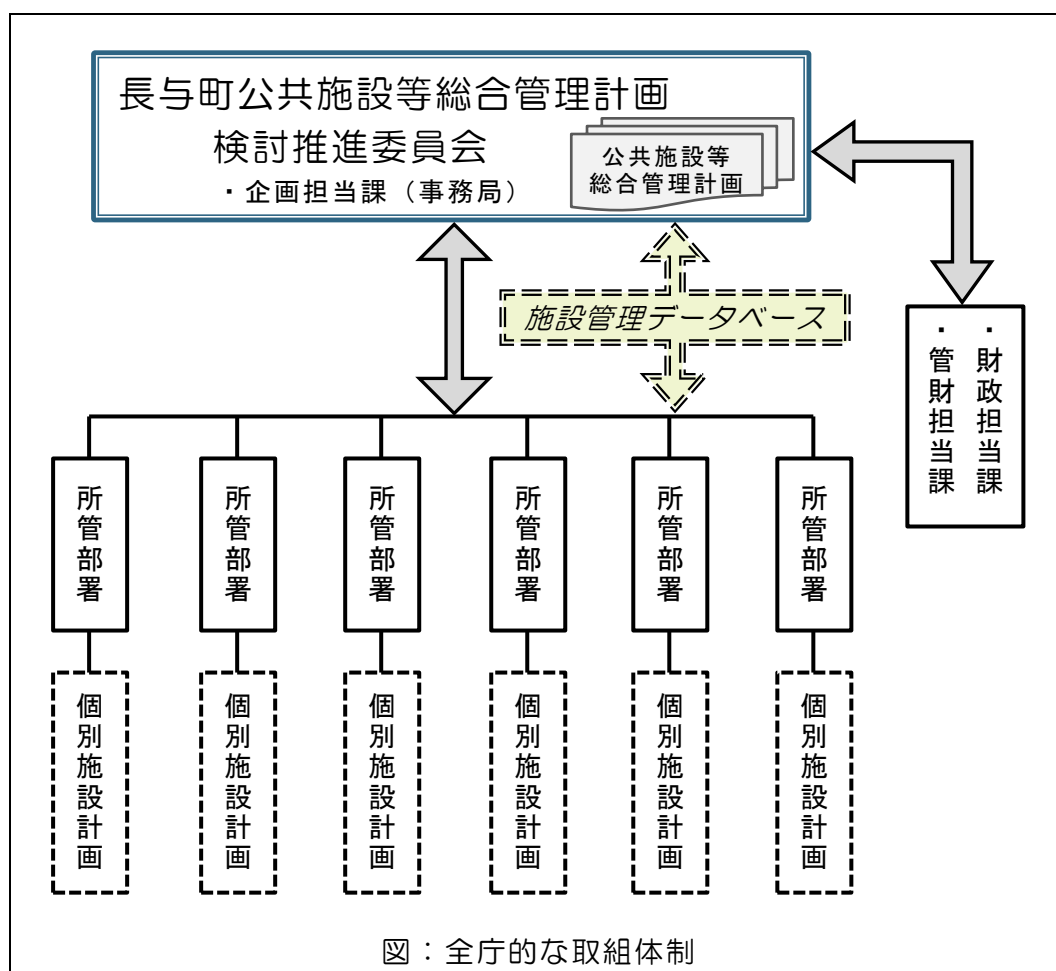
財政に関する基本方針は下記のとおりとする。

- ① 公共施設等の更新と改修等による長寿命化を計画的に行うことで、コストの縮減及び平準化を図る。
- ② コストの平準化にあたっては、更新等の事業期間を複数年度に渡って設定することも検討し、費用対効果を見極めた上で事業期間を定める。
- ③ 各施設の維持管理をより効果的・効率的に実施し、包括的な観点から必要経費の圧縮を図る。
- ④ 公共施設等の維持管理・更新等に必要な経費を賄うため、施設の有効活用を図るほか、各種補助金に加え、基金や基金の効果的な活用についても検討し、財源の確保に努める。
- ⑤ 財政負担の軽減及び官民協働によるまちづくりへの新たな方策について、PPP<sup>※18</sup>/PFI<sup>※19</sup>をはじめとした民間活力の導入を検討する。

## 5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進については、「長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会」を調整役として、各公共施設等を所管する部局間の調整を行い、全庁的な視点に基づいた意思決定を可能とする横断的な組織体制により行う。さらに、本計画に基づいた公共施設等の管理にあっては、財政運営、土地をはじめとする町有財産の管理との関わりが非常に大きいことから、財政担当課、管財担当課との調整についても密に行うものとする。

また、公共施設等の維持管理・有効活用を一体的に管理するための「施設管理データベース」の整備を図り、各施設所管部署が保有している情報の一元化、共有化によって、個々の分類にとらわれることなく、大局的視点に立って情報を収集し、各種の情勢の変化にも的確に対応していく。



## 6. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (ア) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の3種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴及び修繕・改修履歴の蓄積を行うことを目的として、施設管理データベースを構築する。

### (イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理に関する情報をデータ化の上一元管理し、データの活用、継続性、統一性、効果性を順次高め、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定めることにより、各年度の予算の平準化に努める。

なおこれまでの維持管理は「事後保全型管理」にて実施をしてきたが、これを「予防保全型管理」に改め、財政的・物理的な条件を加味した計画的な管理を行い、各施設の長寿命化を図ることを基本とする。

### (ウ) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、公共施設等の劣化状況の把握に努めた上で、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、計画的な更新・改修・除却の検討を行う。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、除却などの対策を講じ、安全性の確保を図る。

### (エ) 耐震化の実施方針

旧耐震基準に基づき建設された学校の校舎・体育館については、耐震診断を実施し、必要な耐震補強工事がすでに完了している。

しかしながらそれ以外の施設については、耐震診断及び耐震補強が終わっていない建物が存在する。

このため、施設の状況及び必要性を見極めた上で、耐震化に向けた取組みを進める。

#### (オ)長寿命化の実施方針

公共施設等の長寿命化と維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指す。

公共施設にあっては、計画的に点検・劣化診断を行い、それに基づいた維持管理・改修・更新を行うことで、施設の長寿命化を図ることを推進する。

しかし、すべての施設を無条件に長寿命化の対象とすることは避け、費用対効果等を検証した上で、長寿命化の是非について判断を行う。

また、インフラ施設についても、定期的な点検・診断等により劣化・損傷の程度や原因等を把握し、計画的な修繕・更新を検討する。

#### (カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）における「ユニバーサルデザインの街づくり」の考え方を踏まえ、公共施設等の整備、更新等に当たっては、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>※20</sup>に配慮するほか、施設のバリアフリー<sup>※21</sup>化による利便性の向上に努めることとする。

#### (キ)統合や廃止の推進方針

「長与町人口ビジョン」で示されているとおり、本町においても高齢化が進んでいくことが予測される。このため、施設に対するニーズの変化を「現在」と「将来」の視点からの確に捉えて対応することが求められる。

まず、公共施設の更新を行う場合には、単一機能での建替えを基本とするのではなく、機能の集約化・複合化の可否について検討する。その際には、財政負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについても検討し、施設の機能水準の見直しを合わせて行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないか、民間等の類似施設によって代替可能な機能はないか等の検討を行い、その機能を不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提としつつ、ダウンサイジング<sup>※22</sup>を行うことを検討する。

その他、統合・廃止により余剰となった施設・土地については、売却等により財源の確保に努める。

## (ク)管理体制の構築方針

総合的かつ計画的な公共施設等の管理を実現するため、公共施設及びインフラ施設の担当職員への技術研修を実施するとともに、施設管理データベースを活用することで適正管理に必要な環境を構築する。

- 公共施設
  - 専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検をはじめとする維持管理について情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図る。
  - 「施設管理データベース」にて施設情報の一元管理を行う。
  - 施設の点検、修繕、改修の履歴や維持管理費等を「施設管理データベース」に順次データとして記録・更新していき、蓄積された情報を基に、関係各課と必要な協議を行う。
- インフラ施設
  - 施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのための、外部研修会や講習会への積極的な参加に努める。

## (ケ)PDCA サイクルの推進方針

庁内で設置した「長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会」を活用し、年度ごとに計画の進捗管理を行うほか、横断的な情報共有を図る。

また財政状況をはじめとした内的要因や、社会情勢などの外的要因を注視し、適宜計画の改訂を行い、実効的な計画となるようフォローアップに努める。

なお本計画については、ホームページで公表することとし、見直しを実施した場合においても同様とする。





## 第4章 施設類型ごとの管理 に関する基本的な方針

本章では、本計画の対象とする公共施設等について、前章の「公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針」を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を示す。

なお、個々の施設等に関する具体的な方針や利用状況等については、個別施設計画に記載する。

表 公共施設等の施設類型

区分	施設類型	個別施設計画
公共施設	(1) 学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
	(2) 公営住宅	長与町公営住宅長寿命化計画
	(3) その他	長与町公共施設個別施設計画
インフラ施設	(1) 道路	維持管理計画 (長与町路面性状調査及び維持管理計画)
	(2) 橋梁	長与町橋梁長寿命化修繕計画
	(3) 上水道	長与町水道ビジョン
	(4) 下水道	長与町下水道ストックマネジメント計画
	(5) 公園	長与町公園施設長寿命化計画
	(6) その他	—

### 1. 公共施設の基本方針

本計画の対象となる各公共施設と施設類型（個別施設計画）の対応は下記対応表のとおりである。

表 公共施設と施設類型の対応表

No.	施設名	施設類型	個別施設計画
1	長与小学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
2	洗切小学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
3	高田小学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
4	長与北小学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
5	長与南小学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
6	長与中学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
7	長与第二中学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
8	高田中学校	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
9	給食共同調理場	学校施設	長与町学校施設の長寿命化計画
10	長与北部地区多目的研修集会施設	その他	長与町公共施設個別施設計画
11	長与町勤労青少年ホーム（3,4階部分のみ）	その他	長与町公共施設個別施設計画

12	長与町働く婦人の家	その他	長与町公共施設個別施設計画
13	長与町宿泊研修施設「つどいの家」	その他	長与町公共施設個別施設計画
14	陶芸の館	その他	長与町公共施設個別施設計画
15	長与町民文化ホール	その他	長与町公共施設個別施設計画
16	長与南交流センター	その他	長与町公共施設個別施設計画
17	長与町ふれあいセンター（1,2階部分）	その他	長与町公共施設個別施設計画
18	図書館（旧役場庁舎）	その他	長与町公共施設個別施設計画
19	長与町公民館	その他	長与町公共施設個別施設計画
20	高田地区公民館	その他	長与町公共施設個別施設計画
21	上長与地区公民館	その他	長与町公共施設個別施設計画
22	上長与体育館	その他	長与町公共施設個別施設計画
23	長与総合公園 長与町民体育館	その他	長与町公共施設個別施設計画
24	長与総合公園 水泳プール	－	施設規模・使用頻度を考慮し、基本的に事後保全と判断
25	長与総合公園 運動公園広場	－	施設規模・使用頻度を考慮し、基本的に事後保全と判断
26	長与総合公園 テニス広場	－	施設規模・使用頻度を考慮し、基本的に事後保全と判断
27	長与総合公園 野外ステージ	－	施設規模・使用頻度を考慮し、基本的に事後保全と判断
28	長与総合公園 ふれあい広場	－	ハコモノなし
29	長与総合公園 相撲広場	－	ハコモノなし
30	天満宮公園 公園グラウンド	－	ハコモノなし
31	多目的芝生広場	－	ハコモノなし
32	長与シーサイドパーク	－	ハコモノなし
33	長与町武道館	その他	長与町公共施設個別施設計画
34	長与町海洋スポーツ交流館	その他	長与町公共施設個別施設計画
35	長与町カキツギセンター-潮井崎交流館	その他	長与町公共施設個別施設計画
36	中尾城公園管理棟	－	インフラ施設（公園）に含む
37	長与町ペーロン資料館	－	施設使用頻度が低く、基本的に事後保全と判断
38	高田保育所	その他	長与町公共施設個別施設計画
39	高田児童館	その他	長与町公共施設個別施設計画
40	上長与児童館	その他	長与町公共施設個別施設計画
41	長与北児童館	その他	長与町公共施設個別施設計画
42	長与南児童館	その他	長与町公共施設個別施設計画
43	長与児童館	その他	長与町公共施設個別施設計画
44	児童クラブクローバー（長与南児童館敷地内）	－	構造が簡易であり、基本的に事後保全と判断
45	長与町健康センター（3,4階部分）	その他	長与町公共施設個別施設計画
46	老人福祉センター「丸田荘」	その他	長与町公共施設個別施設計画
47	第1分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
48	第2分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
49	第3分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
50	第4分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
51	第5分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
52	第6分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
53	第7分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
54	第8分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
55	第9分回格納庫	その他	長与町公共施設個別施設計画
56	長崎振興局長与都市開発事業所	－	他主体（長崎県）による管理運営
57	長与町役場庁舎	その他	長与町公共施設個別施設計画
58	ニュータウン防災センター	－	上長与児童館に含む
59	東高田町営住宅	公営住宅	長与町公営住宅長寿命化計画
60	岡岬公営住宅	公営住宅	長与町公営住宅長寿命化計画
61	西高田町営住宅	公営住宅	長与町公営住宅長寿命化計画
62	南陽台住宅（適応指導教室）	－	施設使用頻度が低く、基本的に事後保全と判断
63	高田南土地地区画整理事業にかかる仮設住宅	－	他主体（長崎県）による管理運営
64	まんてん	その他	長与町公共施設個別施設計画
66	長与町営駐車場	その他	長与町公共施設個別施設計画
67	長与駅舎（コミュニティホール他）	その他	長与町公共施設個別施設計画
68	長与町し尿投入施設	－	他主体（環境施設組合）による管理運営
69	時津クリーンセンター	－	他主体（環境施設組合）による管理運営
70	クリーンパーク長与	－	他主体（環境施設組合）による管理運営
71	第1浄水場	－	インフラ施設（上水道）に含む

72	第2浄水場	—	インフラ施設（上水道）に含む
73	第3浄水場	—	インフラ施設（上水道）に含む
74	東高田浄水場	—	インフラ施設（上水道）に含む
75	笠山浄水場	—	インフラ施設（上水道）に含む
76	長与町水道局庁舎	—	インフラ施設（上水道）に含む
77	長与浄化センター	—	インフラ施設（下水道）に含む

### (1) 学校施設

安全性や品質の確保を最優先とした計画的な維持管理を行い、コストの縮減及び平準化を図る。また、定期的な各施設の劣化状況の把握を行い、修繕計画に反映し、これまで以上に長く利用できるように長寿命化に努める。特に屋上・屋根や外壁の防水性の低下は躯体の寿命に大きく影響するため、優先的な改修に努める。

### (2) 公営住宅

予防保全的な修繕及び耐久性向上などを図る改善を計画的に実施することで、住宅の長寿命化を図る。屋上防水、外壁改修、給排水管などの仕様のグレードアップによる耐久性向上を図る改善により、建物の延命化及び修繕周期の延長によるライフサイクルコストの縮減を図る。標準的な修繕周期に従って住棟単位で定期点検を実施し、住宅の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕工事の効率的な実施を図る。

### (3) その他

本町の公共施設保有量や利用状況を踏まえ、現在の保有量を維持することを目的に、施設の長寿命化を図る。

施設を更新する際には、利用状況を踏まえた施設規模とするほか、他施設との複合化・集約化を検討・実施することで、保有量の縮減を図る。

## 2. インフラ施設の基本方針

### (1) 道路

修繕の必要性和路線特性や機能性、安全性等を考慮して修繕の優先順位を定める。

計画的な維持管理を行うことで維持管理コストの縮減、年間予算にばらつきや過度なピークが生じないように平準化を図る。

ライフサイクルコストの低減を図るため、予防保全が望ましい段階（ひび割れ率が20%未満）の舗装について、防保全の観点からクラックシールを定期的の実施し、舗装の長寿命化を進める。

## (2) 橋梁

大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全・安心な道路交通網を確保するため、適切な時期に修繕を行う予防保全型の橋梁管理へ転換することにより橋梁の長寿命化を図る。

対策の優先順位については、橋梁の判定区分、健全度に加えて、路線の交通量や利用状況等の特徴や立地条件、利用者・周辺住民に対する影響等を考慮し、総合的に判断する。

補修については、早期に修繕が必要な橋梁から優先着手する。

## (3) 上水道

第1浄水場を中心に、特に機械・電気設備類の老朽化が進行しており、財源の確保を図りつつ、計画的に更新を進める。

送配水施設も浄水施設と同様に老朽化が進行しているため、将来に向けて施設の更新整備を計画的に進める。

管路については老朽化が進行したものは少ないものの、いずれ大規模な更新需要が発生することになるため、耐震化も考慮して今後の更新計画を検討する。

## (4) 下水道

管渠及び処理場の長寿命化や投資の平準化を目的に、管渠・処理場について点検・調査を行い、施設状態を把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら修繕・改築を計画的かつ効率的に行うストックマネジメントを行う。

## (5) 公園

財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する。

予防保全管理施設については、定期的な補修対策を行うことで、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、事後保全型管理施設を含む全公園施設について、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

## (6) その他（河川、港湾、農業施設、急傾斜地法面等）

本計画の基本方針を踏まえ、計画的な維持管理・点検・修繕を行うとともに、施設の老朽化状況等に応じて予防保全型を行う。

## 用語解説（五十音順）

用 語		解 説
あ 行	維持管理 ※2	施設、設備、構造物などの機能の維持のために必要となる点検、調査、補修などをいう。
	一般会計 ※6	教育や福祉、土木などの町民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な経費を計上している会計のことをいう。
か 行	改修（大規模改修） ※5	建物や構造物の一部を、必要とされる機能に応じて部分的に新しく作り変えることをいう。「大規模改修」は、想定される耐用年数までの間、施設として十分な性能を維持（向上）するために集中的に行う改修のことをいう。
	公共サービス ※4	広く一般の人々の福利のために公的機関が供する業務であり、教育・医療・交通・司法・消防・警察などをいう。
	更新 ※1	老朽化などに伴い機能が低下した施設などを取り替え、同程度の機能に再整備すること。公共施設等の建替えや再整備のことをいう。
さ 行	事後保全型管理 ※12	構造物や建築物の損傷が顕在化した後、機能不全に陥る前に対策を行う管理手法をいう。
	修繕 ※16	日常的な維持管理の中で、破損や劣化による不具合が生じている箇所を補修などにより、元の状態に戻すことをいう。
	集約化 ※15	同一又は類似する機能を有する施設を一つの施設にまとめて、一体の施設として整備することをいう。
た 行	耐震基準 ※9	構造物や建築物に対して、それらが最低限の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のことをいう。「旧耐震基準」とは昭和56年6月1日の建築基準法改正前の基準であり、「新耐震基準」はそれ以降の基準である。「新耐震基準」では、大規模な地震でも倒壊、損壊しないことが求められている。
	ダウンサイジング ※22	更新対象施設が提供するサービスの将来需要の予測を踏まえ、施設規模を縮小することをいう。
	長寿命化 ※3	計画的な点検や修繕・改修を実施し、施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことによって、施設の耐久性を高め、建替えの周期を伸ばす取組のことをいう。
	投資的経費 ※7	道路、橋りょう、公園、学校、市営住宅の建設など、社会資本として将来に残すものを整備するための建設や大規模改修、用地購入などに充てられる経費をいう。



用語		解説
は 行	バリアフリー ※21	住宅、公共施設、交通機関、身の回りの商品などを、障害者や高齢者が生活する上で支障のない構造や仕様にすることをいう。
	複合化 ※14	一つの施設・建物の中に異なった目的と機能を持った施設を組み合わせて整備することをいう。
	普通会計 ※11	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他の地方公共団体と統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分であり、一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいう。
	普通建設事業費 ※8	投資的経費から災害復旧事業費及び失業対策事業費を除いた経費をいう。
や 行	有形固定資産減価償却率※10	有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを示す。
	ユニバーサルデザイン※20	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいう。
	予防保全型管理 ※13	構造物や建築物の損傷が顕在化する前の早期段階に、予防的な修繕などの対策を行う管理手法のことをいう。
ら 行	ライフサイクルコスト ※17	施設等の企画・設計・施工から、維持管理・最終的な解体・廃棄に至る全期間（ライフサイクル）で必要な費用の総額のことをいう。イニシャルコストとランニングコスト（維持・運営コスト）に分けられる。
P	PFI ※19 (Private Finance Initiative)	民間資金を活用した社会資本整備。地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札等で募る手法をいう。
	PPP ※18 (Public Private Partnership)	官と民の提携。事業の企画段階から民間事業者が参加する等、幅広い範囲を民間に任せる手法をいう。PPPの主な実施手法として、PFIや指定管理者制度、包括的民間委託などがある。